

誰もが自分らしく生きることができる 社会の実現を目指す実行プラン

～ 荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）～

令和3年5月

荒 川 区



はじめに

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。荒川区では、「荒川区基本構想」の基本理念に、「全ての区民の尊厳と生きがいの尊重」を掲げ、区民一人ひとりの生命、人格、人権が尊重され、誰もが自由で多様な生き方を選択できるまちを目指しています。

平成 27 年（2015 年）の「国連持続可能な開発サミット」で採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に掲げる持続可能な開発目標（SDGs）では、「誰一人として取り残さない（leave no one behind）」を理念とし、人としての尊厳・基本的人権の保障を目指しています。この中で目標の 1 つとして掲げられているジェンダーの平等の達成は、全ての SDGs を達成するために不可欠の手段として位置付けられ、国際的に取組が進められています。

今なお感染拡大が続く新型コロナウイルス感染症により、私たちの日々の暮らしは一変し、外出自粛による配偶者等からの暴力（DV）の被害や、非正規労働者・ひとり親家庭の経済的な困難、女性の雇用や所得への影響等の課題も顕在化しました。一方で、暮らし方や働き方の見直しにより、これまでにない新しい形での男女共同参画の可能性も期待されています。

この度の本計画の策定に当たっては、こうした社会情勢も踏まえ、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現」を基本理念として掲げ、区政の各分野において重点的に取り組んでいくべき内容を取りまとめました。今後、本計画を着実に推進することにより「幸福実感都市あらかわ」の実現に向けた取組を全力で進めてまいりますので、皆様の御支援、御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に御尽力を賜りました権丈英子委員長を始め、策定委員の皆様、貴重な御意見をお寄せくださった区民の皆様に心から感謝を申し上げます。

令和 3 年 5 月

荒川区長
西川 太一郎



目次

第1章 計画の枠組み

1	計画策定の目的	2
2	計画策定の背景	2
	(1) 国際社会の動き (2) 国の動き	
	(3) 東京都の動き (4) 荒川区の取組	
3	計画の位置付け	7
4	計画の概要	7
	(1) 計画の期間 (2) 計画策定の体制	
	(3) 計画の進捗管理・評価 (4) 計画の見直し	

第2章 基本的な考え方

1	現状と課題	10
2	計画の基本理念及び基本目標	17
3	計画の体系	18

第3章 施策の方向性と施策

基本目標1	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	22
1	人権尊重・男女平等教育の推進	23
2	多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進	25
3	あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進	27
基本目標2	あらゆる分野において男女共同参画を推進する	31
1	区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	32
2	地域を活性化させる活動の促進	32
3	危機管理対策における男女共同参画の推進	35
4	生涯にわたる男女の健康づくり支援	36
基本目標3	全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する	38
1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	39
2	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	39
3	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	41
4	切れ目のない就労支援	43
5	地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	45
基本目標4	計画推進のための体制を整備する	47
1	男女平等推進センター(アクト21)の機能の充実	47
2	区民参画による推進体制の整備	48
3	男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり	48

【参考資料】	5 1
荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱	5 2
荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員名簿	5 4
荒川区男女共同参画推進委員会設置要綱	5 5
荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過	5 7
荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果	5 8
第 44 回荒川区政世論調査（抜粋）	7 3
令和元年度荒川区民総幸福度（G A H）に関する区民アンケート調査（抜粋）	9 5
男女共同参画社会基本法	9 7
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律	1 0 2
女性の職業生活における活躍の推進に関する法律	1 1 3

第 1 章 計画の枠組み

第1章 計画の枠組み

1 計画策定の目的

誰もがかけがえのない存在として人権が尊重され、自由で多様な生き方を
選択できる社会の実現は、全ての人々の切実な願いであり、区民一人ひとりが
幸福を実感できるまちを目指す「荒川区基本構想」の基本理念でもあります。
こうした社会を実現するには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性
自認・性的指向、立場等にかかわらず、互いを認め合い、個々人の個性と能
力を十分に発揮できる環境を整備していくことが必要です。職場、学校、家
庭、地域等、日常生活のあらゆる分野に密接に関わる男女共同参画を推進し
ていくことは、その大きな原動力となります。

本計画は、こうした趣旨を踏まえ、「男女共同参画社会基本法」第14条第
3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護
等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の
職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村
推進計画を包含する計画として、誰もが自分らしく生きることができると
社会の実現を目指し、区政の各分野において必要な施策を総合的に推進す
ることを定めるものです。

2 計画策定の背景

(1) 国際社会の動き

平成7年(1995年)の第4回世界女性会議において採択された「北京宣
言・行動綱領」が男女共同参画・女性活躍推進の国際的な基準となり、以降
5年ごとに、世界全体で進捗と課題を振り返る取組が行われてきました。

平成22年(2010年)には、これまで女性の地位向上を進めてきた4つ
の国連機関を統合・強化した「ジェンダー平等と女性のエンパワーメントの
ための国連機関(UN-Women)」が発足し、女性の政治参画とリーダーシップ
の促進、女性の経済的エンパワーメント、女性・女兒に対する暴力の撤廃等
が重点分野として取り組まれてきました。

さらに、平成27年(2015年)には、「国連持続可能な開発サミット」に
おいてSDGs(持続可能な開発目標)が採択され、持続可能性に関する世
界の諸問題についての17のゴールが示されました。この中で「目標5 ジ
ェンダーの平等の達成とすべての女性と女兒のエンパワーメント」は、全
てのSDGsを達成するために不可欠の手段であるとして、国際的な取組の
加速化が図られています。

また、新型コロナウイルス感染症の拡大により世界規模での社会的危機
下にある中で、国連は令和2年(2020年)4月の報告書において、新型コ
ロナウイルス感染症が女性及び女兒に及ぼす悪影響は、健康から経済、安全、
社会保障に至るまでのあらゆる領域で大きくなっていることを指摘し、女

性への影響を踏まえた政策的対応の重点事項を示しました。ジェンダー平等の視点に立った政策立案と具体的な対応に向けて、国際的な協調がますます重要になっています。

男女共同参画に関する国際的な指数

2019年に国連開発計画（UNDP）が発表した「人間開発報告書2019」によると、我が国は、人間開発指数（HDI）が189の国と地域中19位、ジェンダ - 不平等指数（GII）が162か国中23位となっています。一方、世界経済フォーラムが2021年に発表したジェンダーギャップ指数（GGI）は156か国中120位となっています。

人間開発指数 = HDI

「長寿で健康的な生活」「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測るもの（平均寿命、1人当たりGDP、就学率等）

ジェンダ - 不平等指数 = GII

国家の人間開発の達成が男女の不平等によってどの程度妨げられているかを明らかにするもの（妊産婦死亡率、国会議員の女性割合、中等教育以上の教育を受けた人の割合（男女別）等）

ジェンダーギャップ指数 = GGI

世界経済フォーラムが各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、健康分野、政治分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできるもの

人間開発指数（2018年）

順位	国名	HDI 値
1	ノルウェー	0.954
2	スイス	0.946
3	フィンランド	0.942
4	ドイツ	0.939
4	香港	0.939
19	日本	0.915

ジェンダー不平等指数（2018年）

順位	国名	GII 値
1	スイス	0.037
2	スウェーデン	0.040
2	デンマーク	0.040
4	オランダ	0.041
5	ノルウェー	0.044
23	日本	0.099

ジェンダーギャップ指数（2021年）

順位	国名	GGI 値
1	アイスランド	0.892
2	フィンランド	0.832
3	ノルウェー	0.842
4	ニュージーランド	0.799
5	スウェーデン	0.820
120	日本	0.652



ジェンダ - ギャップ指数（GGI）の順位は、人間開発指数（HDI）やジェンダー不平等指数（GII）の順位と比べて著しく低くなっています。健康（65位）と教育（92位）の分野では、日本にジェンダーギャップはほとんどないとの評価をされていますが、他の多くの国も評価が高いため、差がつかせませんでした。

政治（147位）や経済（117位）における意思決定に参加する機会等において、諸外国と比べて男女間の格差が大きいため、順位が低くなっています。

<参考；令和2年度版男女共同参画白書 / 内閣府総合情報誌『共同参画』令和3年5月号>

(2) 国の動き

男女共同参画基本計画

平成11年に制定した「男女共同参画社会基本法」に基づき、平成12年「男女共同参画基本計画」を策定以降、平成17年に第2次、平成22年に第3次、平成27年に第4次の男女共同参画基本計画を策定し、男女共同参画社会の促進を図ってきました。

令和2年12月には、「第5次男女共同参画基本計画～すべての女性が輝く令和の社会へ～」を策定し、以下に掲げる4つの社会の実現を通じて、男女共同参画社会の形成の促進を図っていくこととしています。同計画では、令和12年度末までの「基本認識」並びに令和7年度末までを見通した「施策の基本的方向」及び「具体的な取組」が定められています。

男女が自らの意思に基づき、個性と能力を十分に発揮できる、公正で多様性に富んだ、活力ある持続可能な社会

男女の人権が尊重され、尊厳を持って個人が生きることのできる社会
仕事と生活の調和が図られ、男女が共に充実した職業生活、その他の社会生活、家族生活を送ることができる社会

あらゆる分野に男女共同参画・女性活躍の視点を取り込み、SDGsで掲げられている包摂的かつ持続可能な世界の実現と軌を一にした取組を行い、国際社会と協調する社会

働く場における環境整備

(男女雇用機会均等法)

- ・ 雇用分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等を図ることを目的として、昭和60年に「雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(男女雇用機会均等法)」を制定以降、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。セクシュアル・ハラスメント対策についても、平成9年に事業主に対する配慮義務を定めて以降、対象の範囲を順次拡大しています。また、平成29年の改正では、働き方改革の取組の一環として、事業主に対して、妊娠・出産を理由とする不利益取扱いの禁止や上司・同僚からの妊娠、出産等に関する嫌がらせの防止措置を講ずることが義務付けられました。

(育児・介護休業法)

- ・ 仕事と育児の両立を図ることを目的として、平成3年「育児休業法」の制定により育児休業制度を法制化した後、平成7年には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(育児・介護休業法)」として、介護休業制度の法制化を図る等、数次にわたる改正により強化・充実を図ってきました。平成29年の改正では、働き方改革の取組の一環として、育児休業等の対象となる子の範囲の拡大や育児休業・介護休業・介護休暇を取得しやすい環境整備を図りました。

(女性活躍推進法)

- ・ 働く場で活躍したいと希望する全ての女性が、その個性と能力を十分に発揮できる社会を実現するため、平成28年4月1日に「女性の職業

生活における活躍の推進に関する法律（女性活躍推進法）」を施行し、一定規模以上の事業主に対し、数値目標を盛り込んだ行動計画の策定・公表や、女性の職業生活における活躍に関する情報の公表が義務付けられました。令和元年には、行動計画の策定義務の対象事業所拡大や情報公表の強化等を内容とする改正が行われました（対象事業所拡大の改正は令和4年4月1日施行）。

（労働施策総合推進法）

- ・ 令和元年に、「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（労働施策総合推進法）」が改正され、パワー・ハラスメントの防止対策を法制化しました。

家庭の場等における環境整備

（DV防止法）

- ・ 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図ることを目的として、平成13年に配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）を制定以降、数次にわたる改正により対象範囲の拡大等、強化・充実を図ってきました。令和元年の改正では、児童虐待と密接な関係があるとされる被害者の適切な保護を図るため、相互に連携協力を図るべき機関として児童相談所が明記されました。

（児童福祉法・児童虐待防止法）

- ・ 全国各地で児童虐待に係る痛ましい事件が発生している状況を踏まえ、近年では、平成28年、平成29年、令和元年に児童福祉法及び児童虐待防止法を改正し、児童虐待防止対策の強化・充実を図りました。令和元年の改正では、体罰の禁止を法制化し、児童の権利擁護を明確化する改正が行われました。

（高齢者虐待防止法）

- ・ 高齢者の権利を擁護し、高齢者に対する虐待の防止や早期発見に向けた取組の促進を図るため、平成18年に、「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（高齢者虐待防止法）」が施行されました。

（障害者虐待防止法・障害者差別解消法）

- ・ 障がい者の権利を擁護し、障がい者に対する虐待の防止や早期発見に向けた取組の促進を図るため、平成24年に「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（障害者虐待防止法）」が施行され、平成28年には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」が施行されました。

その他

- ・ 平成30年に民法を改正し、女性の婚姻年齢を18歳に引き上げ、男女の婚姻開始年齢を統一することとしています（令和4年4月1日施行）。
- ・ 国会や地方議会における男女共同参画の推進を図るため、平成30年に、「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」を制定しました。
- ・ 刑罰法規の分野では、平成28年に「ストーカー行為等の規制等に関

する法律（ストーカー規制法）」の改正により、規制対象の拡大や罰則を強化したほか、平成29年の刑法の改正により、性犯罪規定を改め、性別を問わずに適用するとともに、非親告罪化や法定刑の引上げ等が行われました。

- ・ 「性犯罪・性暴力対策の強化方針」に基づき、令和2年度から4年度までの3年間で、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、実効性ある取組を推進しています。

（3）東京都の動き

平成12年に「東京都男女平等参画基本条例」を制定し、平成14年には男女共同参画社会基本法及び東京都男女平等参画基本条例に基づき、「男女平等参画のための東京都行動計画 - チャンス&サポート東京プラン 2002」を策定しました。以降、平成19年・24年に行動計画を策定し、現在は、平成29年に策定した「東京都男女平等参画推進総合計画」により推進しています。

配偶者暴力対策の分野では、平成21年に「東京都配偶者暴力対策基本計画」を策定し、平成24年に改定を行いました。平成29年には、「東京都男女平等参画推進総合計画」の中に、男女共同参画行動計画、女性活躍推進計画、配偶者暴力対策基本計画をそれぞれ位置付け、対策を推進しています。

平成30年、性的マイノリティを理由とする差別のない東京の実現とヘイトスピーチ（本邦外出身者への不当な差別的言動）のない東京の実現を目指し、「東京都オリンピック憲章にうたわれる人権尊重の理念の実現を目指す条例」を制定し、当該条例に基づく計画として、「東京都性自認及び性的指向に関する基本計画」を策定しました。

（4）荒川区の取組

平成2年に「男女共同参画をめざす あらかわ 推進計画」を策定し、平成8年には、男女共同参画の取組の推進拠点として荒川区立男女平等推進センター（アクト21）を開設しました。

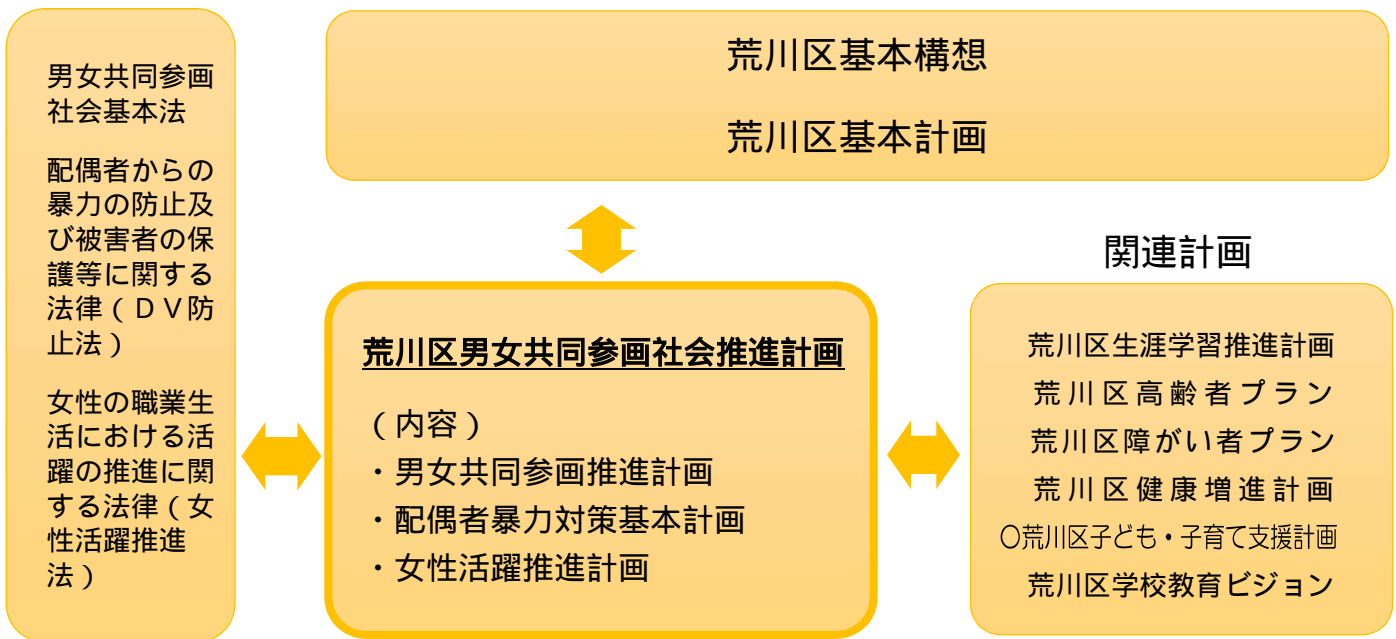
平成13年には、男女共同参画社会基本法に基づく行動計画として「荒川区男女共同参画社会推進計画」を策定し、以降、平成23年に「荒川区男女共同参画社会推進計画（第3次）」、平成28年に「荒川区男女共同参画社会推進計画（第4次）」を策定し、取組を推進してきました。

配偶者暴力対策としては、平成19年に「荒川区配偶者等からの暴力防止及び被害者支援のための関係機関連絡会」を設置するとともに、平成22年に「荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画」を策定し、平成25年の改定を経て、現在は、「荒川区男女共同参画社会推進計画（第4次）」の中に位置付け、取り組んでいます。平成27年11月には、「荒川区配偶者暴力相談支援センター」及び「荒川区配偶者暴力相談支援地域協議会」を設置し、配偶者暴力の被害者の支援を総合的に推進しています。

また、令和2年4月には、子どもを守るための総合的な児童相談体制の整備・充実を図るため、「荒川区子ども家庭総合センター」を開設し、同年7月から児童相談所としての業務を開始しました。

3 計画の位置付け

本計画は、「男女共同参画社会基本法」第14条第3項に基づく市町村行動計画、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」第2条の3第3項に規定する市町村基本計画及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」第6条第2項に規定する市町村推進計画を包含し、「荒川区基本構想」の趣旨や「荒川区基本計画」を踏まえつつ、各分野の関連計画とも連携し、誰もが自分らしく生きることができる社会の実現を目指す実行プランです。



4 計画の概要

(1) 計画の期間

令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

(2) 計画策定の体制

- ・ 本計画の策定に当たり、学識経験者及び区内の様々な分野で活動をしている区民委員による策定委員会を立ち上げ、検討を行いました。
- ・ また、荒川区政世論調査の調査結果を参考とし、関係団体への意見聴取と併せて、広く区民の意見聴取を行い、計画の策定を行いました。

(3) 計画の進捗管理・評価

本計画に掲げた事項は、毎年度、計画の進捗状況について点検・評価を行い、公表します。

(4) 計画の見直し

本計画は、毎年度の進捗状況の点検・評価を踏まえて必要に応じて見直しを行います。



第2章 基本的な考え方

第2章 基本的な考え方

1 現状と課題

(1) 人権尊重と多様な生き方を認め合う意識の向上

誰もが自分らしく生きることができる地域社会の実現に向け、人権が尊重され、多様な生き方を認め合う意識を地域の共通認識として定着させ、一層の向上を図っていく必要があります。

人権意識の向上

区民の人権意識については、令和元年度に実施した荒川区政世論調査（以下「区政世論調査」といいます。）において、人権が「十分守られている」「十分でないが守られている」と認識している割合が全体の80%を超え、平成15年度に実施した前回調査の約65%を15ポイント以上上回る等、区民の間に人権尊重意識が着実に浸透してきています。

一方で、区民が関心のある人権課題として挙げたものは、「子ども・いじめ」「インターネット」「障がい者」「高齢者」「女性」「ハラスメント」「拉致問題」「外国人」「震災」「性自認」「性的指向」「犯罪被害者」等、非常に多岐にわたっています。

「性自認」や「性的指向」等、従来の男女の概念だけでは捉えきれない課題も顕在化する等、多様化・複雑化している人権課題を解決していくには、それぞれの課題に関し、区民に対して正しい理解や意識の醸成を図るための啓発や学習の機会を提供するとともに、悩んでいる区民がより相談しやすい環境づくりを推進していく必要があります。

男女平等意識の向上

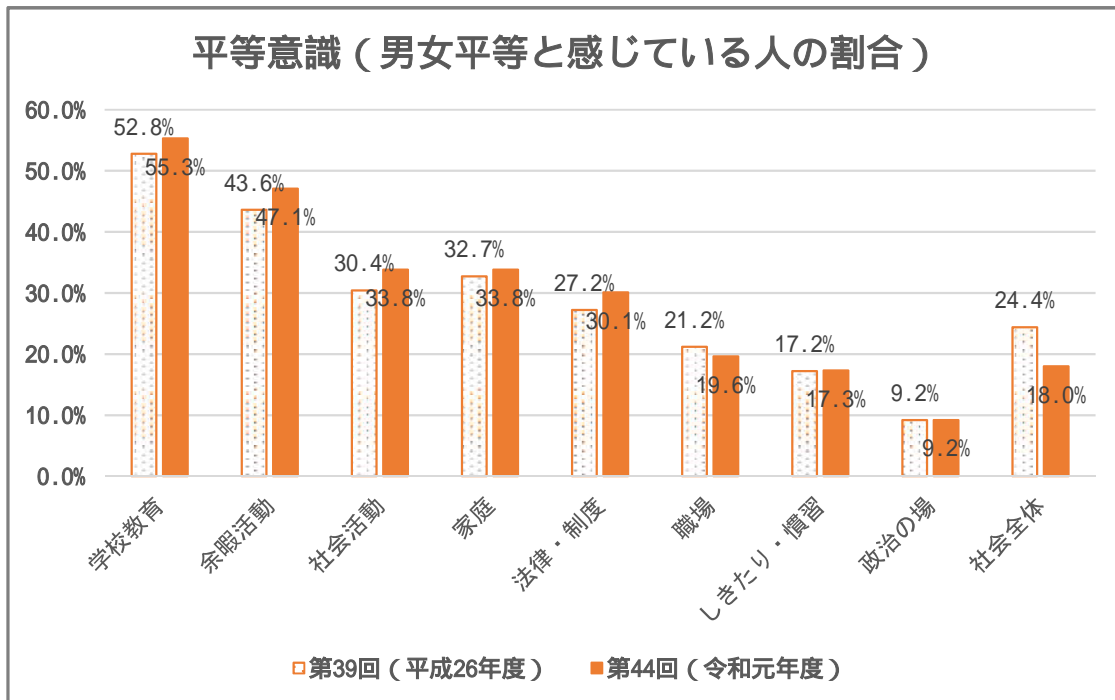
男女の地位の平等意識について、区政世論調査では、「学校教育」「余暇活動」等の分野において、「平等」と認識している割合が増えている傾向を示している等、着実に推進が図られています。特に、18歳から29歳までの若年世代は、5人のうち3人以上が「平等」と認識しています。幼少期や学齢期は、将来にわたる意識形成において大切な時期でもあることから、引き続き取組を推進していく必要があります。

一方、区政世論調査で「社会全体」において「平等」と認識している割合は18.0%で、平成26年度に実施した前回調査の24.4%を6.4ポイント下回りました。国の世論調査（男女共同参画社会に関する世論調査（平成元年度））における同旨の設問の割合21.1%も下回っています。

前回調査と比較し、各調査項目では、平等意識が向上し、又はほぼ前回と変わらない傾向を示している中で、「社会全体」に対する認識は、低下している状況にあることを踏まえ、各分野における意識啓発等を積極的に取り組んでいく必要があります。

- 男女平等意識は、その時代の枠組みや置かれている環境等の影響を受けな

がら成長の過程で徐々に形成されるものであり、教育機関、生涯学習分野等と連携を図りながら、年代に応じた意識啓発を進め、社会全体の機運を醸成していく必要があります。



（出典：第44回荒川区政世論調査）

子どもの権利擁護の推進

区政世論調査において、区民が関心のある人権課題として、全体の74%の人が「子ども」と回答しており、選択肢の中で最も関心が高くなっています。

子どもの健やかな育成は国民の努めであり、保護者や保育士、教職員等による「しつけ」「指導」と称した体罰等は禁止されています。こうした「虐待」「体罰」「いじめ」等から子どもの権利を守るため、子どもの年齢及び発達に応じて、その意見を尊重するとともに、子どもの安全及び安心の確保並びに最善の利益を優先し、社会全体で取り組んでいく必要があります。

子ども自身が被害を訴えることが難しい状況も想定されることから、子どもが相談しやすい環境を整備するとともに、周囲の大人が早期に発見し、迅速な対応がとれるよう保護者や保育士・教職員を始め、地域の大人たちに対して、子どもの権利擁護について、広く周知していく必要があります。

家庭や学校等において、子どもたち同士がお互いの権利を認め、尊重し合いながら生活をしていけるよう、いじめや虐待を含む人権課題について教育していく必要があります。

あらゆる暴力の防止

性暴力、配偶者等からの暴力（ドメスティック・バイオレンス。以下「DV」といいます。） 児童虐待、高齢者虐待、障がい者虐待、職場等におけるハラスメントは、いずれも重大な人権侵害行為であり、身体を傷つける

のみならず、自己肯定感や自尊感情を失わせる等、心への影響も大きいものであり、その後の人生に大きな支障を来す恐れがあります。

配偶者等からの暴力に関する相談は、毎年度、配偶者暴力相談支援センターを始めとする区の関連窓口で800件を超える相談が寄せられています。DVが発生している家庭では、子どもに対する暴力が同時に起きている場合が少なくなく、直接暴力を受けている場合のほか、子どもの面前におけるDVにより心理的虐待を行っている場合もあります。

児童、高齢者、障がい者等への虐待は、本人が虐待を受けていると認識できていない場合も想定されるため、周囲が早期に発見することが重要です。

ハラスメントについては、職場や家庭等様々な場面で発生する恐れがあるため、区内事業者や家庭内での理解を深め、防止に向けた取組を促していく必要があります。

あらゆる暴力の防止に向けて、配偶者暴力相談支援センター、子ども家庭総合センター、男女平等推進センターを始め、関係部署、関係機関が相互に連携し合い、的確な支援を行っていく必要があります。

(2) あらゆる分野における男女共同参画の推進

区政の場や地域活動の場等、日常生活に密接に関わる様々な場面において取組を推進していくことはもとより、災害等の非常時における対応も想定しつつ、性別に基づく固定的な役割分担意識を解消し、男女共同参画を推進していく必要があります。あわせて、全ての活動の礎となる健康づくりを生涯にわたり推進していく必要があります。

区の政策・方針決定等への参画の推進

福祉、健康、子育て、教育、コミュニティ支援、産業振興、環境清掃、街づくり等、区民生活に密着した行政サービスを担っている区の政策・方針決定の過程において、多様な人材が参画し、様々な視点や意見を反映していく意義は大きいものがあります。

現行、区の審議会等において、男女ともに参画している審議会等は8割以上であり、委員数に占める女性委員数は2割程度となっています。

区の執行機関の中において中核的な立場である区の管理監督者を含め、区の政策や方針等の意思決定過程において、性別にかかわらず、適材適所に応じて参画できる環境を作り、多様な視点による意見が反映されるよう推進していく必要があります。

地域活動への参画の推進

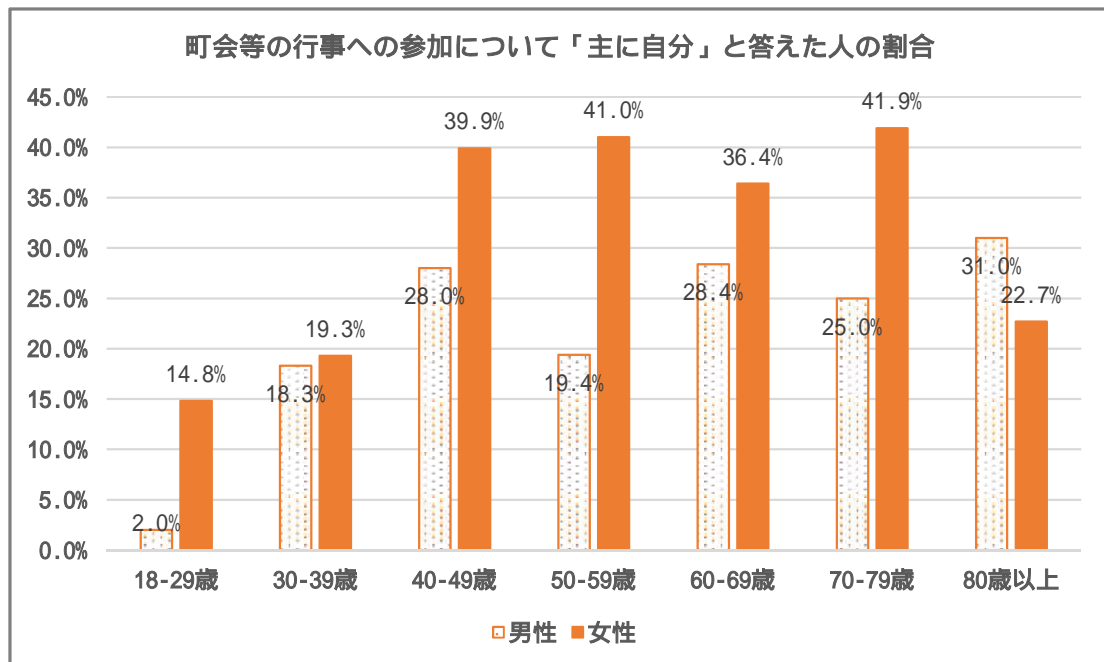
区内では、高齢者や子どもの見守り・声掛け活動、防火・防犯活動、環境美化活動、文化・スポーツ活動等、様々な形態の地域活動が行われています。また、近年、区内の外国人の人口は増加傾向にあり、生活圏内に様々な言語や文化、生活習慣を持つ方々が多く居住しています。

区政世論調査の結果では、町会等の地域行事や地域活動等への参加は、女

性に比べて男性の割合が低く、特に40代以上において、男女間の参加割合の差が大きくなっています。

毎年度実施している荒川区民総幸福度(GAH)に関する区民アンケート調査(以下「GAH調査」といいます。)の結果において、地域の人と交流がある人ほど幸福度が高い傾向にあることが示されているとおり、地域活動への参画は、誰もが幸せを実感できる地域社会の実現へとつながっていきます。

男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等に関わりなく、区民一人ひとりが地域社会の一員として、様々な活動に参加できる仕組みづくりや意識啓発、多文化共生への理解を推進していく必要があります。



(出典:第44回荒川区政世論調査)

危機管理対策の充実

近年、全国的に、大規模な地震や風水害の発生、新型コロナウイルス感染症の拡大等、平常時とは異なる生活を強いられる場面が増えています。こうした局面では、不安やストレスから差別意識につながるといわれています。

災害等の非常時においては、高齢者や障がい者、乳幼児、妊産婦、外国人等の要配慮者に対する特別な配慮が必要となることから、荒川区地域防災計画に基づき、高齢者や障がい者の要支援者名簿の作成を始め、備蓄物資の準備等を行っています。いざというときに備え、今後も当事者の意見を踏まえて日頃から万全の準備を進めていく必要があります。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に伴い、在宅生活や在宅勤務を行う中で、性別に基づく固定的な役割分担意識が顕著に現れ、家庭内における家事、育児、介護等の負担が女性に集中したことが指摘されています。今後、在宅勤務の普及が想定される中で、固定的な役割分担意識の解消に向けて取り組んでいく必要があります。

非常時のストレスや精神的不安等から深刻化することが懸念されている児童虐待やDVの防止を含め、子どもや女性等に負担が集中しないよう、様々な視点から意識啓発を含めた取組を進めていく必要があります。

生涯にわたる健康の維持・増進

これまでのGAH調査において、健康が幸福度に最も大きな影響を与える因子であるという結果が出ているように、健康の維持・増進は、自分らしく生きるために必要不可欠な要素であり、全ての活動の礎です。

平成29年に策定した「荒川区健康増進計画」では、女性が要支援・要介護となった原因として、加齢に伴う筋力の低下や関節や脊椎の病気、骨粗しょう症等により運動器の機能が衰えるロコモティブシンドロームが約3割を占め、男性の約3倍となっています。また、男性は、喫煙や飲酒等健康を害する恐れのある生活習慣の割合が高くなっている傾向が見られます。

令和2年に策定した「第2期荒川区子ども・子育て支援計画」では、妊産婦や子育て家庭に寄り添った切れ目のない支援を行う仕組みを強化し、養育環境を整え、妊娠期を、生涯を通じた健康づくりの起点と捉え、子育て家庭全体の健康づくりを推進しています。

長寿化が進む中、ライフステージが変化しても充実した生活を送り続けるためには、性別や世代の違いに配慮した、生涯を通じた健康づくりを地域全体で推進していく必要があります。

(3) ワーク・ライフ・バランスの推進

働くことを希望する全ての人が、仕事と子育て・介護・社会活動等を含む生活との二者択一を迫られることなく、働き続け、その能力を十分に発揮することができるよう、働き方改革関連法や育児・介護休業法を始めとする関連法の周知・啓発を推進していく必要があります。

全ての人がワーク・ライフ・バランスを実現できるよう、様々な場面で男女共同参画の視点を踏まえた取組が必要です。

ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の向上

令和元年度のGAH調査の結果では、ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合は、4人に1人程度で、増加傾向にあります。一方で、30代～50代の働き盛りの層で「バランスが取れていない」と感じている割合が相対的に多い状況にあります。

個人のライフステージに合わせて、バランスを取りながら生活の質を高めていくための意識啓発を推進する必要があります。

家庭におけるワーク・ライフ・バランス

区政世論調査では、日常の家事や育児・介護の役割分担について、男性より女性の方が「主に自分が担っている」と回答する割合が高く、家庭において、性別に基づく固定的な役割意識は根強く残っています。

家庭生活で問題を抱えやすい環境にあるひとり親家庭、高齢者や障がい者を介護している家庭等、生活を送る上で困難を抱えている家庭に対する支援を的確に行っていく必要があります。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の長期化により、新しい日常生活のルールや働き方等、「新しい生活様式」の実施が必要不可欠となっています。中でも、テレワーク等の在宅勤務時における子育てや介護との両立が課題となっており、今後、ワーク・ライフ・バランスの実現にも大きな影響を与えることが想定されます。こうした新たな課題も踏まえて、ワーク・ライフ・バランスを推進していく必要があります。

働く場におけるワーク・ライフ・バランス

区政世論調査では、「家庭生活」「仕事と家庭のバランスが取れた生活」を重視している人の割合が高く、「仕事」のみを重視している人の割合は低い傾向がありますが、現実には「仕事優先」の生活を送っている人の割合が高くなっています。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現のために必要な取組として、「休暇の取りやすい職場の環境整備」を4割超の人が、「職場の就業時間の短縮」も3割を超える人が挙げており、未だに職場において整備が不十分とされています。

働く人のワーク・ライフ・バランスの考え方が重視され、男女ともに仕事と家庭生活が両立できる環境整備が必要です。

就労に関する支援

総務省の「労働力調査」によれば、近年の就業率は、令和元年度まで、男性・女性ともに上昇し、特に女性の上昇率が高い傾向にありましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響を受け、令和2年度は、男性・女性ともに減少に転じています。

中でも、女性の労働者の5割超を占めている非正規雇用者は大幅に減少し、男性の倍以上の減少傾向がみられます。一方、女性の正規雇用者が増加している状況もうかがえます。

新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から、企業の雇用状況も大きく変わり、就労に対する不安が高まっている状況にあります。

仕事の場面で活躍したいと希望する全ての人が、働き方を含めて能力を發揮できる環境を整備する必要があります。

地域におけるワーク・ライフ・バランス

職場や家庭だけでなく、趣味や学習、ボランティア活動、地域活動等の余暇活動への参画を通じて自己実現を図ることは、ワーク・ライフ・バランスの実現につながります。

ワーク・ライフ・バランスの実現に向けて、誰もが地域活動に参加しやすい環境を整備していく必要があります。

(4) 計画推進に向けた体制の整備

男女平等推進センター機能の充実

男女共同参画社会を実現するための施策は、区政のあらゆる分野にわたっており、その施策を総合的かつ効果的に展開していくために、中心的役割を担う男女平等推進センターの機能の充実を図る必要があります。

区民参画による推進体制の整備

家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民・区内事業者等の参画の下に地域全体で取り組んでいく必要があります。

区職員の意識づくり

区政の各分野に携わる区職員自身が、男女共同参画の視点を日常業務の中で生かしていけるよう、その必要性の理解を深め、更に推進していく必要があります。

2 計画の基本理念及び基本目標

男女共同参画社会基本法の前文において、「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」が緊要の課題であり、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要であると示されています。

本計画は、男女共同参画社会基本法に示されたこの理念を踏まえ、働き方やライフスタイル等が多様化する中で、区民一人ひとりが、それぞれの多様な生き方を選択できる男女共同参画社会を実現するため、基本理念を次のとおりとします。

基本理念

誰もが自分らしく生きることができる社会の実現

誰もがかけがえのない存在として、尊厳が守られ、自分らしく生きることができる社会の実現は、全ての人々の切実な願いです。

全ての人が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。

地域の中で、互いを認め合い、人権と多様性を尊重し、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指すことにより、区民一人ひとりがいきいきと輝きながら暮らすことのできる「幸福実感都市」の実現をより加速していきます。

職場、学校、家庭、地域等、日々の生活のあらゆる分野に密接に関わっている男女共同参画の推進は、こうした社会の実現に向けた大きな原動力となるものです。



基本理念を実現するための基本目標

- | | |
|---------------------------|-------------------------|
| 1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める | 2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する |
| 3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する | 4 計画推進のための体制を整備する |

3 計画の体系

基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

1	人権尊重・男女平等教育の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 人権尊重意識の醸成 (2) 子どもの権利擁護・意識啓発の推進 (3) 男女平等教育の推進 (4) 教職員等の研修の充実 (5) 男女平等の視点に立った家庭教育の推進
2	多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) あらゆる機会を活用した広報 (2) 男女共同参画の学習機会の提供 (3) 多様な生き方への理解促進と相談体制の充実
3	あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進 【(1)~(3):荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画】	<ul style="list-style-type: none"> (1) 配偶者等からの暴力の防止と被害者支援 (2) 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止 (3) 暴力被害等に関する相談体制の充実 (4) ハラスメントの防止

基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

1	区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大	<ul style="list-style-type: none"> (1) 審議会等への女性参画の促進 (2) 区民意見の反映機会の充実 (3) 区職員の意識形成及び管理監督者への女性の参画の推進
2	地域を活性化させる活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大 (2) 地域・社会活動への支援及び活動団体の育成 (3) 地域・社会活動団体との連携の強化 (4) 中高年世代の地域参加・活動への支援 (5) 多文化共生の推進
3	危機管理対策における男女共同参画の推進	<ul style="list-style-type: none"> (1) 多様な視点を入れた危機管理対策 (2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援 (3) 災害時・緊急時における相談・支援体制の整備 (4) 防災等に関する教育の推進
4	生涯にわたる男女の健康づくり支援	<ul style="list-style-type: none"> (1) 健康づくりに関する情報提供 (2) こころや身体についての相談の実施 (3) 生涯を通じた健康づくりの推進 (4) スポーツを通じた健康・体力づくりの推進 (5) 妊娠・出産・子育てに関わる支援

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

【荒川区女性の活躍推進計画】

1	ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進	(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり
2	家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 家庭生活における男女平等意識の推進
		(2) 多様な子育て支援
		(3) ひとり親家庭への支援
		(4) 高齢者・障がい者と介護者への支援の充実
3	働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 多様で柔軟な働き方の推進
		(2) 女性の活躍推進に向けた取組の支援
		(3) 働きやすい職場環境の整備支援
		(4) 事業主団体等との連携強化
4	切れ目のない就労支援	(1) 就労に関する情報提供及び支援
		(2) 就労に関する相談体制の充実
		(3) 起業・開業の支援
5	地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進	(1) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり
		(2) 地域・社会活動を行うための活動の仕組みづくり

基本目標4 計画推進のための体制を整備する

1	男女平等推進センター(アクト21)の機能の充実	(1) 情報の発信と学習機会の提供
		(2) 相談事業の充実
		(3) 区民参画による自主的な事業の推進
		(4) 人権推進の視点を踏まえた全庁的な連携の強化
2	区民参画による推進体制の整備	(1) 区民参画による推進体制の整備
3	男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり	(1) 区の組織全体における男女共同参画の取組の推進
		(2) 区職員に向けたハラスメント防止のための取組の推進



第3章 施策の方向性と施策

第3章 施策の方向性と施策

基本目標1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

施策の方向性と指標

1 人権尊重・男女平等教育の推進

多様な生き方を認め合い、相互に尊重し合う、人権尊重の意識及び男女平等意識の醸成を図ります。自ら声を上げにくい子どもの権利を擁護するとともに、幼少期から年代に応じた効果的な学校教育や、社会や家庭における性別に基づく固定的な役割分担意識の解消を図るための家庭教育を推進します。

2 多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進

家庭や地域、働く場等において、固定的な価値観にとらわれず、互いの多様性を認め合う関係づくり・意識づくりを行うための意識啓発や学習の機会を提供します。

従来の子どもの概念だけでは捉えきれない課題が顕在化している中で、多様な生き方を尊重するための理解促進と相談体制の充実を図ります。

3 あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

外部から発見されにくい家庭の場で起きている配偶者等からの暴力を防止するとともに、児童・高齢者・障がい者等に対するあらゆる暴力の防止に向けた取組を推進し、相談体制を含め被害者支援の充実を図ります。

また、個人の生活に深刻な影響を及ぼしかねない様々な種類のハラメント対策についても取り組んでいきます。

	指標	現状値	目標値
1	人権意識	80.9% (令和元年度)	100.0% (令和7年度)
	区政世論調査における人権に関する調査項目。「十分守られている・十分ではないが守られている」と回答する割合		
2	男女の地位の平等意識(社会全体)	18.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
	男女の地位の平等意識(学校教育)	55.3% (令和元年度)	60.0% (令和7年度)
	区政世論調査における男女の地位の平等に関する調査項目。「平等になっている」と回答する割合		

1 人権尊重・男女平等教育の推進

(1)人権尊重意識の醸成

男女平等に関する正しい理解と認識を深めるため、学校や家庭、地域と協力した取組及び幅広い世代への啓発を推進します。

区の刊行物において、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向等のあらゆる人々の人権に配慮した記述や表現が行われるよう、人権の視点に立って見直しを行います。

具体的な施策	所管課名
男女共同参画の視点に立ったメディアリテラシーの周知	広報課 関係各課
「あらかわの心」推進運動等を通じた人権尊重の意識づくり	児童青少年課
保護者向けのお知らせ等を通じた男女平等の意識づくり	保育課 教育センター
性別にとらわれない進路指導の充実	指導室

(2)子どもの権利擁護・意識啓発の推進

子どもが自らの意見を表明できる機会を保障し、子どもの権利擁護を推進していきます。

保護者や保育士、教職員等、子どもに関わる大人に対する人権意識の醸成を図っていきます。

児童虐待を未然に防ぐため、子どもと家庭に関する相談について、子ども家庭総合センターを中心に、健康推進課、保育園、こども園、幼稚園、学校、教育センター等、身近な窓口で気軽に相談できる環境の充実を図っていきます。

要保護児童・要支援児童・特定妊婦に対し、早期に適切な支援を図るため、子ども家庭総合センターを調整機関として、関係機関、地域団体、医療機関等で構成された協議会において、情報の共有・連携強化を推進します。

具体的な施策	所管課名
子どもの権利擁護の推進	子育て支援課 教育総務課
保護者向けのお知らせ等を通じた人権意識の醸成	保育課 健康推進課 教育センター
保育・教育に関わる職員に対する研修	保育課 教育センター
子どもに関する相談をしやすい環境整備	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 教育センター 健康推進課
児童虐待防止に向けた取組の強化	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 教育センター 健康推進課

子ども家庭総合センター

児童虐待は、子どもの心身の成長と人格の形成に深刻な影響を与える重大な権利侵害であり、虐待防止に向けて国を挙げて様々な施策がとられています。

荒川区では、子どもと家庭を取り巻く環境の変化や多様化、複雑化に伴って困難さを増している児童相談業務を、子どもと家庭に最も身近な基礎自治体として担うため、令和2年4月1日に開設した荒川区子ども家庭総合センターにおいて、同年7月から児童相談所業務を開始しました。

区が設置した児童相談所として、学校や保育所、幼稚園、保健所等の関係機関はもちろんのこと、地域との距離が近くなり、より一層緊密で、迅速な対応が可能となりました。

子ども家庭総合センターは、荒川区の子どもとその未来のため、子どもと家庭に寄り添い、児童の福祉を守る中心的役割を果たしていきます。



(3)男女平等教育の推進

性別にかかわらず、互いの違いを認め合い、尊重し合う意識を育てるための男女平等教育を推進します。

幼稚園児、小中学生の若年期から、福祉施設等での奉仕活動や特別支援学級の児童等との交流による多様な体験活動を通じて、豊かな心を育成します。

学校や家庭とは異なる環境の下で共同生活や地域活動を体験することにより、子どもたちの生きる力を養う取組を推進します。

将来、性別に関わりなく進路の選択ができるよう、国において、特に女性の参画の裾野を広げていくことが重要とされている科学技術への興味・関心を向上させるための取組を推進します。

また、子どもたちが、性別による固定的な役割分担意識にとらわれることなく、家事や食事の大切さを知るきっかけとなる事業を実施します。

具体的な施策	所管課名
子どもの人権教育の推進のための研修会の実施	教育センター
年代に応じた男女平等意識の解消に向けた啓発	教育総務課 学務課
教育課程、教科、道徳、特別活動等における学習内容の充実	指導室
科学教育の推進	学務課 ゆいの森課
お弁当レシピコンテストの開催	学務課
保育指針に基づく男女平等の推進	保育課

(4)教職員等の研修の充実

保育・教育に携わる保育士、教職員等が、男女共同参画の理念に基づいて人権尊重と男女平等の意識を高めるため、研修等の取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
全保育士対象の研修と各保育園における職場研修	保育課
各校への情報提供及び人権教育研修会	教育センター

(5)男女平等の視点に立った家庭教育の推進

家庭において、一人ひとりの個性や能力を尊重した教育が行われるよう、男女共同参画の視点に立った家庭教育を推進します。

講座、研修等の場を通して、保護者同士のネットワークづくりを支援します。

具体的な施策	所管課名
家庭教育学級の実施（乳幼児コース、小中学生コース）	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	生涯学習課
アクト21インフォメーションの発行	総務企画課

2 多様性を認め合う視点での広報・啓発・支援の推進**(1)あらゆる機会を活用した広報**

人権について理解を深めるため、様々な媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施します。

年齢層によって人権に対する意識に違いがみられる状況を踏まえ、様々な年代に応じた適切な広報・啓発を行います。

広報・啓発に当たり、対象者の特性等に応じた広報媒体を活用し、ライフスタイルに合った日常の身近な場面で情報を取得できるようにしていきます。

具体的な施策	所管課名
アクト21インフォメーションの発行 【再掲】	総務企画課
人権啓発冊子・区報特集号等の発行	総務企画課
区報・ホームページ・ケーブルテレビ等の各種媒体を活用した広報・啓発の実施	広報課 総務企画課 関係各課
人権擁護委員による啓発活動	総務企画課
男女平等に関する意識・実態調査の実施	総務企画課
人権尊重の視点に立った広報等の点検・見直しの実施	関係各課

(2)男女共同参画の学習機会の提供

男女平等や人権について、的確な情報提供を行うとともに、学習の場と機会を提供し、男女平等の意識を高めていきます。

広く区民を対象とした生涯学習の場等において、多様な生き方への理解促進のための講座・講演会等を開催します。

具体的な施策	所管課名
男女平等・人権に関する情報・資料の提供	総務企画課
区民の意識づくりのための講座・講演会の開催	総務企画課 生涯学習課
男女平等・人権に関する図書の充実	総務企画課 ゆいの森課 地域図書館課
慣行や制度の見直しの視点に立った、講座・講演会の開催	関係各課

(3)多様な生き方への理解促進と相談体制の充実

一人ひとりが人権を尊重し、多様性を認め合う視点を持つことができるよう意識啓発を行います。

性自認・性的指向等に対する偏見や差別をなくし、理解を深めるため、あらゆる媒体・場所・機会を活用した広報・啓発を実施するとともに、理解を深めるための講座やイベント等を実施します。

区職員や教職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々について適切に配慮・対応していくため、対応ガイドラインを作成するとともに、理解を深めるための研修を実施します。

社会的な困難を解消するため、区を始めとする行政機関、事業者等の地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究していきます。

性自認・性的指向等について、当事者や家族、周りの方が悩み等を安心して相談できる体制を充実します。小中学校においても児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えていきます。

具体的な施策	所管課名
講座、講演等による区民への普及啓発	総務企画課
職員研修の実施	職員課 総務企画課
多様な生き方への区内小中学校での児童・生徒の理解促進	教育センター
教職員研修の実施	教育センター
対応ガイドラインの作成と理解促進	総務企画課
性自認・性的指向等を理由とする社会的な困難の解消に向けた取組	総務企画課
性自認・性的指向等に関する専門相談の実施・充実	総務企画課
区職員からの相談体制の整備	職員課
児童・生徒からの相談体制の整備	教育センター

多様な生き方への理解

貧困、紛争、気候変動、感染症。人類は、これまでになかったような数多くの課題に直面しています。このような危機感から、世界中の様々な立場の人々が話し合い、課題を整理し、解決方法を考え、2030年までに達成すべき具体的な目標を立てました。それが2015年の「国連持続可能な開発サミット」において採択された「持続可能な開発目標(SDGs)」です。

17の目標・169のターゲットから構成され、「誰一人取り残さない」**持続可能で多様性と包摂性のある社会**の実現を目指しています。

「多様性」とは、年齢や性別を始めとして、学歴・職歴、国籍・人種・民族、性自認・性的指向といった側面が人によって様々であるということの意味する言葉です。一人ひとりがみな異なる個性ある人間同士として、互いに認め合い、共生することの大切さを象徴する言葉としても使われています。

また、近年、「SOGI(ソジ)」や「LGBT(エルジーピーティ)」といった言葉を目にする機会が多くなっています。「SOGI」は、恋愛や性愛の方向性を示す「性的指向」(Sexual Orientation)と自分自身の性別に対する自分の認識である「性自認」(Gender Identity)の頭文字を取った総称で、全ての人の「属性」を表しています。これには、一般的にいわれる「男性」「女性」も含まれます。

「LGBT」は、レズビアン(女性同性愛者)・ゲイ(男性同性愛者)・バイセクシュアル(両性愛者)・トランスジェンダー(身体の性に違和を持つ人)の頭文字をとった言葉です。このほか、男女どちらにも恋愛感情を抱かない人(アセクシュアル)や自分の性を決められない、分からない(クエスチョニング)等、様々な人がいます。こうした方々も含め「LGBTQ」「LGBTQIA」等と言われることもあります。(Qは性的マイノリティの総称である「Queer(クエア)」も意味しています。)

「SOGI」に関する自身の認識をいつ誰に開示するかは、本人が選択すべきことであり、その選択を尊重することが大切です。本人の承諾なく第三者に暴露することを「アウティング」といいますが、これには口頭だけでなく、SNS等にも書き込むことも含まれます。また、情報の開示が善意の下で行われたとしても、本人の意図しないものである場合にはアウティングに該当します。アウティングは、本人の人権やプライバシーを著しく侵害する行為ですので、第三者に開示する場合には、必ず事前に本人の承諾を得ることが必要です。

3 あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進

【(1)～(3)：荒川区配偶者暴力の防止及び被害者保護のための計画】

(1)配偶者等からの暴力の防止と被害者支援

配偶者等暴力は、周囲の認識不足等により発見が遅れることが多くあることを踏まえ、正しい知識と認識の普及啓発を図ります。

被害者の意思を尊重しながら、相談から生活再建まで、総合的・継続的な支援につなげていきます。

被害者の情報の管理を徹底し、加害者等からの問合せ等に対して適切な対応を図っていきます。

被害者本人並びに被害者の子ども及び親族等の安全を確保し、適切な支援を行うため、東京都や警察を始めとする、関係機関と連携して取り組んでいきます。

被害者に寄り添い、様々な相談を受ける中で課題を解決していくため、配偶者暴力相談支援センターを中心として関係機関で緊密に連携し、支援していきます。

具体的な施策	所管課名
広報や啓発活動の推進	広報課 総務企画課 子育て支援課 健康推進課
総合的な自立支援の促進	子育て支援課 就労支援課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 国保年金課 健康推進課 住まい街づくり課 総務企画課
被害者情報の適切な管理	戸籍住民課 区民課 税務課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 国保年金課 選挙管理委員会事務局
被害者の安全確保のための体制整備	子育て支援課 子ども家庭総合センター 総務企画課
子どものケア体制の整備	子育て支援課 保育課 児童青少年課 健康推進課 学務課 教育センター 総務企画課
関係機関の連携強化	子育て支援課 子ども家庭総合センター 健康推進課 総務企画課 関係各課

(2) 児童・高齢者・障がい者への虐待の防止

子どもの健やかな発育・発達を損ない、子どもの心身に深刻な影響を及ぼす児童への虐待を防止するため、関係機関が緊密に連携し、兆候の早期発見と早期対応を図っていきます。

高齢者や障がい者に対する家族や親族等からの身体的・心理的虐待等について、被害者の心身の安全を確保するため、関係機関等が緊密に連携し、兆候の早期発見と早期対応を図っていきます。

具体的な施策	所管課名
子どもの人権教育の推進	教育センター
相談・訪問時における早期発見体制の確立	子ども家庭総合センター 子育て支援課 保育課 指導室 学務課 高齢者福祉課 障害者福祉課 生活福祉課 介護保険課 健康推進課 教育センター
区民、職務関係者等との連携	関係各課
高齢者虐待防止事業における連携	生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 介護保険課 健康推進課 子育て支援課 総務企画課
児童虐待防止対策における連携	区民施設課 高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課 子育て支援課 児童青少年課 保育課 子ども家庭総合センター 教育センター 総務企画課
障がい者虐待防止事業における連携	障害者福祉課 総務企画課

(3)暴力被害等に関する相談体制の充実

配偶者等暴力、虐待、性被害等の被害者が、地域で適切な相談を受けられるよう、窓口の周知徹底や相談窓口相互の緊密な連携を行うとともに、的確な支援を行っていきます。

相談の実施に当たっては、相談環境の整備と併せて、個人情報適切な管理を行い、被害者の心身の安全と安心を確保します。

配偶者等暴力への正しい理解と被害者の二次被害防止のため、職員の資質の向上を図るとともに、被害者の多様なニーズに対応できるよう、相談支援・職員対応に関する研修を実施します。

配偶者等暴力の未然防止・早期発見から、相談・保護・自立まで、総合的かつ継続的に支援できるよう、関係機関同士の連携強化等、配偶者暴力相談支援センター機能の更なる充実を図ります。

具体的な施策	所管課名
情報提供の充実	総務企画課 広報課
相談体制の充実	子育て支援課 総務企画課 子ども家庭総合センター 区民課 福祉推進課 生活福祉課 高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課 児童青少年課 教育センター 秘書課 広報課
研修の実施	総務企画課 職員課 高齢者福祉課 障害者福祉課 教育センター
区の体制整備・関係機関との連携強化	子育て支援課 子ども家庭総合センター 総務企画課 高齢者福祉課 障害者福祉課
配偶者暴力相談支援センター機能の充実	子育て支援課 総務企画課

(4)ハラスメントの防止

ハラスメントは、ストーカー行為や性暴力と同様に、人権を侵害する行為であり、対象となった個人の生活にも深刻な影響を及ぼしかねない行為です。

ハラスメントには、職場において優越的な関係を背景として行われる「パワー・ハラスメント」や性的な言動の「セクシュアル・ハラスメント」、働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・身体的嫌がらせ等により不利益を被る「マタニティ・ハラスメント」、男性が育児参加する権利や機会を侵害する言動や嫌がらせを行う「パタニティ・ハラスメント」、顧客等からの著しい迷惑行為である「カスタマー・ハラスメント」、性自認・性的指向に関わる「SOGIハラスメント」等、様々な種類があります。

これらのハラスメントについて、区内事業者等に対して、法制度の周知を含め、防止に向けた意識啓発や情報提供を推進していきます。

具体的な施策	所管課名
ハラスメント防止に関する意識啓発と情報提供	総務企画課 産業振興課 経営支援課 介護保険課
研修・講座の実施	総務企画課

基本目標2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

施策の方向性と指標

1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

区民生活と密着している行政サービスを担う区の政策・方針決定の過程において、区民の多様な視点による意見の反映を推進するとともに、区職員における女性活躍推進の意義やキャリア形成について意識啓発を図っていきます。

2 地域を活性化させる活動の促進

地域において、固定的な役割分担にとらわれることなく、日頃参加する機会の少ない中高年世代を含め、より多くの人々が地域活動に自主的・主体的に参加できるよう活躍の場を広げます。また、リーダーを育成するほか、地域の外国人との交流による多様な文化との共生を促進していきます。

3 危機管理対策における男女共同参画の推進

災害等の非常時において一層顕在化することが指摘されている性別に基づく固定的な役割分担意識の解消に向け、平時から取組を進めるとともに、災害時の多様なニーズを想定したきめ細やかな支援に取り組んでいきます。また、災害時・緊急時における相談・支援体制を整備し、防災・災害復興に関する教育を推進していきます。

4 生涯にわたる男女の健康づくり支援

全ての活動の礎となる健康づくりを生涯にわたり推進していくため、年代に応じた正しい知識・情報の提供を行うとともに、相談の充実を図っていきます。

特に、妊娠・出産・子育て期の切れ目のない支援を実施していきます。

また、誰もが希望するスポーツ活動を楽しめるよう、スポーツ機会の提供及び環境整備を進めていきます。

	指標	現状値	目標値
1	女性委員のいる審議会等の割合	84.4% (令和元年度)	100.0% (令和7年度)
	審議会等における女性委員数の割合	21.0% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
	地方自治法(第202条の3)に定める附属機関や地方自治法(第180条の5)に定める行政委員会等に女性委員が所属している割合及び女性委員の割合		
2	地域活動・行事の参加割合	38.3% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
	区政世論調査における地域活動・行事に関する調査項目。「いつも参加している・時々参加している」と回答する人の割合		
3	健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合	44.1% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
	GAH調査における、健康の実感に関する調査項目。5段階評価で健康的な生活を実感している上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合		
4	区職員の管理監督者における女性の割合	33.3% (令和元年度)	35.0% (令和7年度)

1 区の政策・方針決定過程への女性の参画拡大

(1) 審議会等への女性参画の促進

区の政策・方針決定過程の一つである各種審議会・委員会等において、女性の参画を促進します。

女性委員の少ない審議会等においては、女性委員の積極的な参画を進める等、多様な視点による意見が反映されるよう推進していきます。

具体的な施策	所管課名
審議会等における女性の参画の推進、多様な視点・意見の反映	関係各課
女性委員の参画状況調査	総務企画課

(2) 区民意見の反映機会の充実

あらゆる機会を通じて区民の意見を聴取し、区政に反映させる機会・手段の充実を図り、積極的に区政に反映していきます。

具体的な施策	所管課名
パブリック・コメントの実施	総務企画課 関係各課
関係機関・関係団体からの意見聴取	関係各課
区民の声・Eモニター等、広聴活動による意見の反映	秘書課

(3) 区職員の意識形成及び管理監督者への女性の参画の推進

区の政策は、福祉、健康、子育て、教育、コミュニティ支援、産業振興、街づくり等、区民の生活と密着しており、こうした政策・方針決定過程において女性が参画する意義について、区職員の意識形成を図ります。

将来、指導的地位へ成長していく人材の確保に向けた女性職員の育成を引き続き推進していきます。

具体的な施策	所管課名
区職員の意識形成	職員課 関係各課
管理監督者に向けた女性職員の育成	職員課

2 地域を活性化させる活動の促進

(1) 地域活動における男女の活躍の場の拡大

地域における住民同士の関係性が希薄になる中で、地域ぐるみの子育てや環境保全活動等を通して、地域コミュニティ活動を促進していきます。

個人の性別や年齢、ライフステージにかかわらず、あらゆる方が地域活動に参加することができ、区政の様々な分野で、自らの知識や経験を活かし、地域の中でリーダーシップを発揮できる機会を提供します。

区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう、女性リーダーの育成を図ります。

具体的な施策	所管課名
男女共同参画の視点によるリーダー育成、研修及び活動支援	総務企画課 区民施設課 生涯学習課 スポーツ振興課 児童青少年課 健康推進課
子育て中でも参加しやすい事業の実施	区民施設課 生涯学習課 ゆいの森課 健康推進課 児童青少年課 子育て支援課 子ども家庭総合センター 保育課
ファミリー・サポート・センターの機能の充実による区民相互の子育て支援活動の促進	子育て支援課
地域の中で子育てを行うきっかけづくりのための教室(地域子育て教室)の開催	総務企画課 生涯学習課
P T A 活動への支援	教育総務課
環境保全推進に積極的に関わる活動をしている区民の表彰	環境課
地域活動における人材育成と活動の場の提供(観光ボランティアガイド)	観光振興課

(2)地域・社会活動への支援及び活動団体の育成

区民が自主的に行う活動や地域の交流事業等を支援し、地域の活性化につなげていきます。

在宅育児中の保護者が、子どもと一緒に地域活動に参加できる仕組みづくりや活動支援の取組を進めていきます。

若年層がイベントに参加することで地域への愛着を強め、地域活動への関心を深めるきっかけとなる機会を提供します。

子どもの頃から地域の特性を生かしたボランティア活動や地域体験学習等を取り入れた学校教育を推進します。

具体的な施策	所管課名
あらかわ「親育ち」支援事業	生涯学習課
地域教育力向上支援事業「あらかわ子コミュニティ事業」	生涯学習課
若年層の地域活動への関心を深める機会の提供	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	【再掲】生涯学習課
児童育成事業	児童青少年課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	子ども家庭総合センター
小中学校における地域社会での体験事業	指導室

(3) 地域・社会活動団体との連携の強化

地域で互いに支え合う相互援助活動等を促進し、区民の地域活動への参加を促していきます。

地域で活躍する各種団体と、区が連携して、活動できる機会を推進します。

具体的な施策	所管課名
地域で活躍する団体との連携強化	総務企画課 区民課 文化交流推進課 生涯学習課 高齢者福祉課 児童青少年課 関係各課
社会福祉協議会との連携強化	福祉推進課 高齢者福祉課 障害者福祉課 子育て支援課 子ども家庭総合センター

(4) 中高年世代の地域参加・活動への支援

地域活動や社会活動等に参加する機会が少ない傾向にある中高年世代の男性に対し、参加を促進するための効果的な啓発や講座の開催等に取り組んでいきます。

町会・自治会の活動を継続・発展させていくために、人材の育成支援等を実施していきます。

中高年世代の地域参加は、地域で活動を行っている団体等の活動を活発化するために有意義な取組であることから、関係団体等と連携し、支援していきます。

具体的な施策	所管課名
地域活動への積極的な参加を促進するための情報提供	総務企画課 関係各課
中高年世代を含めた男性の地域活動への参加促進を目的とした講座の開催	総務企画課 区民施設課 生涯学習課 ゆいの森課 高齢者福祉課
町会加入促進事業の実施及び将来の町会役員の担い手育成	区民課 区民施設課
環境活動を推進するためのリーダーの育成	環境課
働き盛り世代からのころばん体操リーダーの育成	健康推進課
いきいきボランティアポイント制度事業	介護保険課

(5) 多文化共生の推進

互いにその人権を尊重しつつ、個性と能力を十分に発揮することを可能にするためには、多様な文化との共生も重要な要素であり、互いの習慣や文化の理解を深める機会を促進していきます。

地域で暮らしていく上で必要となる日本語の習得に向けた指導・支援を行うとともに、やさしい日本語による表記や多言語による区政情報や生活情報の発信等を促進していきます。

具体的な施策	所管課名
国際交流の促進	文化交流推進課
国際理解のための情報収集・提供	文化交流推進課
日本語教育・日本語サロン	文化交流推進課
ハートフル日本語適応指導	学務課
ホームページ・広報媒体の多言語化	広報課 関係各課

3 危機管理対策における男女共同参画の推進

(1) 多様な視点を入れた危機管理対策

荒川区地域防災計画について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえて、性別に関わらない多様な視点で適宜見直し、修正を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
荒川区地域防災計画における本計画で掲げた多様な視点の反映	防災課

(2) 多様なニーズに応じた災害時・緊急時の支援

多様な視点を反映した避難所開設・運営マニュアル等を整備し、それに基づき、定期的に訓練を実施します。

災害時に区民一人ひとりが的確に判断し行動できるよう、地域の防災訓練への参加を促進します。

災害時には多様な視点で避難所運営が構築できるよう、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
多様なニーズに応じた避難所等における環境整備や備蓄物資等の充実・強化	防災課
避難行動要支援者への情報伝達体制の充実	防災課
子育て世代の避難場所の提供	ゆいの森課
福祉避難所の整備	福祉推進課 障害者福祉課
高齢者の見守り活動の充実	高齢者福祉課
障がい者の支援	障害者福祉課
区職員・教職員の上級救命講習	防災課 学務課

(3)災害時・緊急時における相談・支援体制の整備

男女平等推進センターを中心として、災害時や緊急時での生活環境の変化による不安や悩み、女性への暴力に対する相談を受け付け、支援を実施します。

感染症のまん延等により、外出自粛等が人々の生活に及ぼす影響を考慮し、状況に応じた相談・支援体制の整備の充実に努めます。

具体的な施策	所管課名
災害時・緊急時の相談・支援	総務企画課 関係各課

(4)防災等に関する教育の推進

地域や消防団等の関係機関と連携することで、将来、防災活動のみならず、地域活動に貢献できる防災ジュニアリーダーを育成し、子どもの頃からの防災意識の向上を図ります。

具体的な施策	所管課名
防災部と連携した訓練等の充実	防災課
防災部・ジュニア防災部における活動の充実	学務課
区立小・中学校における防災教育	教育センター

4 生涯にわたる男女の健康づくり支援

(1)健康づくりに関する情報提供

区民の健康づくりに対する意識の向上を図るため、健康に関する情報の提供・意識啓発を図る取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
健康に関する冊子の発行、講演会、健康教育等の情報提供	高齢者福祉課 健康推進課
HIV・性感染症に関する検査・相談、啓発、情報提供	保健予防課

(2)こころや身体についての相談の実施

ストレスを原因とする、こころや身体の不調を抱える人が増加している状況を踏まえ、メンタルヘルスの相談体制について充実に努めます。

具体的な施策	所管課名
こころと生き方・DVなんでも相談	総務企画課
認知症うつ専門相談（65歳以上のこころの健康相談）	高齢者福祉課
保健師・栄養士・歯科衛生士による相談	高齢者福祉課 障害者福祉課 健康推進課
こころの健康相談	健康推進課
酒害、薬物に関する相談	健康推進課
ママのこころの相談	健康推進課
緊急一時保育	保育課
学校における保健相談	教育センター

(3)生涯を通じた健康づくりの推進

自らの健康について、正しい情報や知識を習得し、自己管理を行えるよう、健康増進のための取組を推進し、年代に応じたところと身体健康づくりを支援します。

具体的な施策	所管課名
高齢者の健康づくり支援	高齢者福祉課
特定健康診査	国保年金課
生活習慣病予防（疾病予防、健康増進）	健康推進課
がん検診・特定健診等検診事業	保健予防課
男性の健康応援事業（男の筋肉塾、男のトイレ塾）	健康推進課

(4)スポーツを通じた健康・体力づくりの推進

区民が主体的にスポーツに取り組み、心身ともに健康で活力ある生活を送ることができるよう、誰もが気軽にスポーツ活動を楽しめる機会を提供する事業を実施します。

男女を問わず、スポーツの指導・支援を行うことのできる人材を育成します。

具体的な施策	所管課名
スポーツの場・機会の提供	区民施設課 スポーツ振興課
区民の誰もが楽しく参加できるスポーツ事業の実施(区民体育大会、荒川リバーサイドマラソン、ウォーキングイベント、あらすポフェスタ等)	スポーツ振興課
スポーツを指導・支援する人材の育成	スポーツ振興課

(5)妊娠・出産・子育てに関わる支援

男女ともに安心して妊娠・出産・子育て期を過ごせるよう、健診や講座の実施、指導等の支援を行います。

具体的な施策	所管課名
女性の健康づくり講座の実施	総務企画課 健康推進課
妊娠・出産に関する安全性確保の支援（ゆりかご面接、母子健康手帳交付、妊婦健診、妊産婦訪問指導）	健康推進課
周産期うつ対策	健康推進課
口腔保健の向上推進のための健康教育及び健診の実施	健康推進課
不妊・不育に関する支援	健康推進課
予防接種費用助成	健康推進課
医療費助成（育成医療費、妊娠高血圧症候群等医療費、ひとり親家庭医療費助成事業、子ども医療費助成事業）	健康推進課 保健予防課 子育て支援課

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

【荒川区女性の活躍推進計画】

施策の方向性と指標

1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

ワーク・ライフ・バランスを推進する意義について、広く区民や区内事業者に対し、周知し、理解を深めていきます。

2 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

家庭におけるワーク・ライフ・バランスの実現のために、仕事中心のライフスタイルの見直しを促進するとともに、子育てや介護等の支援の充実を図り、女性の社会への進出を応援する仕組みづくりを行っていきます。

3 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進

多様で柔軟な働き方を推進するとともに、女性の活躍推進に向けた取組の支援を行います。

働きやすい職場環境の整備に向け、地域の事業者と協議を行い、支援してまいります。

4 切れ目のない就労支援

女性や若者、高齢者、障がい者等、誰もが意欲と能力を發揮し、社会の中で生き生きと活躍できるよう、就労に関する情報提供や相談窓口の充実、創業・開業を支援するための取組を推進してまいります。

5 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

区民が活動しやすい地域・社会活動を推進するため、男女それぞれが主体的な自己決定ができるよう、情報提供や体制の整備を進めます。

	指標	現状値	目標値
1	ワーク・ライフ・バランスが取れていると感じている人の割合	28.7% (令和元年度)	30.0% (令和7年度)
	GAH調査におけるワーク・ライフ・バランスに関する調査項目。5段階評価で仕事と生活とのバランスが取れていると感じている上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合		
2	自分が望む子育てができている環境にあると感じている人の割合	45.7% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
	GAH調査における自分が望む子育て環境の実感に関する調査項目。5段階評価で自分が望む子育てができる環境があると感じている上位2段階(選択肢5・4)を選択する人の割合		
3	保育所待機児童数	28人 (令和2年度)	0人 (令和7年度)
4	健康的な生活を送ることができていると感じている人の割合 【再掲】	44.1% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)
5	地域活動・行事の参加割合 【再掲】	38.3% (令和元年度)	50.0% (令和7年度)

1 ワーク・ライフ・バランスに関する意識啓発の推進

(1) ワーク・ライフ・バランスの普及啓発のための仕組みづくり

ワーク・ライフ・バランスについては、性別や年代によって、その捉え方や考え方が大きく異なることを踏まえ、より効果的な啓発を進めていきます。

区民や区内事業者に対して、講座や講演会の実施、パンフレット等を活用した情報提供を通じて、ワーク・ライフ・バランスの推進に関する積極的な働き掛けを行っていきます。

具体的な施策	所管課名
区民・区内事業者への情報提供と意識啓発	総務企画課 産業振興課 経営支援課
区民意識調査	総務企画課
理解を深めるための講座・講演会の開催	総務企画課

2 家庭におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 家庭生活における男女平等意識の推進

男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けて、働き方に対する意識改革を図るとともに、取組のきっかけづくりとなる講座等を開催します。

具体的な施策	所管課名
男性の家事・育児・介護等への積極的な参加に向けた情報提供と意識啓発	総務企画課
区内事業者への情報提供・意識啓発 【再掲】	総務企画課 産業振興課 経営支援課
男性向けの料理・家事講座の実施	総務企画課 生涯学習課
男性の育児への参画に向けた講座の実施（両親学級）	健康推進課
小学生や乳幼児の保護者対象のクッキング事業の実施	児童青少年課
あらかわ家族の日事業	子育て支援課

(2) 多様な子育て支援

子育てと仕事を両立するための保育サービスの充実を図るとともに、在宅で育児をしている保護者に対する支援を行います。

子育てを地域全体で支援する体制を充実するとともに、子育て中の保護者が地域で交流する場の提供や一時的な保育の実施により、保護者の負担軽減や育児不安解消のための取組を推進します。

実親による養育が困難な子どもが家庭養育を受けられる里親制度や、児童養護施設等に入所する子どもの福祉向上を推進する社会的養護施設の整備・拡充等、子どもたちが安心して生活できる環境を整備します。

具体的な施策	所管課名
家庭教育学級（乳幼児コース・小中学生コース） 【再掲】	生涯学習課
妊婦対象の母親学級	健康推進課
両親学級 【再掲】	健康推進課

男性の育児に関する情報提供	健康推進課
相談体制の充実	子育て支援課 子ども家庭総合センター 保育園・保育園 健康推進課 教育センター
児童手当等の各種手当の支給	子育て支援課 障害者福祉課
医療費助成	子育て支援課 健康推進課 保健予防課 障害者福祉課
子育て環境の整備	子育て支援課
地域における子育て支援(ファミリー・サポート・センター事業、地域子育て見守り事業、託児サポーター事業)	子育て支援課
子育て支援の情報提供(あらかわきッズニュース、あらかわ子育て応援ブック、あらかわ子育ておでかけMAP)	子育て支援課
ツインズサポート事業	子育て支援課
子育て世代包括支援センター事業	子育て支援課
学童クラブ事業	児童青少年課
放課後子ども総合プラン事業	児童青少年課
乳幼児タイム	児童青少年課
親の子育て力支援事業	児童青少年課
保育施策の充実(保育園事業の充実、家庭福祉員(保育ママ)制度の実施等)	保育課
緊急一時保育	【再掲】 保育課
子育て交流サロンの拡充	子育て支援課
子育て短期支援事業(ショートステイ事業)	【再掲】 子ども家庭総合センター
里親制度運営事業	子ども家庭総合センター
社会的養護体制の整備・拡充	子育て支援課 子ども家庭総合センター

(3)ひとり親家庭への支援

家庭生活における諸問題についての相談、就労や経済的な支援を始め、ひとり親家庭の自立を支援し、子育てと仕事を両立できるよう支援を行います。

支援が必要な子どもに居場所を提供し、食事の提供や学習支援等を行う民間団体の活動を支援していきます。

具体的な施策	所管課名
相談事業の実施(女性相談・就労相談・家庭相談・母子相談)	子育て支援課
自立支援(ひとり親自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親学び直し支援事業、ひとり親自立支援プログラム策定事業)	子育て支援課
経済的な自立支援(母子及び父子福祉資金貸付事業)	子育て支援課
医療費助成(ひとり親家庭医療費助成事業)	【再掲】 子育て支援課
ひとり親家庭休養ホーム事業の実施	子育て支援課
ひとり親家庭サポート事業の実施	子育て支援課
入院助産措置の実施	子育て支援課
子どもの居場所づくり事業の実施	子育て支援課
母子生活支援施設への入所	子育て支援課
食品ロス・フードドライブ・xChange(子ども服の交換会)の実施	清掃リサイクル推進課

(4) 高齢者・障がい者と介護者への支援の充実

高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で自立した生活を続けることができるよう支援するとともに、その家族に対しても介護負担の軽減を図り、仕事と家庭生活を両立できるよう支援を行います。

具体的な施策	所管課名
高齢者施設の整備	福祉推進課 介護保険課
認知症高齢者対策の充実(認知症予防講演会、認知症サポーター養成講座等)	高齢者福祉課
理学療法士等訪問指導の実施	高齢者福祉課
高齢者への見守り活動の充実	【再掲】 高齢者福祉課
高齢者総合相談の実施	高齢者福祉課
介護予防・日常生活支援総合事業の実施	高齢者福祉課
介護者への支援の実施	高齢者福祉課 障害者福祉課
地域包括支援センター事業の充実	高齢者福祉課
介護者団体への支援	高齢者福祉課 障害者福祉課
要介護、要支援高齢者等への介護サービスの質の充実	高齢者福祉課 介護保険課
心身障害者(児)への支援(ホームヘルプサービス事業、障がい児タイムケア事業の実施、留守番看護師派遣事業の実施等)	障害者福祉課
親なき後支援事業の実施	障害者福祉課
障害者歯科対策事業の実施	健康推進課

3 働く場におけるワーク・ライフ・バランスの推進**(1) 多様で柔軟な働き方の推進**

小規模事業者が多い地域特性を踏まえ、ワーク・ライフ・バランスの普及に向けて積極的な働き掛けを行います。

区が事業者の立場から、区内事業者の先導的な役割を果たすため、新しい生活様式を踏まえたワーク・ライフ・バランスを推進していきます。

具体的な施策	所管課名
企業・労働者への多様な働き方の提案	総務企画課 産業振興課 経営支援課
東京都の取組や労働関係法等の周知	総務企画課
テレワーク等、新しい生活様式を踏まえた働き方の検討	職員課 教育総務課

新型コロナウイルス感染症の感染拡大によってもたらされた新しい働き方・生活様式

新型コロナウイルス感染症の感染の拡大や長期化によって、人々の生活は一変しました。

これまで当たり前に行っていた外出や人とのコミュニケーション等の日々の営みが制約され、代わって新しい生活様式が広まりました。働く環境の面においても、テレワークやオンライン会議等、在宅での勤務が身近なものになりつつあり、自身の生活スタイルに合わせた働き方を選択できるようになりました。一方で、これらを運用していく中で、子育てや介護等、家庭での役割の変化でその両立が難しくなったり、仕事とプライベートとの境目が曖昧になる、職場によってテレワーク等の仕組みを利用できる人とそうでない人が出てくる等の新たな課題も見えてきています。

これまでにない新しい働き方や生活様式は、今後、ワーク・ライフ・バランスの実現にも大きな影響も与える可能性があります。

(2)女性の活躍推進に向けた取組の支援

区内事業者に対し、ワーク・ライフ・バランスを推進する意義やメリットを広く周知するとともに、ワーク・ライフ・バランス推進に関する都の支援制度等を紹介し、促進を図ります。

医師等から母体又は胎児の健康保持等について受けた指導を職場に的確に伝達するための制度の周知や、労働相談窓口の周知等、働く妊婦への情報提供を実施します。

具体的な施策	所管課名
職場環境の見直しについての普及啓発	総務企画課
育児・介護休業支援制度の取得促進に向けた区内事業者への働き掛け	総務企画課
企業におけるワーク・ライフ・バランス推進のための両立支援事業の実施	総務企画課 経営支援課
働く妊婦への情報提供(母性健康管理指導事項連絡カード等)	健康推進課

(3)働きやすい職場環境の整備支援

区内事業者の勤労者等のために福利厚生事業や各種研究会・講習会の事業等を実施します。

区内における働く場を確保するため、区内事業者の事業継承を支援していきます。

事業継承をきっかけとした生産性向上のための設備投資や、専用の更衣室やトイレ等女性が働きやすい職場環境の整備に関する経費の一部を補助する等、区内事業者への支援を行います。

具体的な施策	所管課名
一般財団法人東京広域勤労者サービスセンター事業の充実	産業振興課
次世代へのパトタッチ（事業継承・終了）支援事業の推進	経営支援課
モノづくり企業地域共生推進事業の実施	経営支援課

(4)事業主団体等との連携強化

各地域における女性の活躍を地域ぐるみで応援するための協議の場として、荒川区男女共同参画社会推進区民会議に区内事業者の参画を求め、連携を強化し、効果的な取組を推進していきます。

具体的な施策	所管課名
荒川区男女共同参画社会推進区民会議	総務企画課

4 切れ目のない就労支援

(1)就労に関する情報提供及び支援

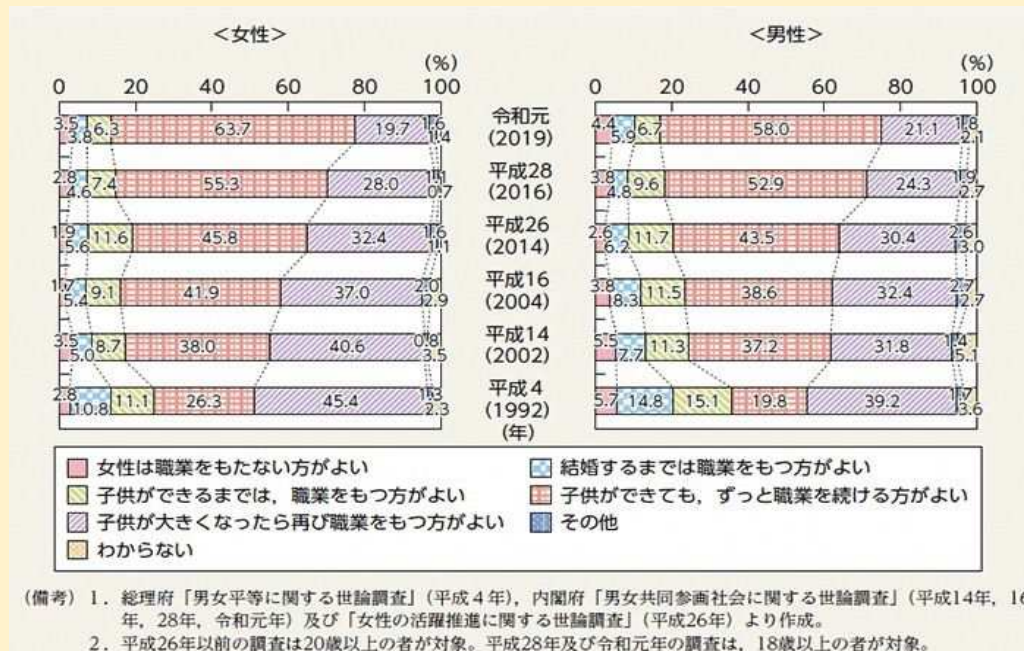
子育て中の方の就職を支援するマザーズハローワーク日暮里と連携しながら、労働や雇用等就労に関わる各種法制度や子育て中の方向けの求人情報等の就職に関する情報提供を行っていきます。

出産や育児、介護等の理由で退職し、再就職を目指す女性等に対してスキルアップやキャリアアップにつながる講座を実施します。

就労意欲の高い高齢者や障がい者、厳しい雇用環境に置かれている若年層の就労支援につながる取組を行います。

具体的な施策	所管課名
事業所及び女性の意識向上のための情報提供	総務企画課 就労支援課
女性の再就職支援のための講座及び女性就労サポート事業の実施	総務企画課 就労支援課
J O Bコーナー町屋の設置・運営	就労支援課
若者の就労支援のための講座及び若者就労サポート事業の実施	就労支援課
高齢者等の就労支援のための講座の実施	就労支援課
仕事・生活サポートデスクの設置・運営	生活福祉課
被保護者就労準備支援事業の実施	生活福祉課
障がい者雇用支援事業の実施	障害者福祉課
自立支援（ひとり親自立支援教育訓練給付金事業、ひとり親高等職業訓練促進給付金事業、ひとり親学び直し支援事業、ひとり親自立支援プログラム策定事業） 【再掲】	子育て支援課
学童クラブ事業の実施 【再掲】	児童青少年課
保育施策の充実（保育園事業の充実、家庭福祉員（保育ママ）制度の実施等） 【再掲】	保育課

女性が職業を持つことに対する意識の変化



【引用】内閣府「男女共同参画白書 令和2年版」

(2)就労に関する相談体制の充実

就職や企業経営等に関する情報提供・相談体制の充実を図ります。

子育て中の方の再就職や、仕事と子育てを両立する働き方等、一人ひとりの状況に合わせた支援をきめ細かく実施します。

シニアのおしごと相談デスクにおいて、再就職に対する不安解消やアドバイス、キャリアカウンセリング等を実施します。

就労を希望する方に対し、マザーズハローワーク日暮里、日暮里わかものハローワーク等と連携した就労・就職支援を行います。

具体的な施策	所管課名
JOBコーナー町屋の設置・運営 【再掲】	就労支援課
女性のおしごと相談デスクの設置・運営	就労支援課
わかもの就労サポートデスクの設置・運営	就労支援課
シニアのおしごと相談デスクの設置・運営	就労支援課
就労中の女性からの相談	就労支援課
企業経営等に関わる相談事業の実施(相談事業、講義・セミナーの開催)	経営支援課
仕事・生活サポートデスクの設置・運営 【再掲】	生活福祉課
女性の自立や生活に関する相談の実施(アクト2 1こころと生き方・DVなんでも相談【再掲】、女性相談【再掲】)	総務企画課 子育て支援課

(3)起業・開業の支援

区内で創業しようとする起業家を対象に、起業のための講座を開催し、創業のノウハウや情報を提供します。

創業予定者・創業間もない企業に対して、継続的に相談・アドバイスを

行い、企業の育成と経営基盤の強化を図ります。

区内事業者の経営力向上のため、事業継続に必要な設備投資に関する補助や、官学連携でBCP（事業継続計画）の策定支援等を行います。

日暮里地域の魅力向上、創業の促進による地域産業の活性化を目的とした「ふらっとにっぽり」において、ファッション関連産業向け創業支援施設として、シェアオフィスや工房スペースを運営し、ファッション業界で創業を目指す方に向けて環境を整備します。

具体的な施策	所管課名
区内商業・サービス事業者の経営支援のためのフォローアップ事業の実施	産業振興課
ふらっとにっぽりの機能の充実	産業振興課
起業家支援のための講座の実施（創業支援事業・相談事業・講義・セミナーの開催等）	経営支援課
産業の創生と活性化のための体制の構築	経営支援課
区内企業の経営支援のためのフォローアップ事業の実施	経営支援課
BCP（事業継続計画）策定支援	経営支援課

日暮里地域活性化施設「ふらっとにっぽり」

地域コミュニティの醸成や日暮里繊維街を始めとした日暮里地域の魅力向上等を目的に、地域の核となる施設として、令和3年1月に開設しました。

地上5階建てで、会議やワークショップ等で利用できる多目的スペースやファッション系クリエイター向けの貸オフィス、工房スペース等の創業支援施設を整備しています。



5 地域におけるワーク・ライフ・バランスの推進

(1) 地域・社会活動への参画に向けた意識づくり

地域・社会活動に、幅広い年齢層・職層の男女が参画できるよう、情報提供・啓発を行っていきます。

地域・社会活動への参加のきっかけづくりや活動を充実するため、必要な知識等について学習する機会を提供します。

区民の身近な生活に関わる地域づくりや区政への関心を高め、一人ひとりが知識等を活かしながら、地域・社会活動に参画する機運を高める取組を推進します。

具体的な施策	所管課名
地域活動・ボランティア活動やNPO等の活動情報提供	文化交流推進課 生涯学習課 高齢者福祉課 総務企画課
生涯学習活動に関する情報提供	生涯学習課
荒川コミュニティカレッジの運営	【再掲】生涯学習課
区民の手によるまちづくりの支援	都市計画課
区政等政治に対する意識・主権者意識の高揚	選挙管理委員会事務局

(2) 地域・社会活動を行うための活動の仕組みづくり

地域・社会活動への区民の参画の推進に向けて、区民の主体性と当事者意識を高めるための取組を進めていきます。

時代の変化に合わせて区民参画が更に活発になるよう、活動時間帯や多世代が参加しやすい活動の在り方等について、あらゆる地域・社会活動団体へ既存の仕組みの見直しや改善等の働き掛けを行います。

具体的な施策	所管課名
区民が参画しやすい活動の場の運営を可能にする仕組みづくり	関係各課

基本目標4 計画推進のための体制を整備する

施策の方向性

1 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

社会情勢の変化により、取り組むべき課題が多様化・複雑化する中で、区が担う役割も変容していくことが想定されます。こうした状況の変化に対応しつつ、男女共同参画社会の実現に向けて、本計画に掲げた事項を着実に実践していくために、連携体制を更に強化していきます。

2 区民参画による推進体制の整備

本計画に掲げた事項の着実な推進を図るため、区民意見を踏まえた計画の進捗管理を行うとともに、関係部署との連携を強化し、定期的な計画の評価・見直しを行います。

3 男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり

男女共同参画社会の実現のため、区は事業主として、男女共同参画の推進に努め、区政を担う職員の一人ひとりが、人権の尊重と男女平等についての理解と認識を深めるよう、庁内全体において取組を推進していきます。

1 男女平等推進センター（アクト21）の機能の充実

(1)情報の発信と学習機会の提供

男女共同参画社会推進計画を効果的に進めていくために、本計画について幅広い周知を図っていきます。

男女共同参画についての区民意識を高めるため、積極的な啓発活動と学習機会の提供を推進します。

具体的な施策	所管課名
男女平等に関する情報の収集と提供	【再掲】総務企画課
情報誌の発行、ホームページ等による啓発	総務企画課
魅力ある講座・講演会の実施	総務企画課

(2)相談事業の充実

相談事業の周知を図り、誰もが気軽に相談を受けられるようにするとともに、多様化・複雑化する相談内容に対応できるよう相談機能の充実を図ります。

カウンセラーによる生きづらさを抱えている方への心のケアや、性自認・性的指向等について当事者や家族、周りの方からの悩み等安心して相談できる体制を充実します。

また、来所、電話相談に加えて、オンラインによる相談体制の充実を図ります。

具体的な施策	所管課名
アクト21・こころ生き方DVなんでも相談、性自認・性的指向に関する専門相談の実施・充実 【再掲】	総務企画課

(3) 区民参画による自主的な事業の推進

男女平等推進センターを拠点として活動している団体との連携を強化し、団体の育成を目指した取組を推進します。

区民が参画して意識啓発を行うための仕組みづくりについて検討を行い、男女共同参画に関する学習への区民参加の促進を図ります。

具体的な施策	所管課名
アクト21区民アドバイザー会議の充実	総務企画課
男女平等推進団体の育成・交流	総務企画課
区民参画による男女共同参画の意識づくり	総務企画課

(4) 人権推進の視点を踏まえた全庁的な連携の強化

多様な生き方を認め合う男女共同参画社会を推進するために、人権の推進を踏まえた全庁的な連携を更に強化します。

これらの施策を総合的に進めていくため、全庁的により一層充実した事業連携を図り、人権尊重の意識づくりについてより多くの機会を捉えて取組を進めていきます。

具体的な施策	所管課名
人権推進事業との連携	総務企画課
施設・関係団体の連携の強化	総務企画課

2 区民参画による推進体制の整備

(1) 区民参画による推進体制の整備

家庭や地域、働く場等において、男女共同参画を着実に推進していくため、区民、区内事業者、学識経験者で構成される区民会議を開催し、毎年度、本計画の進捗状況の点検と必要な提言を行い、その内容を随時公表します。

具体的な施策	所管課名
荒川区男女共同参画社会推進区民会議による点検の実施	総務企画課

3 男女共同参画社会形成への区職員の意識づくり

(1) 区の組織全体における男女共同参画の取組の推進

男女共同参画の視点に立って各施策を推進していくためには、職員一人ひとりが男女共同参画に対する意識を持つことが重要であることから、区職員の意識啓発を図るための取組を実施します。

具体的な施策	所管課名
区職員の意識啓発・研修の実施 【再掲】	職員課 総務企画課 関係各課
職場における旧姓使用の実施	職員課
男性職員の育児休業取得の促進、育児参加の支援	職員課
管理監督者に向けた女性職員の育成 【再掲】	職員課

(2) 区職員に向けたハラスメント防止のための取組の推進

個人としての尊厳を不当に傷つけ、その能力を十分に発揮することを妨げることにもつながる職場におけるハラスメントの防止に努め、良好な職場環境を整備していきます。

ハラスメントが社会的に許されない行為であることを広く周知徹底するとともに、未然防止に向けて意識啓発や情報提供等を行っていきます。

具体的な施策	所管課名
ハラスメント防止基本方針の策定と推進	職員課
ハラスメント防止の研修、意識啓発	職員課
苦情相談窓口の円滑な運用と情報提供	職員課



参考資料

荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱

令和2年8月20日制定

(2 荒総総第 1343 号)

(副 区 長 決 定)

(設置)

第1条 荒川区男女共同参画社会推進計画を策定するに当たり、多様な分野から専門的な助言を得るため、荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討し、その結果を区長に報告する。

- (1) 荒川区男女共同参画社会推進計画の策定に関すること。
- (2) 前号に掲げるもののほか、計画策定に関して必要な事項に関すること。

(組織)

第3条 委員会は、次に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 学識経験者
- (2) 関係団体代表者等
- (3) 別表に掲げる区職員

(委員長及び副委員長)

第4条 委員会に委員長を置く。

- 2 委員長は、前条第1号に掲げる学識経験者である者とする。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、総務企画部を担任する副区長の職にある者とする。
- 5 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(設置期間)

第5条 委員会の設置期間は、設置された日から第2条に規定する報告の日までとする。

(招集)

第6条 委員会は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、意見を聴くことができる。

(会議)

第7条 委員会の会議は、公開とする。ただし、公開することにより著しい支障を及ぼす恐れがある等、相当な理由があると委員長が認めるときは、これを非公開とすることができる。

- 2 委員長は、会議の公開に当たり、会議の円滑かつ静穏な進行を確保するため、傍聴者に必要な制限を課すことができる。
- 3 委員長は、やむを得ない事由により前条の規定による招集をすることが適当でないとき認めるときは、委員に対して書面による協議をすることにより会議を開くことができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は、委員長が別に定める。

附則

この要綱は、令和 2 年 8 月 20 日から施行し、設置期間の終了日をもってその効力を失う。

別表 (第 3 条関係)

総務企画部を担任する副区長
総務企画部長
総務担当部長

荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員名簿

(敬称略)

委員長	権丈 英子 (亜細亜大学副学長・経済学部教授)
委員(14名)	池田 伸次 (連合荒川地区評議会 事務局長)
	太田 文子 (荒川区女性団体の会 副会長)
	小林 美樹子 (東京商工会議所荒川支部 事務局長)
	西谷 正広 (三菱電機ビルテクノサービス株式会社 役員理事 首都圏第一支社 総務部長)
	渡邊 奈保美 (マザーズハローワーク日暮里 室長)
	高田 忠則 (荒川区体育協会 会長)
	新田 知子 (人権擁護委員)
	原 彩子 (東京青年会議所荒川区委員会 委員 行政書士原彩子事務所 代表)
	松熊 貴代 (主任児童委員、35(産後)サポネット事業会員)
	南部 浩一 (中学校PTA連合会会長)
	福田 めぐみ (荒川区社会福祉協議会地域ネットワーク課長)
	北川 嘉昭 (荒川区副区長)
	五味 智子 (荒川区総務企画部長)
	小林 直彦 (荒川区総務担当部長)
事務局	男女平等推進センター所長
	男女平等推進センター職員
	総務企画課人権推進係長

荒川区男女共同参画社会推進委員会設置要綱

平成 13 年 7 月 17 日制定
(13 地文推発第 19 号)
(助 役 決 定)
平成 18 年 3 月 30 日一部改正
平成 26 年 4 月 1 日一部改正
平成 27 年 6 月 2 日一部改正
平成 28 年 4 月 1 日一部改正
令和 2 年 8 月 20 日一部改正

(設置)

第 1 条 荒川区男女共同参画社会推進計画を実効性あるものとするために、荒川区における男女共同参画社会の形成に関する施策を総合的に調整し、かつ、計画的に推進することを目的として、荒川区男女共同参画社会推進委員会(以下「委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 男女共同参画社会推進計画に係る施策の推進及び調整に関すること。
- (2) その他男女共同参画社会の形成に関する事項で委員会が必要と認めること。

(組織)

第 3 条 委員会は、別表第 1 に掲げる者をもって組織する。

(委員長)

第 4 条 委員会に委員長を置き、副区長の職にある者をもって充てる。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(招集)

第 5 条 委員会は、委員長が招集する。

(幹事会)

第 6 条 第 2 条に掲げる所掌事項を調査し、及び検討するため、委員会に幹事会を置く。

2 幹事会は、別表第 2 に掲げる者をもって組織する。

3 幹事会に幹事長を置き、総務企画課長の職にある者をもって充てる。

4 幹事長は幹事会を招集し、幹事会の議事を整理する。

5 幹事長に事故があるときは、幹事長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(関係職員の出席)

第 7 条 委員長は、必要があると認めるときは、別表第 1 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

2 幹事長は、必要があると認めるときは、別表第 2 に掲げる職員以外の者を委員会へ出席させることができる。

(庶務)

第 8 条 委員会の庶務は、総務企画部総務企画課において処理する。

(その他)

第 9 条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営についての必要な事項は、委員長が定める。

附 則

1 この要綱は、平成 13 年 7 月 20 日から施行する。

2 荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会設置要綱(平成 12 年 1 月 31 日付け荒地文推発第 57 号)は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 27 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1 (第 3 条関係)

別表第 2 (第 6 条関係)

別表第 1 (第 3 条関係)	別表第 2 (第 6 条関係)
荒川区男女共同参画社会推進委員会	荒川区男女共同参画社会推進委員会幹事会
副区長	総務企画部総務企画課長
総務企画部長	区政広報部秘書課長
区政広報部長	管理部経理課長
管理部長	区民生活部区民課長
区民生活部長	地域文化スポーツ部文化交流推進課長
地域文化スポーツ部長	産業経済部産業振興課長
産業経済部長	環境清掃部環境課長
環境清掃部長	福祉部福祉推進課長
福祉部長	健康部生活衛生課長
健康部長	子ども家庭部子育て支援課長
子ども家庭部	防災都市づくり部都市計画課長
防災都市づくり部	教育委員会事務局教育総務課長
教育委員会事務局教育部長	

荒川区男女共同参画社会推進計画策定に向けた審議経過

開催月日	内 容
令和2年9月3日	荒川区男女共同参画社会推進会議（第1回） 1 計画策定の進め方について 2 これまでの取組状況について 3 基本目標ごとの現状値と目標数値について 4 計画の体系（案）について 5 今後の予定について
令和2年10月12日	荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第1回） 1 委員長及び委員の紹介について 2 荒川区男女共同参画社会推進計画（第5次）の策定について 3 現行計画（第4次）の実施状況と今後の方向性について
令和2年10月30日	荒川区男女共同参画社会推進会議（第2回） 1 計画の素案について 2 パブリック・コメントの実施について 3 今後の予定について
令和2年11月6日	荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第2回） 1 計画案概要について 2 計画案の詳細について 3 パブリック・コメントの実施について
令和2年11月16日	荒川区議会総務企画委員会 1 パブリック・コメントの実施について
令和3年1月6日	荒川区男女共同参画社会推進会議（第3回） 1 パブリック・コメントの実施結果について （提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について） 2 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）について
令和3年1月15日	荒川区男女共同参画社会推進計画策定委員会（第3回） 1 第2回策定委員会における主な意見について 2 パブリック・コメントの実施結果について （提出された意見の概要とそれに対する区の考え方について） 3 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）について 4 今後の予定について
令和3年5月12日	荒川区議会総務企画委員会 1 荒川区男女共同参画社会推進計画（案）の策定について

荒川区男女共同参画社会推進計画 パブリック・コメントの実施結果

1 意見募集期間

令和2年11月19日(木)～12月9日(水)

2 閲覧場所等

アクト21・総務企画課・情報提供コーナー・区ホームページ

3 意見提出数

22名・55件

4 意見の内訳

計画全般についての意見		18件
計画の具体的な内容に関する意見		36件
基本目標1	人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める	15件
基本目標2	あらゆる分野において男女共同参画を推進する	11件
基本目標3	全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する	4件
基本目標4	計画推進のための体制を整備する	6件
その他		1件
合 計		55件

5 意見に対する区の考え方

	計画に新たに反映する	10件
	既に盛り込んでいる	18件
	意見・要望としてお聞きする	27件
合 計		55件

6 意見の概要と意見に対する区の考え方

計画全般について

	意見の概要	意見に対する区の考え方
1	<p>【計画の趣旨】 街中でお父さんがごく自然に子どもを抱いている姿をよく見かけるようになった。若い世代で男女平等意識が広がっていると感じる。</p>	<p>若い世代への男女平等意識の広がりについて御評価いただきありがとうございます。 区ではこれまで、地域、家庭、学校、職場等における男女共同参画の取組を推進してまいりました。今後とも、時代の枠組みや置かれている環境が意識形成に大きな影響があることを踏まえ、幼少期からの理解促進を含め、引き続き男女平等意識の醸成に努めてまいります。</p>
2	<p>【計画の趣旨】 行政を核として、地域社会、家庭、学校、職場、個々人が自覚をもってこの計画の遂行を進めなければと感じている。</p>	<p>男女共同参画社会の実現に当たっては、地域、家庭、学校、職場等、様々な主体が連携して取り組んでいくことが何より重要であると認識しております。 今後とも、区政の各分野において、様々な主体と連携を図りながら本計画を推進してまいります。</p>
3	<p>【計画の趣旨】 内容はとても素晴らしいと思う。この計画が実現することを望む。</p>	<p>計画案に対して御評価いただきありがとうございます。 本計画の基本理念に掲げる「誰もが自分らしく生きることができる社会」は、区が目指している区民一人ひとりが幸福を実感できる「幸福実感都市」そのものであると認識しております。その実現を図るためには、地域、家庭、学校、職場等で取組を推進していくことが何より重要であり、様々な主体と連携を図りながら、本計画で定める各種取組を着実に実行できるよう取り組んでまいります。</p>
4	<p>【計画の趣旨】 平成 26 年の社会全体の平等と認識している割合が 24.4%から令和元年度では 18%に低下したことは非常に残念。今後もますます男女共同参画社会推進活動を進めていくことが重要である。</p>	<p>学校教育、余暇活動をはじめ、各分野における平等意識は、前回調査と比較しておおむね向上しているにもかかわらず、社会全体の平等意識が低下したことについては、区といたしましても課題と認識しております。 原因として社会的な事象の影響等が考えられますが、第 2 章の基本的な考え方にも示しているとおり、地域、家庭、学校、職場等、社会全体で機運を高めながら本計画に定める各種取組を着実に推進してまいります。</p>
5	<p>【計画の趣旨】 人間の意識・固定観念を良い方向に導くのは根気の要る行動だが、これは一つ一つの積み重ねが大切であり、小さな実績の積み重ねしかないと考える。</p>	<p>男女平等意識を醸成していくためには、区民一人ひとりに丁寧な働きかけを行っていくことが重要と考えております。地域、家庭、学校、職場等において、本計画に定める各種取組を着実に推進してまいります。</p>

6	<p>【計画策定の背景】</p> <p>選択的夫婦別姓制度について、結婚による改姓（主に女性）で、様々な不利益を生じることが周知の事実である。</p> <p>地方自治体からも声を上げ、後押しすることを望む。</p>	<p>選択的夫婦別氏（別姓）制度については、国において検討・議論がなされているところであり、区といたしましては、引き続き国の動向を注視してまいります。</p>	
7	<p>【計画策定の背景】</p> <p>日本のジェンダーギャップ指数が2020年0.652で153か国中121位と低迷していることを現状認識として記載すべきである。</p>	<p>第1章の計画策定の背景（1）国際社会の項目の中に最新の2021年の情報を参考に追記するとともに、その他の参考指標についても掲載することとします。</p> <p>【計画案の修正】P.3</p> <p>ジェンダーギャップ指数に関するコラム記事を記載</p>	
8	<p>【計画策定の背景】</p> <p>令和2年6月11日に国で決定された性犯罪・性暴力の対策強化方針について、内容紹介も含め、記載すべきである。性暴力に関する世論の高まりもあり、刑法法規の分野のみの記載にとどめるべきではない。</p> <p>また、男女共同参画局の令和2年度予算にDV被害者支援及び加害者更生プログラム、女性に対する暴力や性犯罪被害者支援の予算が計上されたことに注目し、区としての取組強化を発信すべきである。</p>	<p>区では、性暴力・性犯罪に対する取組の一環として、配偶者等暴力（DV）の相談窓口や普及啓発を実施してきたところであり、本計画においても、基本目標1の中で「あらゆる暴力の防止に向けた取組の推進」を図ることとしております。</p> <p>DV防止については、これまでも区では、DV被害者支援者養成講座を実施し、地域でDV被害者を支援することができる人材の養成に努めてまいりました。更に、若年者層への啓発として、区内の高等学校、専門学校、大学等にデートDV予防啓発の出席講座を実施しております。引き続き関係機関と連携して取り組んでまいります。</p> <p>なお、国の「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」は、平成29年の刑法改正を踏まえ、令和2年度から令和4年度までの3年間を集中強化期間として取り組む方向性を示したものであることから、その旨を第1章の計画策定の背景（2）国の動きの項目の中に追記いたします。</p> <p>【計画案の修正】P.6</p> <p>「性犯罪・性暴力対策の強化方針」に基づき、令和2年度から令和4年度までの3年間を、性犯罪・性暴力対策の集中強化期間として、実効性ある取組を推進しています。</p>	
9	<p>【計画の基本理念】</p> <p>基本理念に、「全ての人自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たち誰もが、性別、年齢、国籍、立場等にかかわらず、多様な生き方を理解することが必要です」とあるが、後半部分を「生物学的な性別、年齢、国籍、性自認、性的指向、立場等にかかわらず」とLGBTsにも配慮した文言に変更してはどうか。</p>	<p>計画案にもLGBTへの配慮の観点が含まれているところですが、単に「性別」のみの記載では従来の男女の概念で認識される可能性があることから、次のように修正いたします。</p> <p>【計画の修正案】P.17</p> <p>全ての人自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性的指向・性自</p>	

	<p>第2章 1(1) で、区民が関心のある人権課題として「性自認」「性的指向」が含まれていることも踏まえ、基本理念において「多様な生き方」の一例としてLGBTも対象に含まれることを伝えることが必要と考える。</p>	<p>認、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。</p>
10	<p>【計画の基本理念】 基本理念にある「誰もが自分らしく生きることができる社会の実現」に賛同する。 説明文に、「性別、年齢、国籍、立場等にかかわらず、多様な生き方を理解する」とあるが、ここの例示の中に、性的指向と性自認を加えることを求める。</p>	<p>計画案にもLGBTへの配慮の観点は含まれているところですが、単に「性別」のみの記載では従来の男女の概念で認識される可能性があることから、次のように修正いたします。</p> <p>【計画の修正案】P.17 全ての人々が自分らしく生きることができる社会を実現するためには、私たちの誰もが、男女、年齢、国籍、性自認・性的指向、立場等にかかわらず、幅広く多様な属性の人々の生き方を理解することが必要です。</p>
11	<p>【新型コロナウイルス感染症対策等】 まだまだ、差別や偏見が多くある。 新型コロナ禍で、女性や弱者の生活は厳しくなっている。区としても、対策を尽くしてきていると思うが、もっと、地方自治での仕事ができないか。</p>	<p>区では、新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、ひとり親やDVを理由に避難されている方への支援など様々な対策を実施するとともに、各相談窓口において丁寧に対応してまいりました。今後も適宜、必要な対策を実施してまいります。</p>
12	<p>【計画の指標】 ジェンダー平等、人権の問題など、多くの課題があるが、目標値が低いのか。</p>	<p>各指標については、人権意識のように目標とすべき数値が明らかなもの（憲法で基本的人権の尊重が定められており、100%を目指すことが明らかであると認識しているもの）を除き、5年間という計画期間と、これまでの推移や国の指標等を踏まえた数値設定としております。まずは本計画で掲げた指標の達成に向けて、着実に取組を進めてまいります。</p>
13	<p>【計画策定の背景】 区民の皆さんに啓発して変わってもらうのも大切だが、差別や偏見は、雇用、賃金、労働時間、男女別姓、・・・消費税・・・他もろもろ、国の政策によるところが大きい。 国の政策だから関係ないなどと考えず、政府にもっと意見を出すことを望む。</p>	<p>男女共同参画の推進については、これまでも国と連携して取り組む中で、適宜要望を行ってまいりました。立法措置をはじめ、こうした取組により、男女共同参画は前進してきたものと認識しております。今後も必要な要望を行ってまいります。</p>
14	<p>【区の情報発信】 コロナ禍でますます生活困難な状況にある中で情報は平等に届いて欲しい。 新聞を購読している人は少なく、区報は区の施設などに行かないと見られない。ウェブで区のホームページを見るという手段を持たない人もいる。また、必要があってホームページを見て</p>	<p>区報については、新聞折込やホームページ掲載のほか、ご希望の方に戸別配付する形でお手元にお届けするを行っております。また、区の施設以外でも、駅頭やコンビニエンスストア等でも手にしていただくことが可能となっております。</p> <p>今後も区報、区営掲示板、区ホームページ等あらゆる広報媒体を活用し、より多くの方に分かりやすく情報が行き渡るよう情報発信に努めてまいります。</p>

	も必要とするところだけしか検索しない。		
15	<p>【必要な配慮が行き届く区政運営】 皆が満足できる施策は難しいかと思うが、体調の悪い人や障がいのある方など弱い立場の人にも配慮してほしい。</p>	<p>区はこれまで、子どもや高齢者、障がい者等を地域全体で見守る仕組みづくりなど、区民の皆様が幸せを実感できるよう様々な取組を行ってまいりました。今後も困難を抱える方々に寄り添い、全ての方に優しく、温かい区政運営を行ってまいります。</p>	
16	<p>【計画の進捗管理】 計画の進捗管理、評価の基準を事前に設定してほしい。</p>	<p>計画では、計画期間の5年間で各基本目標を達成する上で必要な指標を数値化しております。毎年度、進捗管理を行う中で、点検・評価を実施し、必要な見直しを図ってまいります。</p>	
17	<p>【計画の編集】 第3章の施策の方向性と施策では、第4次計画と同様に、写真と具体的な資料が入ると良い。 また、具体的な施策として所管課が何をしているか別紙で明記するとよく内容が分かる。</p>	<p>子ども家庭総合センターやふらっとにっぼりの写真を掲載するとともに、コラム記事で用語や時事問題の解説、区政世論調査の結果等の参考資料を追加し、より分かりやすさを追求いたしました。 具体的な施策についても、毎年度、進捗状況の点検・評価を行う中で、取組をより理解していただけるよう工夫し、公表してまいります。</p>	
18	<p>【計画の周知】 この計画を漫画化してほしい。難しい言葉ではなく何に困っているのか、それに対してどこに連絡したらいいか解説できると良い。</p>	<p>計画の内容を分かりやすく、区民の皆様にお伝えするのは重要なことと認識しております。 本計画は、今後5年間の区の取組の基本となるものであり、多岐にわたる内容が含まれており、漫画化することは難しいと考えておりますが、計画の内容をより分かりやすくお伝えできるよう、周知に努めてまいります。</p>	

基本目標 1 人権の尊重と多様な生き方を認め合う意識を高める

	意見の概要	意見に対する区の考え方
19	<p>【子どもの相談窓口の周知方法】</p> <p>子どもが困ったときにすぐ相談できるよう、警察や消防のような短縮ダイヤルを設け、このダイヤルを駅や町中に掲示したり、子どもが持ち歩くものに貼ることができるシールを作って周知してはどうか。</p>	<p>現在、子どもや保護者の SOS の声をいち早くキャッチするため、児童相談所虐待対応ダイヤル「189（いちはやく）」を設置し、虐待だけでなく広く相談に応じております。</p> <p>このほか、教育センターが実施している「荒川区子どもの悩み 110 番」や警視庁少年相談室の「ヤング・テレホン・コーナー」などの相談先を記載したカードを作成し、区内小中学校の全児童・生徒に配布しております。</p> <p>引き続き、相談先や連絡先について、子どもたちにより分かりやすい形で周知を図ってまいります。</p>
20	<p>【性的指向や性自認について悩みを抱える当事者の交流の場づくり】</p> <p>性的指向や性自認等について悩みを抱える当事者同士がコミュニケーションをとりながら、安心して共有できる場を提供してほしい。</p> <p>そうした取組に地域の人も巻き込まないか。互いの理解が深まるきっかけとなる事業が実施されることを希望する。</p>	<p>区では、当事者の方々の悩みに寄り添いながら支援をしていくため、アクト 21 内に LGBT 専門相談窓口を設置しております。また、今後、性的指向や性自認に関する理解を広めるための講座等の実施も予定しております。</p> <p>今後、どのような場の提供や事業の実施ができるか検討してまいります。</p>
21	<p>【多様な性の理解に関する図書の充実】</p> <p>多様な性の方の人権が守られ、生きやすい区となるように理解を深める学習の取組と関連した書籍を各図書館やアクト 21 などに置いてほしい。</p>	<p>区ではこれまでも、各図書館やアクト 21 において、多様な生き方を含め、男女平等や人権に関する図書を配架してまいりました。</p> <p>今後も男女平等や人権に関する図書の充実を図ってまいります。</p>
22	<p>【同性パートナーシップ制度】</p> <p>基本理念や計画の方向性として、性的指向や性自認等性的少数者に属する人々についても考慮されていることに賛同するが、区民や区職員の中でも、性的指向や性自認が異なる人も同じように尊重される存在であるという理解が進むよう、具体的な方策として、同性パートナーシップ制度の導入、区営住宅への入居資格に同性カップルを加えることを求める。</p>	<p>区政世論調査では、性自認や性的指向に関する区民の認識は一定程度あるものの、年代によって差がある状況が見受けられました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、区といたしましては、引き続き LGBT 専門相談窓口等による相談体制の充実に努め、悩みを抱えている方々に寄り添う取組を進めるとともに、地域全体に理解や共感の輪を広げていくことが必要であると考えております。その具体的な取組として、社会的な困難を解消するため、区を始めとする行政機関、事業者等、地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成と、パートナーシップ制度を含め、当事者に必要な支援策を調査研究してまいります。</p> <p>【計画案の修正】 P.26</p> <p>地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸</p>

		成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究をしていきます。	
23	<p>【同性パートナーシップ制度】</p> <p>「同性パートナーシップ制度」といった言葉がなかったことが残念。制度的な取組が盛り込まれることを望む。</p>	<p>区政世論調査では、性自認や性的指向に関する区民の認識は一定程度あるものの、年代によって差がある状況が見受けられました。</p> <p>こうした状況を踏まえ、区といたしましては、引き続き LGBT 専門相談窓口等による相談体制の充実に努め、悩みを抱えている方々に寄り添う取組を進めるとともに、地域全体に理解や共感の輪を広げていくことが必要であると考えております。その具体的な取組として社会的な困難を解消するため、区を始めとする、行政機関、事業者等、地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成と、パートナーシップ制度を含め、当事者に必要な支援策の調査研究をしてまいります。</p> <p>【計画案の修正】P.26</p> <p>地域社会全体が当事者の不安や迷いに寄り添えるよき理解者となるための意識の醸成を図るとともに、パートナーシップ制度を含め、当事者が抱えている困難を解消するために必要な支援策について調査研究をしていきます。</p>	
24	<p>【性的指向や性自認等に関する学校教育での取組】</p> <p>性的指向や性自認等について、学校教育での取組も重要である。荒川区ではどうなのか具体的な施策を書き込むべきである。</p>	<p>区では、あらゆる悩みを抱えている児童・生徒に寄り添いながら、具体的な相談に応じ、支援を必要とする児童・生徒を適切な支援に繋げながら日々の学校教育に取り組んでおります。</p> <p>同時に、全ての児童・生徒が多様な生き方に理解や共感の輪を広げていくことが何より大切だと考えております。それらの具体的な取組として、本計画では、性的指向や性自認について小中学校においても児童・生徒が多様な相談をできる体制を整えていくための、教職員の多様な生き方への理解促進に向けた研修等について記載をしております。</p> <p>多様な生き方を認め合うための理解を促進し、施策を丁寧に進めてまいります。</p>	
25	<p>【施策の分析・公表方法】</p> <p>GAH 推進リーダーはほとんど男性だと聞いている。</p> <p>生活保護受給者の年齢別男女比を含め、全ての施策における男女比率を明らかにすることで、差別の現状をよく理解することができると国際社会や国</p>	<p>GAH 推進リーダーにつきましては、各地域団体のリーダーに御参画いただいております。結果として男性の比率が高い状況となっております。</p> <p>また、生活保護受給者の年齢別男女比につきましては、年次報告として東京都に報告し、東京都が区市町村別に公表しているところです。</p>	

	<p>で言われており、記載がある方がよい。</p>	<p>本計画の現状の分析と施策の方向性を検討するに当たり活用いたしました区政世論調査や荒川区民総幸福度調査では、性別毎の統計データを示しているほか、一般的に区政の各分野で施策を検討するに当たっては、様々な属性を分析し、必要に応じて公表しております。</p>	
26	<p>【アクト 21 の事業について】 ある自治体で、女性が主体的に声を上げにくいという現状の解消を目的に行われたディベートの女性向けセミナーがとても効果があったという記事を読んだ。女性が声を上げるのはまだまだとても難しく、そもそも「意見を表明する」こと自体が恐れ多く、どうすればよいかわからないため、黙っている。コロナ禍でディベートを行うのは難しいが、主体的に関わる市民を増やすため、アフターコロナで取り入れていただきたい試みだと思う。</p>	<p>自分の意見を主張する能力を身に付けることは、男女問わず重要であり、アクト 21 では、これまでも、女性が地域や職場で意見を述べること等の能力の向上に繋げるため、アサーティブトレーニング講座やコミュニケーション向上のための講座を実施してまいりました。 本計画においても、学習機会の提供を図ることとしており、今後もより効果のある取組を実施してまいります。</p>	
27	<p>【学校における性自認・性的指向に配慮した進路指導】 具体的な施策の「性別にとらわれない進路指導の充実」を「性別にとらわれず性自認・性的指向を含む多様性に配慮した進路指導の充実」としてはいいかがか。 当事者の声としても「制服を着たくないから制服のある中学・高校に進学したくない」「自分のような人間は新宿二丁目で働くしかないと思った」などという声はよく聞くところである。性的指向や性自認に悩む学生は、同時に進路や職業選択にも多く悩みを抱えている。 荒川区でも、まさに性的指向や性自認に悩む年代である学生の進路指導の際には、LGBT の知識を生かした対応が必須であり、教師は多様な生き方、進路や就職先の選び方があることを認識した上で学生と接する必要があるのではないだろうか。</p>	<p>基本目標 1 の最終ページに掲載していた多様な生き方への理解に関するコラム記事を、施策の直後に掲載することで、「多様な生き方」には性自認や性的指向も含まれていることを分かりやすい形に整理いたしました。 学校現場で適切に配慮するには、教職員の理解が不可欠であると認識しております。これまでも機会を捉えて研修を実施してきたところですが、対応ガイドラインの作成や研修等により更に教職員の理解を深めてまいります。 【計画の修正案】P.27 コラム記事（多様な生き方への理解）を移動</p>	

28	<p>【性的少数者に配慮した広報】 荒川区ホームページにおける性的少数者が利用可能な制度の周知ページ作成を追加していただきたい。 性的少数者は「制度をそもそも利用できると思っていないケース」や「窓口へ都度自分が対象に含まれるか相談することへの面倒さ」「カミングアウトをしても問題ない相手かどうかへの懸念」などから行政サービスの利用をためらうことがある。そのため、同様の形で、性的少数者でも利用可能な制度をホームページにより周知していただきたい。</p>	<p>より分かりやすく情報をお伝えできるよう、令和2年度に、ホームページをリニューアルいたしました。今後も必要な情報が入手できるホームページづくりに努めてまいります。</p> <p>また、区職員が性自認・性的指向等について理解を深め、様々な困難を抱える人々について適切に配慮・対応していくため、本計画では、対応ガイドラインの作成や理解を深めるための研修の実施を計画しております。こうした取組を進めることにより、全ての方が安心して手続や相談等をしていただける体制の整備に努めてまいります。</p>	
29	<p>【性的指向や性自認に関する施策】 性的指向や性自認に関して、「広報、啓発を実施すること」「区職員や教職員について理解を深めること」「相談体制を充実すること」が書かれており、これに賛同する。</p>	<p>多様な生き方について、広報、啓発の実施、区職員や教職員について理解を深めること、相談体制を充実すること等、性自認・性的指向について困難を抱える当事者の方に寄り添いながら、更なる事業の充実を図ってまいります。</p>	
30	<p>【配偶者暴力被害における事実婚、同性パートナーの取扱い】 <3-(3)暴力被害等に関する相談体制の充実>「配偶者暴力被害」のところに「(事実婚、同性カップルを含む)」と付け足してはどうか。法的に「配偶者」に含まれないカップルなどの親しい間柄でも暴力被害が起こる可能性があるが、実際に「結婚していないから」という理由で相談をためらう被害者がいる可能性がある。</p> <p>あわせて、具体的な施策の中にある「研修の実施」の中に、同性カップルの間でも暴力被害が起こりうることや、性暴力は同性からの被害もありうることを含めていただきたい。</p>	<p>本項目では、DV防止法に基づく区市町村基本計画の一環として配偶者からの暴力対策の取組を定めているほか、虐待被害や性的被害の相談支援について記載しております。</p> <p>DV防止法では、「配偶者」の定義として次の方々を含んでいることから、本計画の表記を「配偶者等」に改めることといたします。</p> <p>婚姻の届出をしていないいわゆる「事実婚」の方 離婚後（事実上離婚したと同様の事情に入ることを含みます。）も引き続き暴力を受けている方 生活の本拠を共にする交際相手（婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいる方） 生活の本拠を共にする交際をする関係を解消した後も引き続き暴力を受けている方</p> <p>なお、DV防止法の定義には「同性カップル」までは含まれておらず、法に基づく支援には一定の限界がありますが、区といたしましては、暴力に直面している方々が相談することをためらうことのないよう、あらゆる暴力を想定し、職員研修の充実及び相談体制の充実を努めてまいります。</p> <p>【計画の修正案】 ・P.27 配偶者等暴力 ・P.29 配偶者等暴力被害、配偶者等暴力への正しい理解、配偶者等暴力の未然防止</p>	

<p>31</p>	<p>【性被害の相談窓口】 性被害の相談窓口の設置とウェブ対応を望む。 配偶者やパートナーから望まない妊娠を強いられる性暴力が横行し、コロナによるステイホームによりさらに加速され、被害がこれまでの2倍になっていると報道されている。また、それらの事由による妊娠、出産後の育児遺棄などの報道も後を絶たない。これらは、ほぼ女性のみが非難の的になっており、そこに至る男性への責任について言及されることが大変少ないことを痛感している。 性被害にあった場合やDVによる望まない妊娠などについて、匿名でも相談できる体制の強化と広報を強めることを要望する。また、今後も続くコロナ感染防止対策のためや、出向くことに躊躇するこれらの相談について、ラインやメールなどを利用したウェブ相談が可能になる体制を提案する。</p>	<p>性被害の相談窓口については、保健所、アクト21 ところと生き方なんでも相談、配偶者暴力相談支援センター等、被害にあわれた方が身近な窓口で相談をいただけるよう対応をしております。アクト21の相談については、対面による相談のほか電話相談も実施しております。また、必要に応じ、都の性暴力救援センター・東京（SARC 東京）や警察と連携を図り、被害者の方に寄り添った支援を実施しております。 また、国は、令和2年度から令和4年度までの3年間を性犯罪・性暴力対策の集中強化期間と位置付け、都道府県を中心としたワンストップ支援や教育・啓発活動の充実を推進しており、令和2年10月からSNSによる相談窓口について試行し、匿名による相談も受け付けております。 今後も、国や都の取組の周知を含め、引き続き国や都と連携して的確に寄り添える相談窓口となるよう努めてまいります。</p>	
<p>32</p>	<p>【ハラスメントの定義】 <3-(4)ハラスメントの防止> ハラスメントとして、「パワー・ハラスメント」「セクシュアル・ハラスメント」「マタニティ・ハラスメント」「パタニティ・ハラスメント」「カスタマー・ハラスメント」等を例示しているが、この中に「SOGI ハラスメント」を含めていただきたい。また、研修講座の実施の中に、「SOGI ハラスメント」に関する内容を含めていただきたい。 パワハラ防止法の中に「精神的な攻撃」に「相手の性的指向・性自認に関する侮辱的な言動を含む」ことが明記されるなど、SOGI ハラスメントの防止対策を企業に義務付ける法律ができている。こういった動きにあわせ、荒川区でもさらに周知、防止対策を行う必要がある。</p>	<p>第1章で取り上げている国の動きの中で記載している労働施策総合推進法の改正は、パワー・ハラスメントの防止対策を法制化したものであり、パワー・ハラスメントの中に性的指向や性自認に関するハラスメントである SOGI ハラスメントも含まれていることを踏まえ、SOGI ハラスメントについても明記し、適切に事業を実施してまいります。 【計画案の修正】P.30 ハラスメントには、職場において優越的な関係を背景として行われる「パワー・ハラスメント」や性的な言動の「セクシュアル・ハラスメント」、働く女性が妊娠・出産を理由として職場で受ける精神的・身体的嫌がらせ等により不利益を被る「マタニティ・ハラスメント」、男性が育児参加する権利や機会を侵害する言動や嫌がらせを行う「パタニティ・ハラスメント」、顧客等からの著しい迷惑行為である「カスタマー・ハラスメント」、性自認・性的指向に関わる「SOGI ハラスメント」等様々な種類があります。</p>	

基本目標 2 あらゆる分野において男女共同参画を推進する

	意見の概要	意見に対する区の考え方
33	<p>【計画の目標指標】</p> <p>審議会等における女性委員数の割合について、令和元年度の実績 21.0%、令和 7 年の目標 30%という数字はあまりに低い。「数年以内に 4 割程度」を目標とすることを望む。</p> <p>他、同様意見 2 件あり</p>	<p>本計画における目標指標は、現状とこれまでの推移を踏まえて、5 年間の目標に相応しい現実的な数値を設定したものです。国の第 5 次男女共同参画基本計画における目標である「2020 年代の可能な限り早期に指導的地位に占める女性の割合が 30%程度となるよう目指して取組を進める」との方針も踏まえ、まずは 30%を目指して取組を進めてまいります。</p> <p>審議会等については専門性が高い分野もあり、適材適所の人材を委嘱する中で着実に取組を前進させてまいります。</p>
34	<p>【計画の目標指標】</p> <p>女性の割合が 3 割を超えると、働きやすさが格段に変わると聞いたことがある。これを踏まえると、区職員の管理監督者の女性の割合について、令和元年度の目標 33.3%という数字は低くはないが、ぎりぎり 3 割を超えたに過ぎないともいえる。「数年以内に 4 割程度」を目標とすることを望む。</p> <p>他、同様意見 2 件あり</p>	<p>区職員の管理監督者における女性の割合は、女性活躍推進法に基づく特定事業主行動計画において、その目標を設定しております。</p> <p>区ではこれまでも、性別による格差のない公正な昇任選考の実施に努めてきたところですが、これまでの実績や他団体の状況などを踏まえた実効性のある目標を設定し、働き方改革や働きやすい環境づくりの推進など、達成に向けた取組を進めてまいります。</p>
35	<p>【区議会の女性参画の促進】</p> <p>議会の女性率について令和 2 年 12 月 6 日、群馬県草津町会で性被害を訴えた女性議員が住民投票でリコールされた。荒川区ではこのようなことは起こらないと思うが、議会で女性が少ない、決定権を持つ女性が少ない状態ではいつまでも女性は男性の顔色を伺いながら意見を表明しなければならない。国政はもちろんであるが、東京都や荒川区をはじめとする地方議会にこそ、女性率を 3~5 割に定めたクォーター制を導入してほしい。</p>	<p>第 1 章の国の動きの中で「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」の制定について記載しておりますが、ご提案の内容は、現行の公職選挙法の枠組みの中では難しいものと思われます。</p> <p>いただいたご意見は、区議会に情報提供いたします。</p>
36	<p>【パブリック・コメントの広報】</p> <p>パブリック・コメントを募集していることをもっと広報すべきである。区の掲示板、区のホームページや区報の第一面に「ご意見募集中」と目立つコーナーを作ったらどうか。募集期間も最低 1 か月は必要だと思う。</p>	<p>区では、これまでパブリック・コメントを実施する際は、区報・ホームページにおいて計画案の入手先や意見の提出方法等の周知を図っております。募集期間については、荒川区パブリック・コメント手続要綱において 2 週間以上と定めております。</p> <p>この基準を踏まえ、本計画は、区ホームページや区報で周知を図り、3 週間の募集期間で募集したものです。</p> <p>より多くの区民の声をいただくことは重要な視点だと認識しておりますので、今後も工夫して取り組んでまいります。</p>

37	<p>【リプロダクティブ・ヘルス/ライツの記載】 リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（生殖に関する健康と権利）について言及がない。 1994年にカイロで開催された国際人口開発会議において提唱された概念である。今日、女性の人権の重要な一つとして認識されている。</p>	<p>主に、(5)母子保健に関わる支援で、女性特有の病気に係る施策を推進してまいります。 女性は、年代やライフステージごとに様々な健康課題に直面します。こうした健康課題を回避・解消するために心身両面の健康づくりを支援してまいります。 用語については、より分かりやすい表記に努めてまいります。</p>	
38	<p>【避難所運営者の女性割合】 避難所運営者の中の女性割合という点も次回からデータとして加えていただきたい。 運営者に女性がいることで「避難所内の性暴力被害」「生理用品や乳児用物品の分配」という点で違いが出ると考える。</p>	<p>避難所運営に当たっては、既に生理用品や乳幼児物品の備蓄等を行っておりますが、引き続き、性別等によるニーズの違いに配慮した環境整備や物資の備蓄等に努めてまいります。 また、避難所の運営をサポートする区職員は、男性・女性の割合を考慮して配置しており、引き続き、安心して利用できる避難所運営に向けた準備に取り組んでまいります。</p>	
39	<p>【荒川区地域防災計画における性的少数者の視点】 具体的施策の中に、「荒川区地域防災計画における男女共同参画の視点の反映」とともに「荒川区地域防災計画における性的少数者の視点の反映」をお願いする。</p>	<p>本計画で掲げた基本理念に基づき、「男女共同参画の視点」中には、広く性的指向や性自認の概念も含まれるとの認識で記載してありましたが、こうした多様な視点で取り組んでいくことを明確にするため、多様な視点についても明記いたします。 【計画案の修正】P.35 荒川区地域防災計画について、実際の災害から得られた教訓や想定される課題等を踏まえて、性別に関わらない多様な視点で適宜見直し、修正を行ってまいります。 < 具体的な施策 > 荒川区地域防災計画における本計画で掲げた多様な視点の反映</p>	
40	<p>【地域における固定的な役割分担意識の解消】 地域活動団体の中には、封建的な男女固定概念で家庭生活や仕事をされてきた男性も多く、当然のように女性は補佐的な役割分担されている。またセクハラまがいの発言もある。そんな風潮に異議を伝えても、孤立したり疎外されたりする。こうした実態について、ヒアリングやアンケート等で現状を把握し、地域から男女共同参画を推進してほしい。</p>	<p>地域を活性化するためには、地域活動における男女の活躍の場の拡大が重要と認識しております。特に、区民団体等における女性の活動範囲が拡大されるよう女性リーダーの育成を実施してまいります。 また、男女共同参画について、学校や家庭、地域と協力した取組及び幅広い世代への啓発を推進し、地域活動の中においても性別による固定的な役割分担意識が解消されるよう啓発に努めてまいります。</p>	
41	<p>【町会支援】 町会の改善に取り組む相談窓口は、忖度なしの公明正大な立場で調整し、問題解決ができる部署として、担当者のレベルアップを切望する。</p>	<p>区ではこれまで町会・自治会の活動の支援を公正・中立な立場で進めてまいりました。今後も引き続き、的確に支援ができるよう努めてまいります。</p>	

42	<p>【要配慮者への更なる取組強化】 被災した場合に、子育て世代、特に乳幼児をもつ家族に対する避難場所について、行政の対策はもちろんのこと、親たち自ら防災対策や備蓄にも対応するような働き掛けも必要である。また、それら災害時要配慮者に特化した防災講座などの実施を要望する。</p>	<p>区では、一次避難所の整備と併せて、二次避難所、福祉避難所の充実、ミルク等のアレルギーに配慮した備蓄物資の配備、在宅避難や家庭での備蓄についての周知啓発等、様々な取組を進めております。また、様々な機会を捉えて学校や町会等において、防災意識向上のための防災講話を行っております。引き続き、区民の皆様とともに、防災対策に取り組んでまいります。</p>	
43	<p>【緊急避妊薬について周知】 望まない妊娠出産がその後の児童虐待に結び付きやすいことに鑑み、緊急避妊薬についての認知も高めてほしいと願っている。</p>	<p>内閣府の第5次男女共同参画基本計画に関わる専門調査会の検討では、緊急避妊薬の取扱いをめぐって「専門研修を受けた薬剤師が十分に説明した上で、対面で服用させることを条件に処方箋なしに利用できる」との基本的な考え方を示す等、性犯罪の対策に重点を置いております。</p> <p>区といたしましては、国の動向を注視してまいります。</p>	

基本目標3 全ての人のワーク・ライフ・バランスを推進する

	意見の概要	意見に対する区の考え方	
44	<p>【子どもの健やかな養育】 安心して学べ、個々の家庭の状況により夢や希望を諦めたり、差別を感じることがないように子どもの貧困をなくしてほしい。（親、教師、女性団体の声を聞くこと）</p>	<p>区では、全ての子どもが家庭の状況によらず、様々な経験を通して健やかな成長を促すため、家庭への経済的支援や子どもの居場所づくりなどをはじめとした施策を推進しております。今後もより一層、子どもたちのための細やかな支援が行き届くよう施策を推進してまいります。</p>	
45	<p>【学童クラブについて】 学童クラブは、生活の場としての役割が大きく、今後も独立した存在として維持・発展させてほしい。</p>	<p>区ではこれまで、学童クラブの新規設置等を含め、子育てと仕事を両立するための保育サービスの充実を推進してまいりました。</p> <p>今後も子どもと保護者の双方が、安心して暮らしていけるような環境を整備してまいります。</p>	
46	<p>【同性パートナーの養育里親】 同性カップルに育てられる子どもなどの多様な家族の形に関する情報提供や里親制度を利用したい同性カップルへの情報提供に関する具体施策を入れてほしい。</p>	<p>里親制度については、東京都が同性パートナーを養育里親として認定できるよう、平成30年（2018年）に里親認定基準を改定しました。今後も事業を実施する中で、同性パートナーが里親として子どもの養育等を行うことができ、また、子どもたちが安心して生活できる環境を整備してまいります。</p>	
47	<p>【中小企業等で働く女性の相談窓口】 中小企業で働く女性や自営業（業者）で働く女性に向けた、人権尊重・男女平等の教育の推進と相談窓口などの具体的な施策を進めてほしい。</p>	<p>区では、女性の活躍推進に向けた取組として、事業者に対し更衣室の設置や休暇の取りやすさ等職場環境の見直しについての普及啓発を実施することで、男女共同参画の意識醸成を図ってまいりました。また、労働施策総合推進法の改正によって、マタニティ・ハラスメント防止が強化され、働く妊婦への情報提供は重要な視点となって</p>	

	おり、こうした課題をはじめ、就労中の女性からの相談をお受けしております。引き続き関係機関と連携を図りつつ、職場や就労についての悩みを抱える女性への更なる支援に努めてまいります。
--	--

基本目標 4 計画推進のための体制を整備する

	意見の概要	意見に対する区の考え方
48	<p>【アクト 21 における団体の交流】</p> <p>アクト 21 を女性団体が利用しやすくし、交流の場や情報発信の場になったら良い。</p>	<p>男女平等推進団体として登録いただくと、利用料の免除や優先予約が可能となるため、多くの女性団体が登録し活動されております。より多くの方に御利用いただけるよう、グループでの話し合いや個人の趣味の活動の場として使えること等、具体的なご利用内容を例示することで、個人や団体で幅広く利用できることを周知しております。</p> <p>また、現在は感染症防止対策で一定の制限を設けさせていただいておりますが、区民の皆様の交流の場として、様々な年代の方々に幅広く御利用いただける交流コーナーや、男女共同参画に資する情報の提供を目的とした図書コーナー、資料提供コーナーを設けております。こうした施設の利を活かし、多くの方に御利用いただけるよう今後も努めてまいります。</p>
49	<p>【計画の周知】</p> <p>この計画を見る人よりも、見ない方にどのように周知徹底させるかが一番の課題だと感じる。</p>	<p>男女共同参画社会の実現のためには、より多くの区民に本計画を理解していただくことが重要であると認識しております。計画策定後には、その対象となる個人、家庭や事業者等に対し幅広い周知に努めてまいります。具体的には、若年層の方にも見ていただけるようホームページ、SNS を利用した広報を行ってまいります。それに加え、多くの区民の皆様に身近な情報源である区営掲示板での周知ポスターの掲示等の周知方法を検討してまいります。</p> <p>また、区内事業者の皆様には、庁内の関係部署と連携しながら、効果的に計画の周知を進めてまいります。</p>
50	<p>【アクト 21 における活動団体との連携】</p> <p>アクト 21 で実施する事業の内容を充実させていくためには各関係団体などと連携しながら進めていくとよい。</p>	<p>これまで、アクト 21 の事業については男女平等推進団体をはじめとする活動団体の皆様に参画をいただく交流事業等を推進してまいりました。今後も活動団体との更なる連携を強化し、取組を推進してまいります。</p>
51	<p>【区民アドバイザー会議や男女共同参画社会推進区民会議について】</p> <p>区民アドバイザー会議や男女共同参画社会推進区民会議について、実績とともに、今後の運営方針について記載を求める。</p>	<p>区民アドバイザー会議では、主にアクト 21 の事業、センターの運営について区民アドバイザーの皆様から御意見をいただいております。</p> <p>区民や区内事業者、学識経験者で構成する男女共同参画社会推進区民会議では、毎</p>

		<p>年度、計画に基づく区政の各分野における実績を評価し、議事内容を公表しており、本計画においても着実な進捗を図ってまいります。</p> <p>運営方針は両会議体でそれぞれ取り決めを行っているところであり、両会議の円滑な運営を図ることにより、アクト 21 のよりよい施設運営に努めるとともに、本計画の取組を推進してまいります。</p>	
52	<p>【区職員の区民の呼び方】 職員が区民と話をしている際に「ご主人、奥様」と呼んでいる場面を見た。区職員の意識づくりについて、区民の呼び方等についても男女平等の視点を持つよう、研修を行うべきである。</p>	<p>区ではこれまで、職員一人ひとりが男女共同参画の意識を持つことが重要であると考え、職員に向けた研修等を実施してまいりました。今後も男女共同参画の視点に必要な意識醸成を図るため、接遇研修など職員向け研修を実施するとともに、男女平等に関する正しい理解と認識を深めてまいります。</p>	
53	<p>【アクト 21 インフォメーションの内容】 アクト 21 が発行している冊子について毎回読ませていただいている。毎回有名人のインタビューが中心で、誰が読むことを想定しているのか分からず、地域と連携が取れているように思えない。荒川区で実際に何が行われているか、どうしていくのか、何がしたいのか地域に根付いた主体的な発信をお願いしたい。</p>	<p>これまでも、情報誌の作成については、興味関心が高いテーマの特集記事や地域に関係する記事を取り上げること等により、幅広い世代の方に手に取っていただけるよう工夫を重ねてまいりました。</p> <p>今後も区民にとって分かりやすく、よりよい情報誌等を発行してまいります。</p>	
54	<p>【アクト 21 インフォメーションの配布方法】 アクト 21 インフォメーションについて、配布方法について検討すべきである。</p>	<p>男女共同参画の普及啓発誌であるアクト 21 インフォメーションは、区施設への配置のほか、区ホームページに掲載し、広く周知を図っているところです。作成については、興味関心が高いテーマの特集記事や地域に関係する記事を取り上げること等により、幅広い世代の方に手に取っていただけるよう工夫を重ねてまいりました。今後、更に、より多くの方に情報が行き届くよう、インターネットと連動した配信を組み合わせる等、より効果的な情報発信の在り方を検討してまいります。</p>	

その他

	意見の概要	意見に対する区の考え方	
55	<p>【同性パートナーの住民記録に係る記載】 世田谷区議会議員の SNS で「荒川区では同居している同性カップルは、同一住所、生計同一で当人らが望んでも同一世帯とは認めない、同居人記載も否」という旨の発言を見た。事実であれば、本計画の理念や目標に反することだと感じる。再考を望む。</p>	<p>他自治体から同性パートナーの住民記録に係る調査がありましたが、質問の意図を誤解し、事実と異なる回答をしてしまいました。実際は、同性パートナーであるか否かにかかわらず、住居及び家計を同じくしている実態があれば当然に同一世帯として取り扱うこととしております。</p> <p>回答の誤りについては、調査元に回答の修正を依頼するとともに、当該議員にも直接連絡し、御理解をいただいております。</p>	

第 44 回 荒川区政世論調査（抜粋）

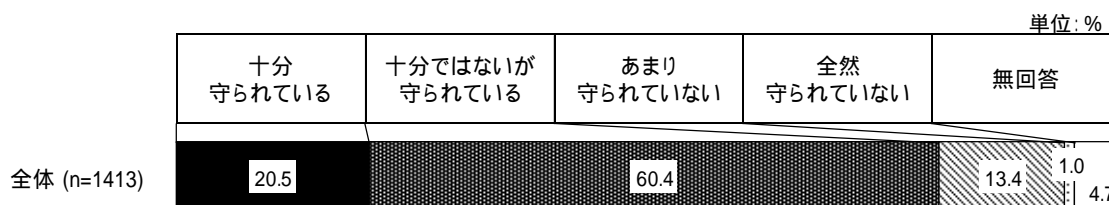
- （調査区域）荒川区全域
- （調査対象）荒川区在住の満 18 歳以上の男女（住民基本台帳による）
- （標本数）3,000
- （抽出方法）層化 2 段無作為抽出（7 地区に分類し、対象者を抽出）
- （調査期間）令和元年 8 月 29 日～令和元年 9 月 30 日
- （調査方法）郵送配布 / 郵送又は電子申請による回収
- （有効回答）1,413

【人権（多様性を認め合う社会）】

（1）人権意識

「十分ではないが守られている」が 6 割

問 15 現在の地域社会について人権が守られていると思いますか。（ は 1 つだけ）

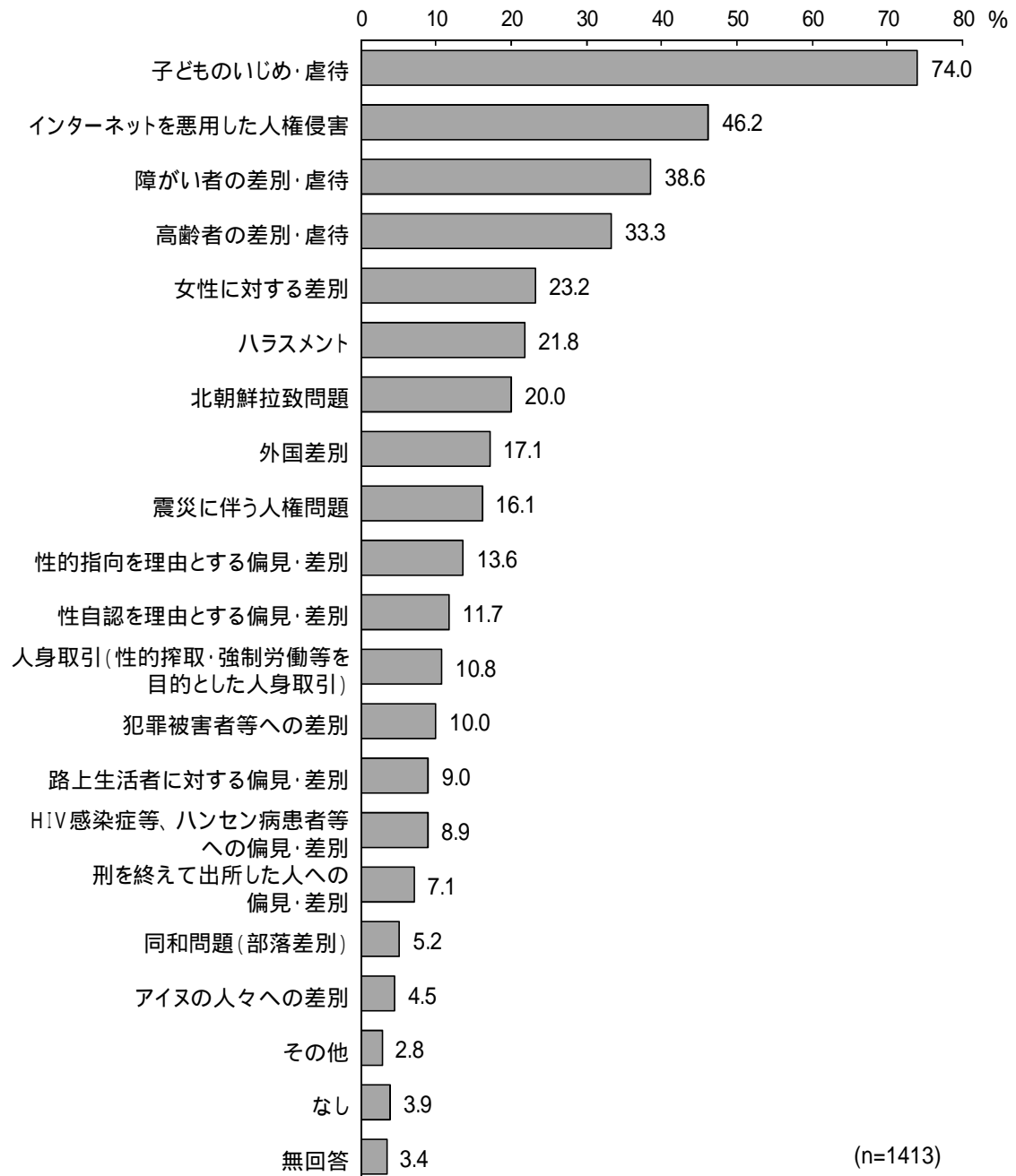


現在の地域社会で人権が守られているかについて聞いたところ、「十分ではないが守られている」(60.4%) が 6 割と最も高く、次いで「十分守られている」(20.5%) が 2 割、「あまり守られていない」(13.4%)、「全然守られていない」(1.0%) の順となっている。

(2) 関心のある人権課題

「子どものいじめ・虐待」が7割半ば近く

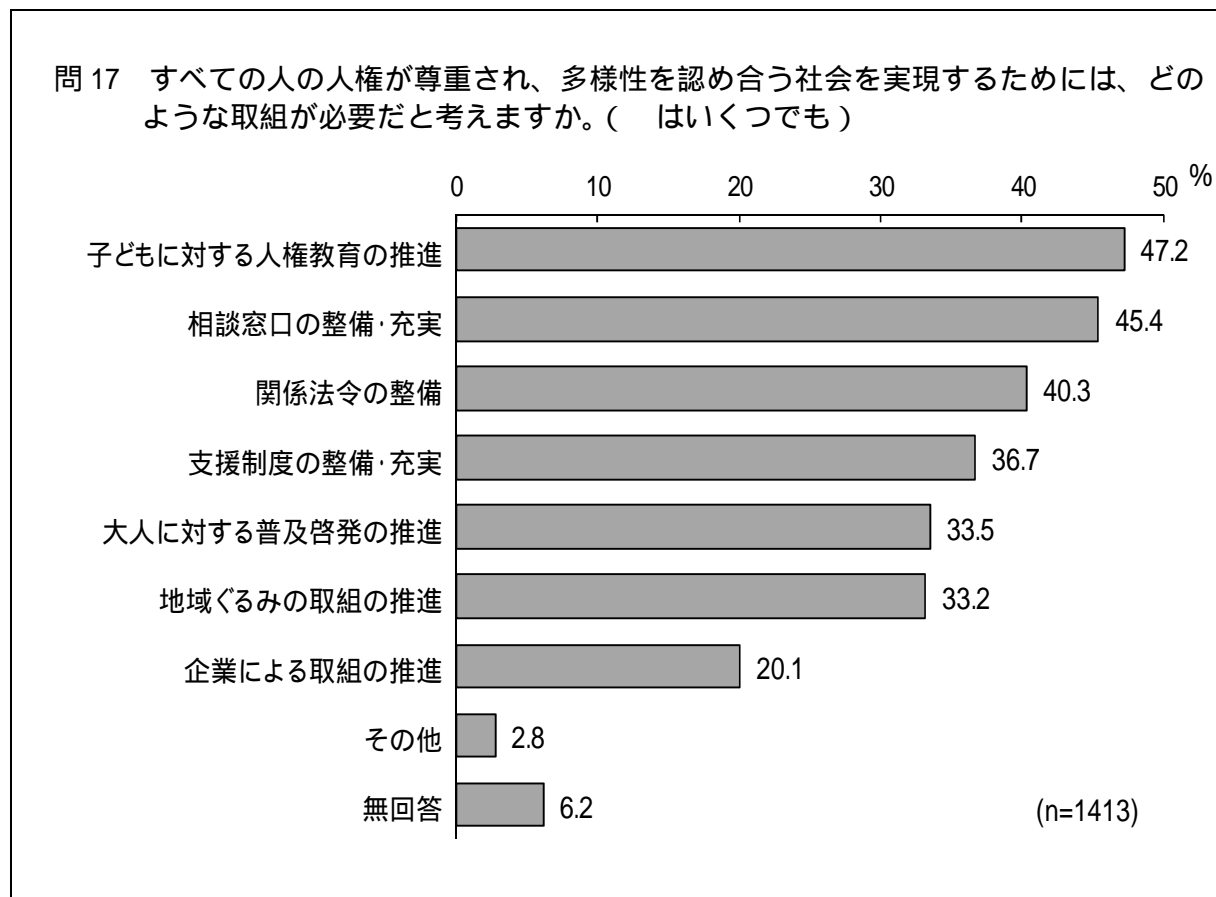
問16 あなたが、関心があり、取り組むべきと考える人権課題はどれですか。(はいくつでも)



関心のある人権課題について聞いたところ、「子どものいじめ・虐待」(74.0%)が7割半ば近くで最も高く、次いで「インターネットを悪用した人権侵害」(46.2%)、「障がい者の差別・虐待」(38.6%)と続いている。

(3) 多様性社会の実現に向けた取組

「子どもに対する人権教育の推進」が4割半ば超え

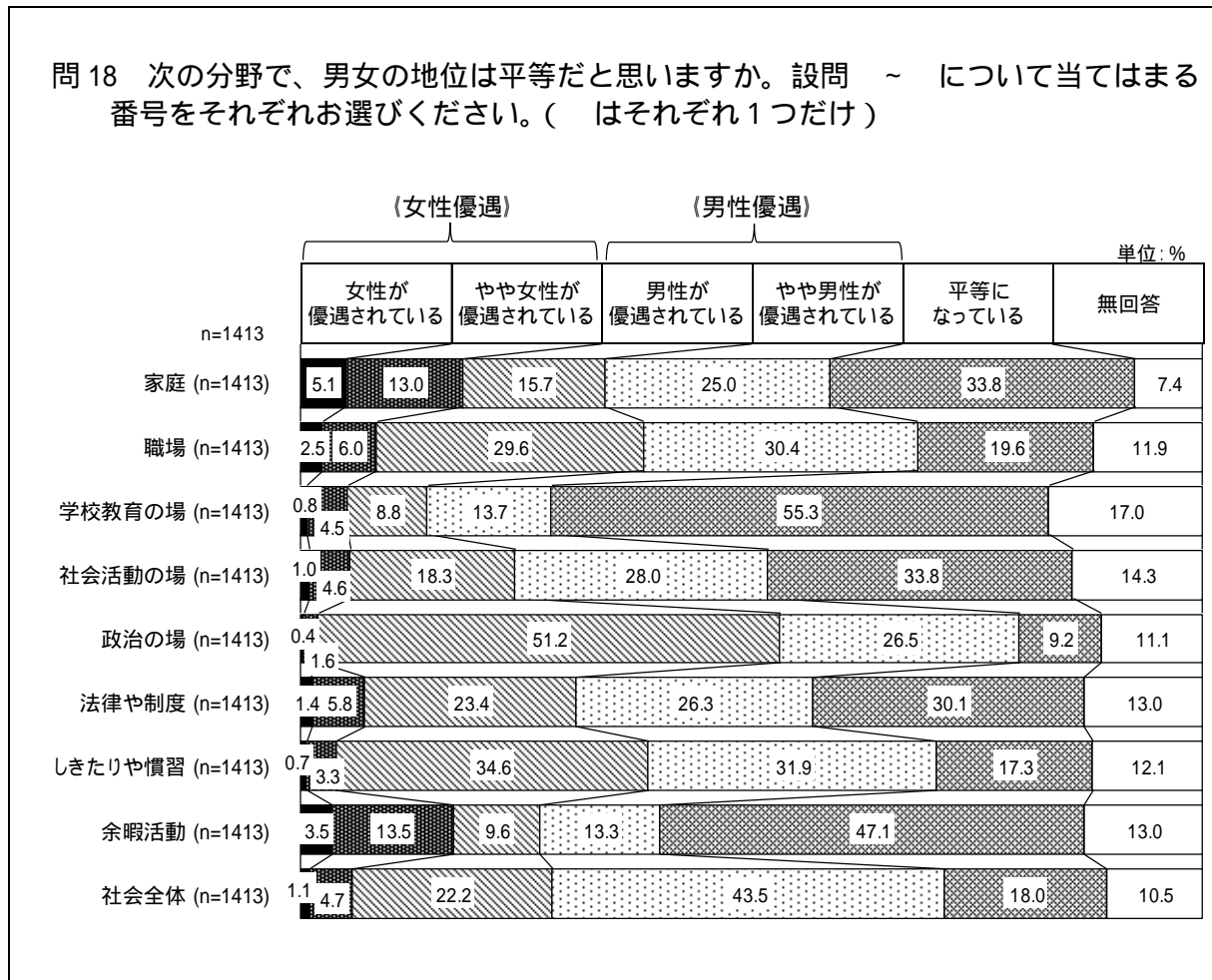


多様性社会の実現に向けて必要な取組について聞いたところ、「子どもに対する人権教育の推進」(47.2%)が4割半ばを超え最も高く、次いで「相談窓口の整備・充実」(45.4%)、「関係法令の整備」(40.3%)と続いている。

(4) 男女の地位

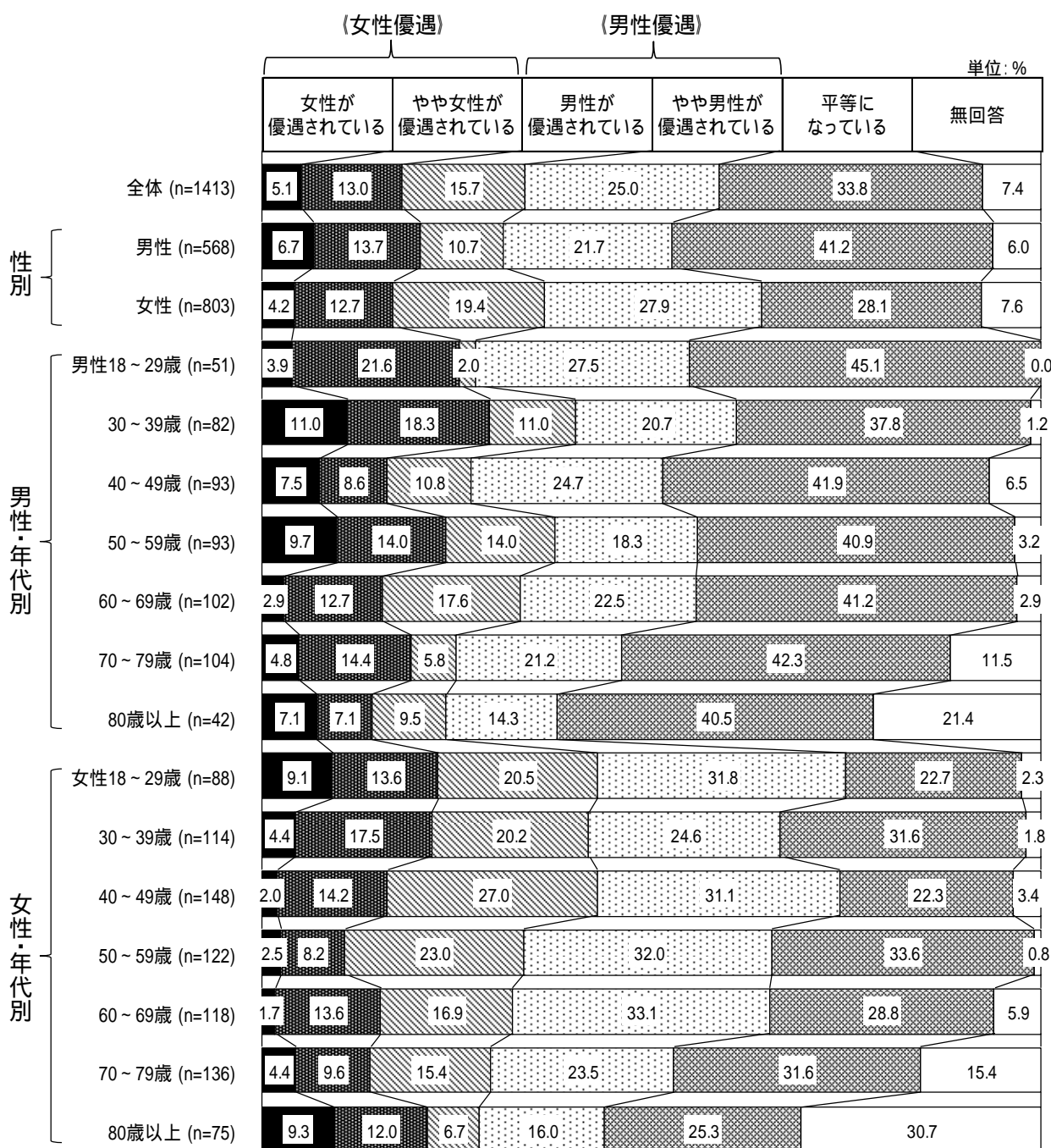
「学校教育の場」では平等になっているが5割半ば

問 18 次の分野で、男女の地位は平等だと思いますか。設問 ~ について当てはまる番号をそれぞれお選びください。(はそれぞれ1つだけ)

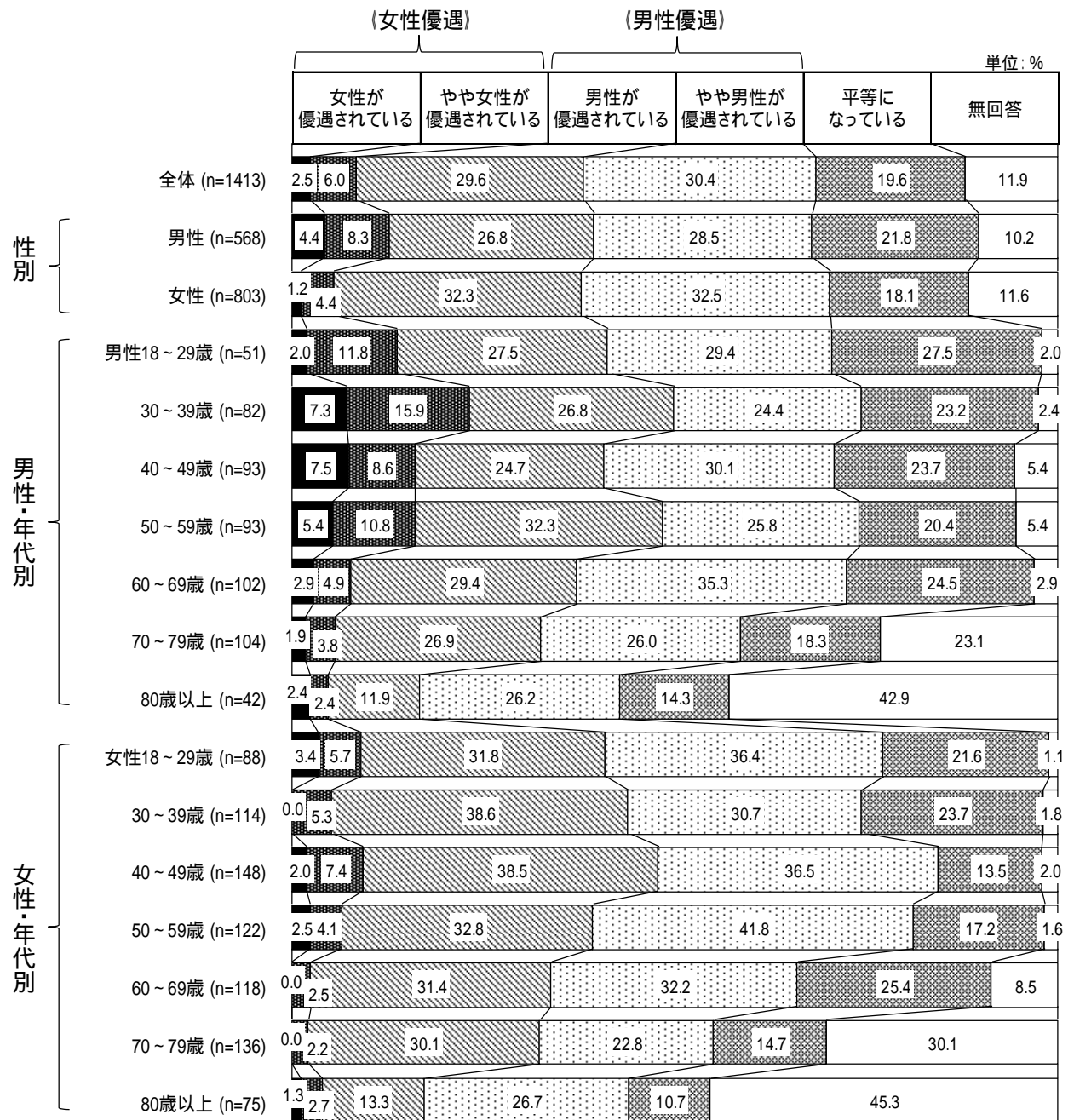


各分野で男女の地位は平等か聞いたところ、《平等になっている》では「学校教育の場」(55.3%)で5割半ばと最も高くなっている。《男性優遇》では「政治の場」(77.7%)が7割半ばを超え最も高く、次いで「しきたりや慣習」(66.5%)、「社会全体」(65.7%)、「職場」(60.0%)と続いている。

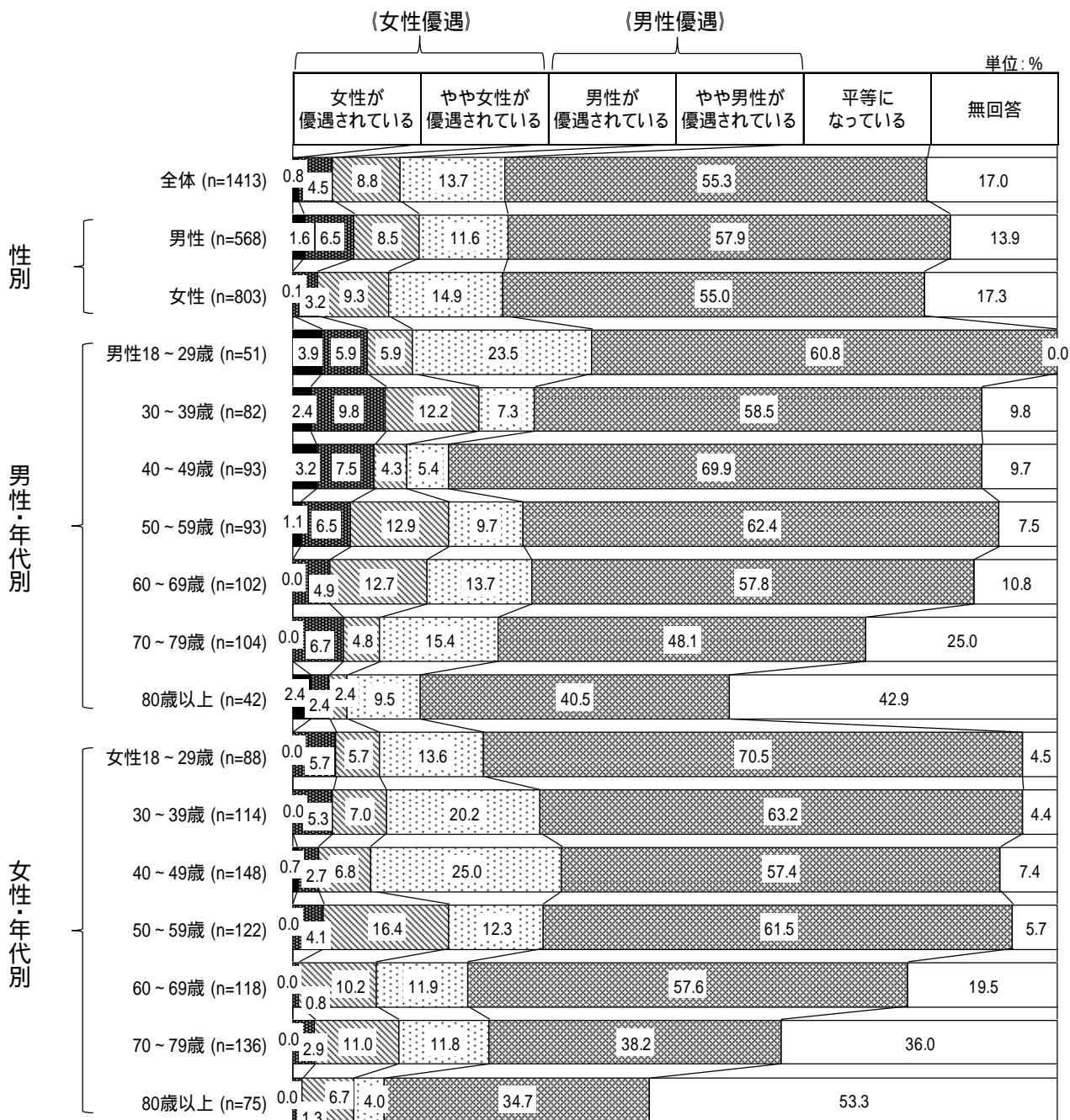
< 男女の地位 (家庭) >



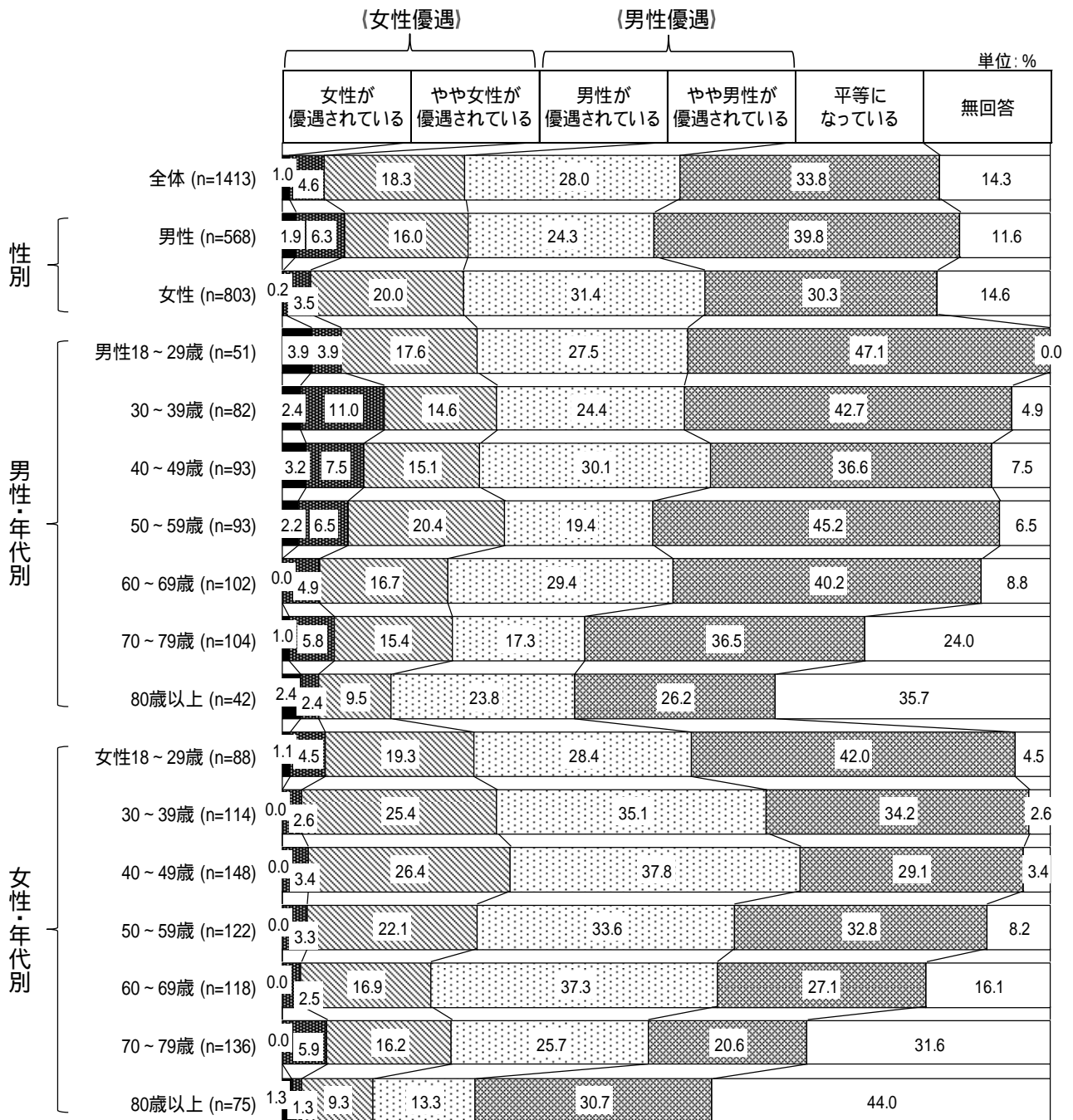
< 男女の地位 (職場) >



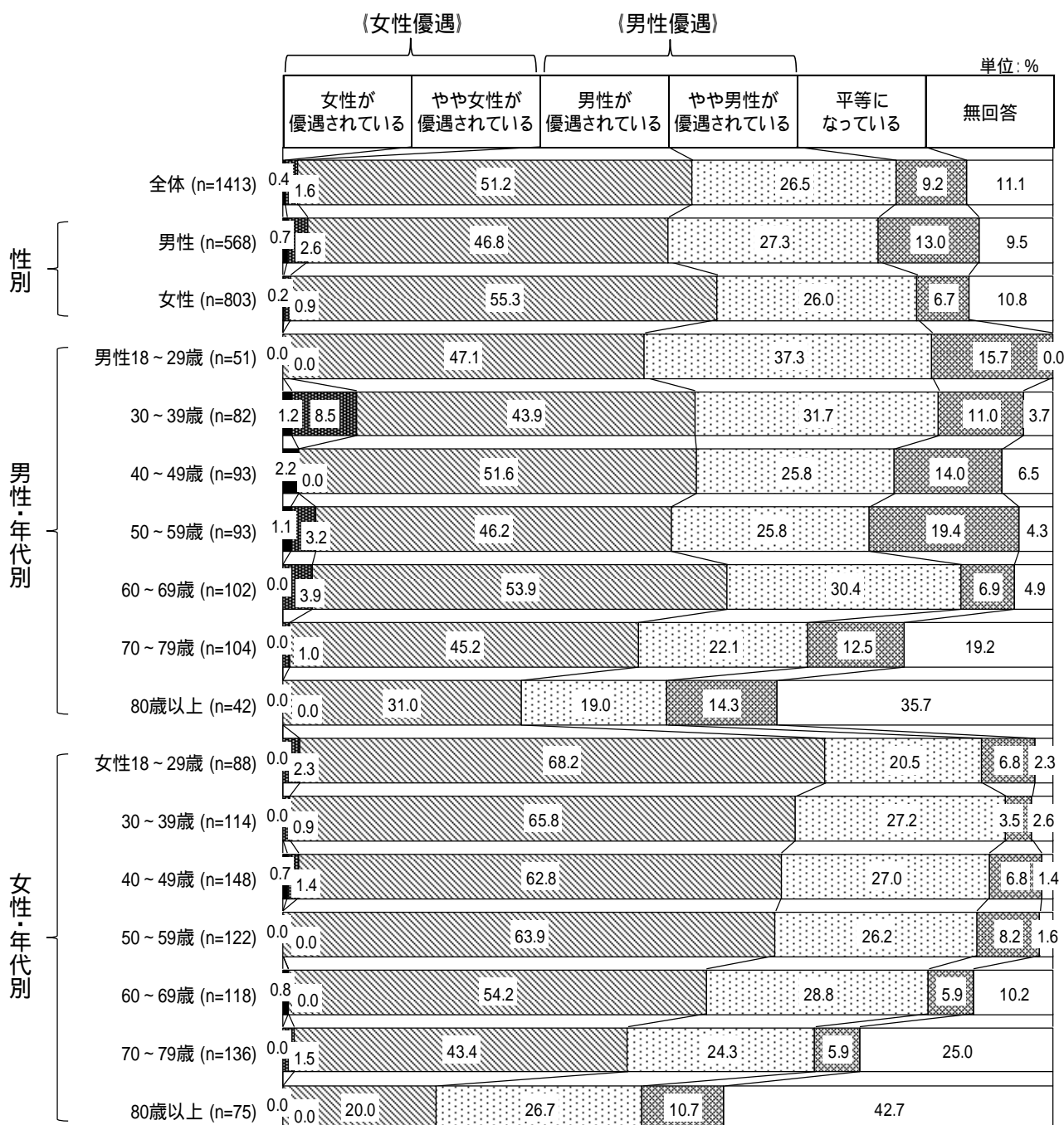
< 男女の地位 (学校教育の場) >



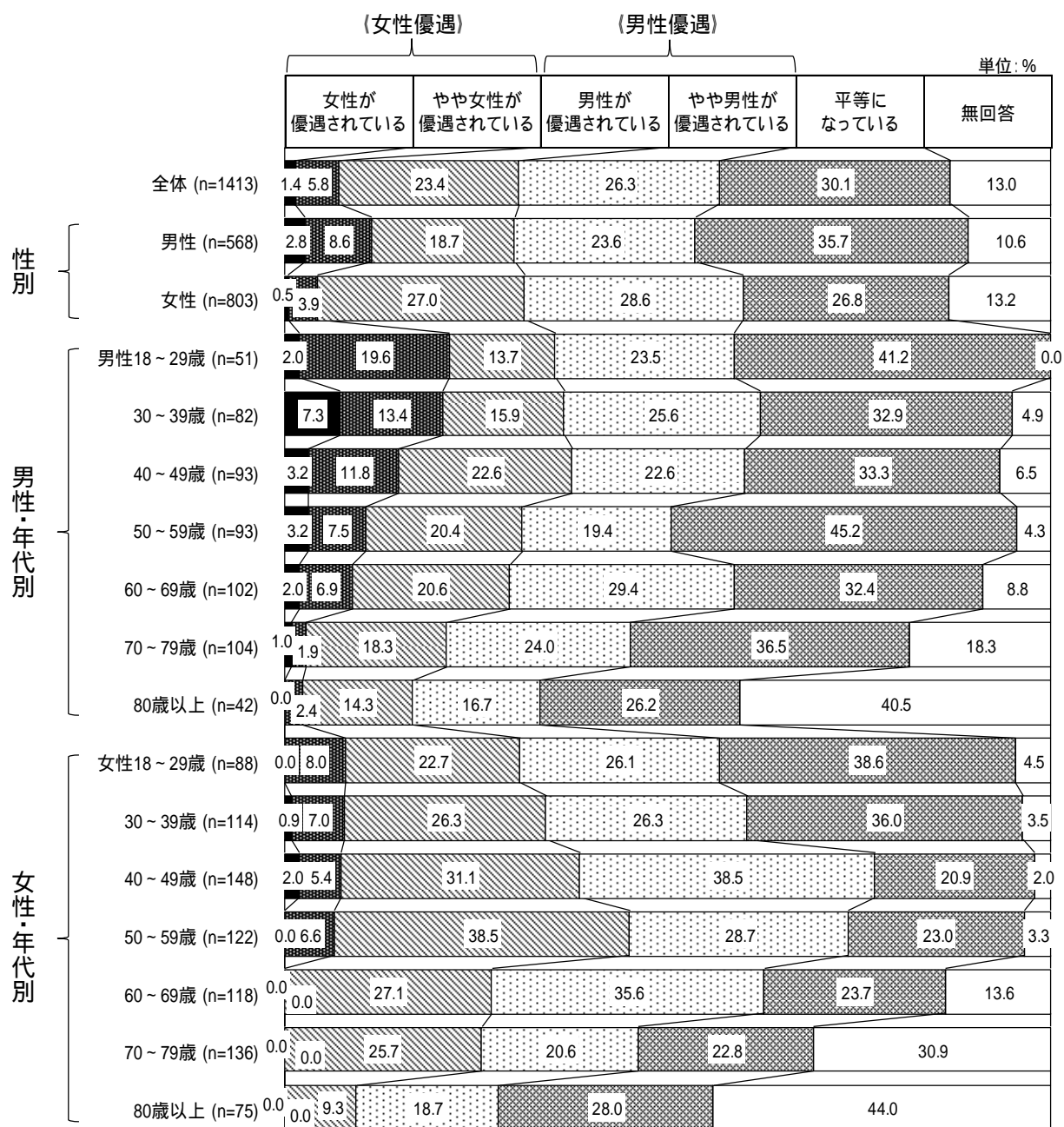
< 男女の地位 (社会活動の場) >



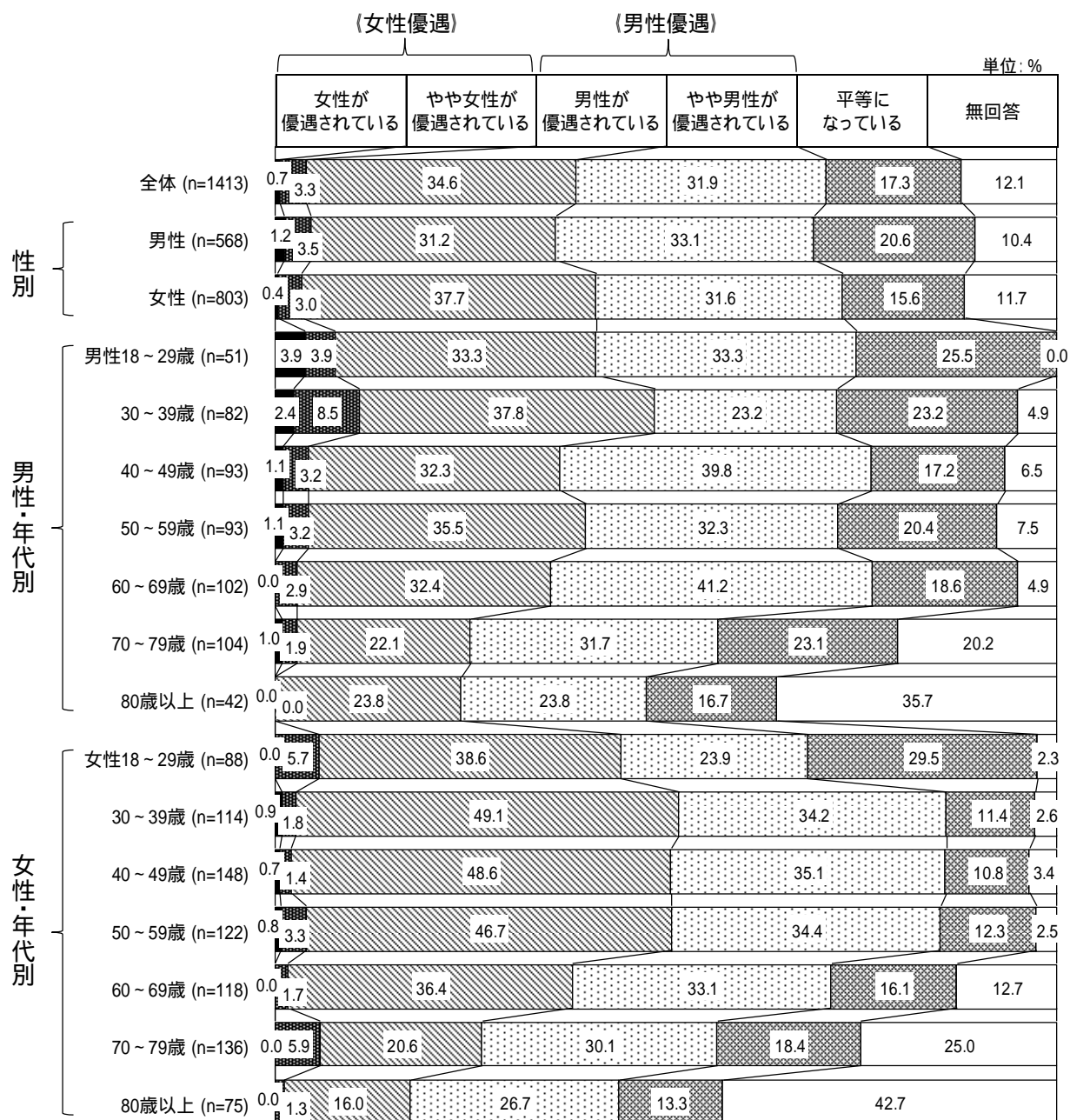
< 男女の地位 (政治の場) >



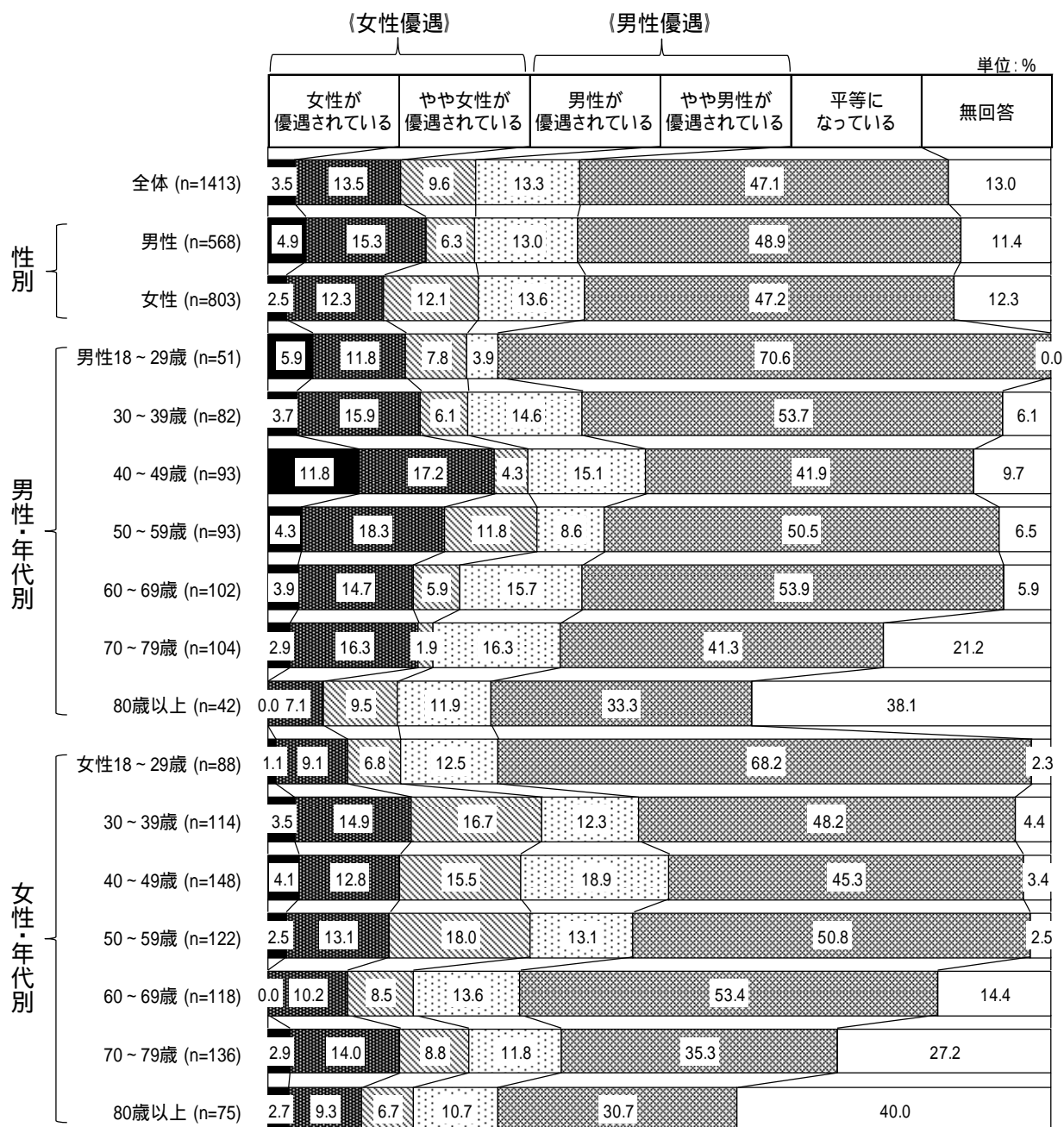
< 男女の地位 (法律や制度) >



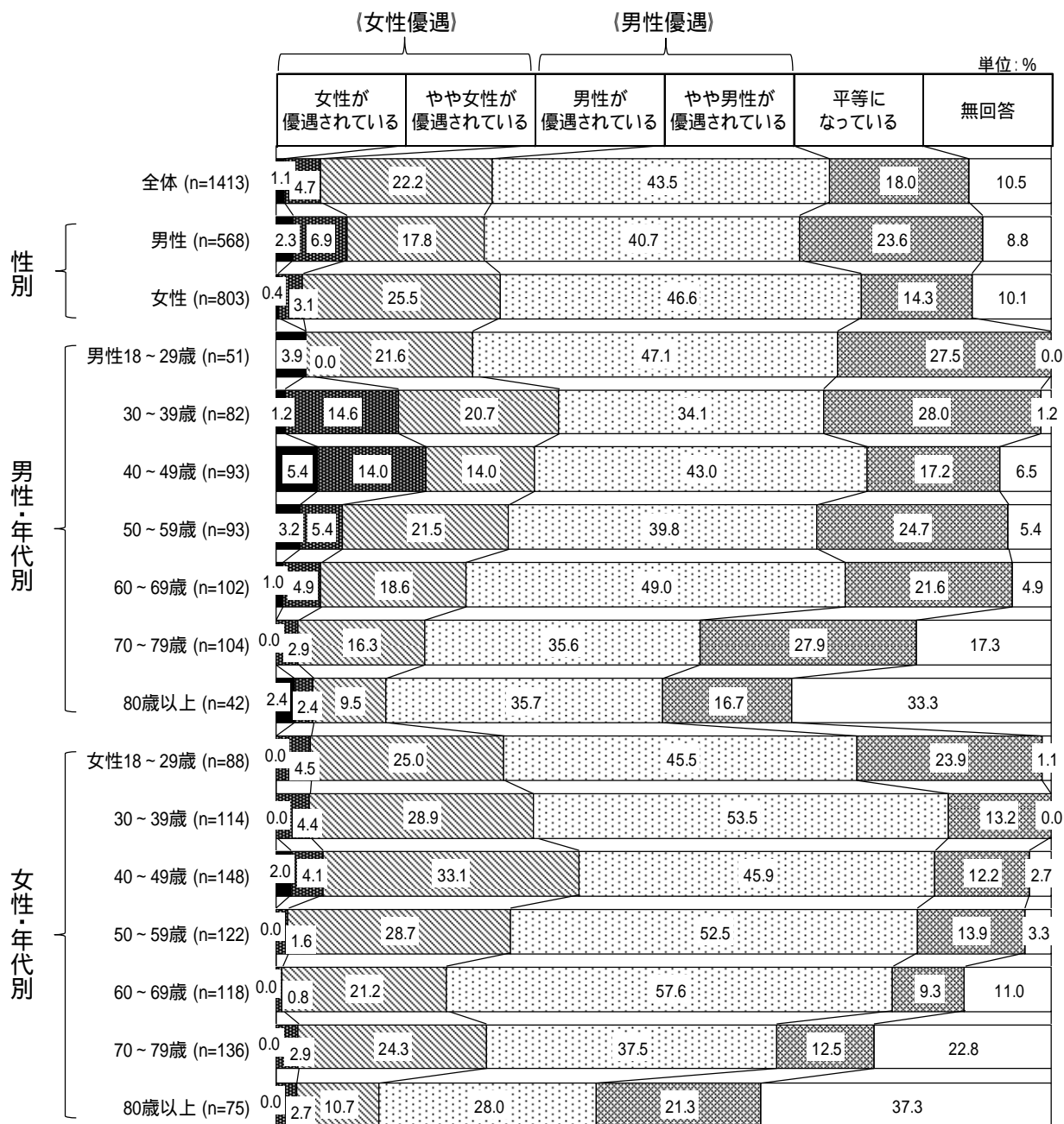
< 男女の地位 (しきたりや慣習) >



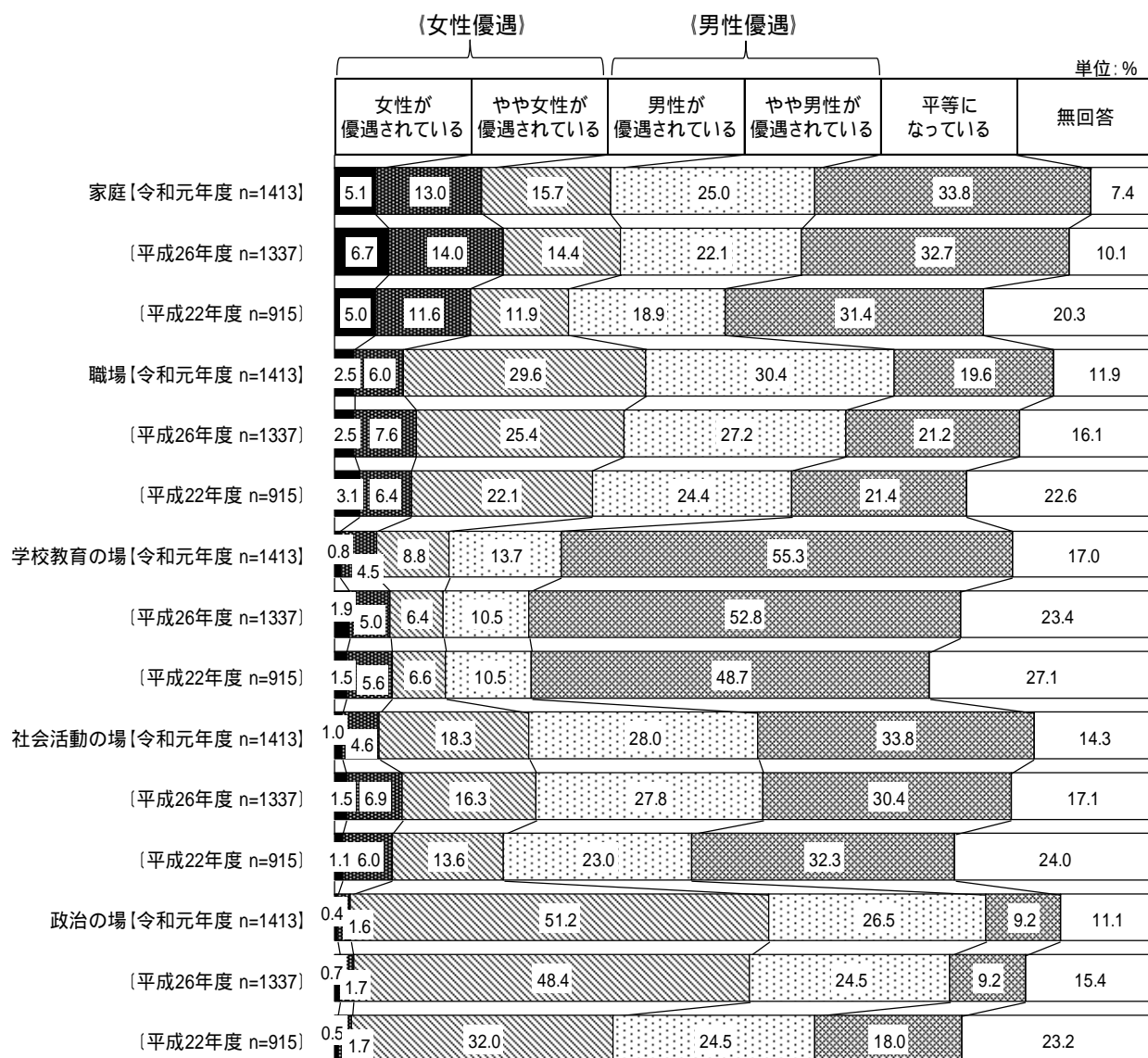
< 男女の地位 (余暇活動) >



< 男女の地位 (社会全体) >

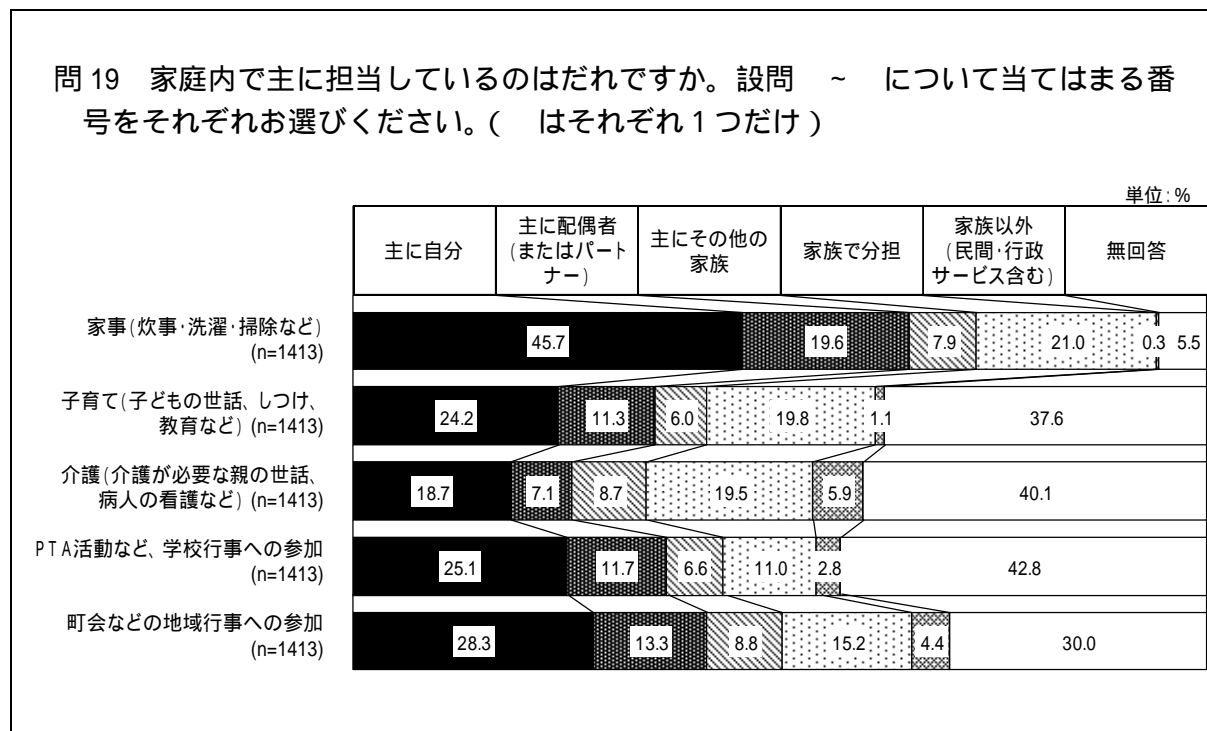


< 男女の地位（経年比較） >



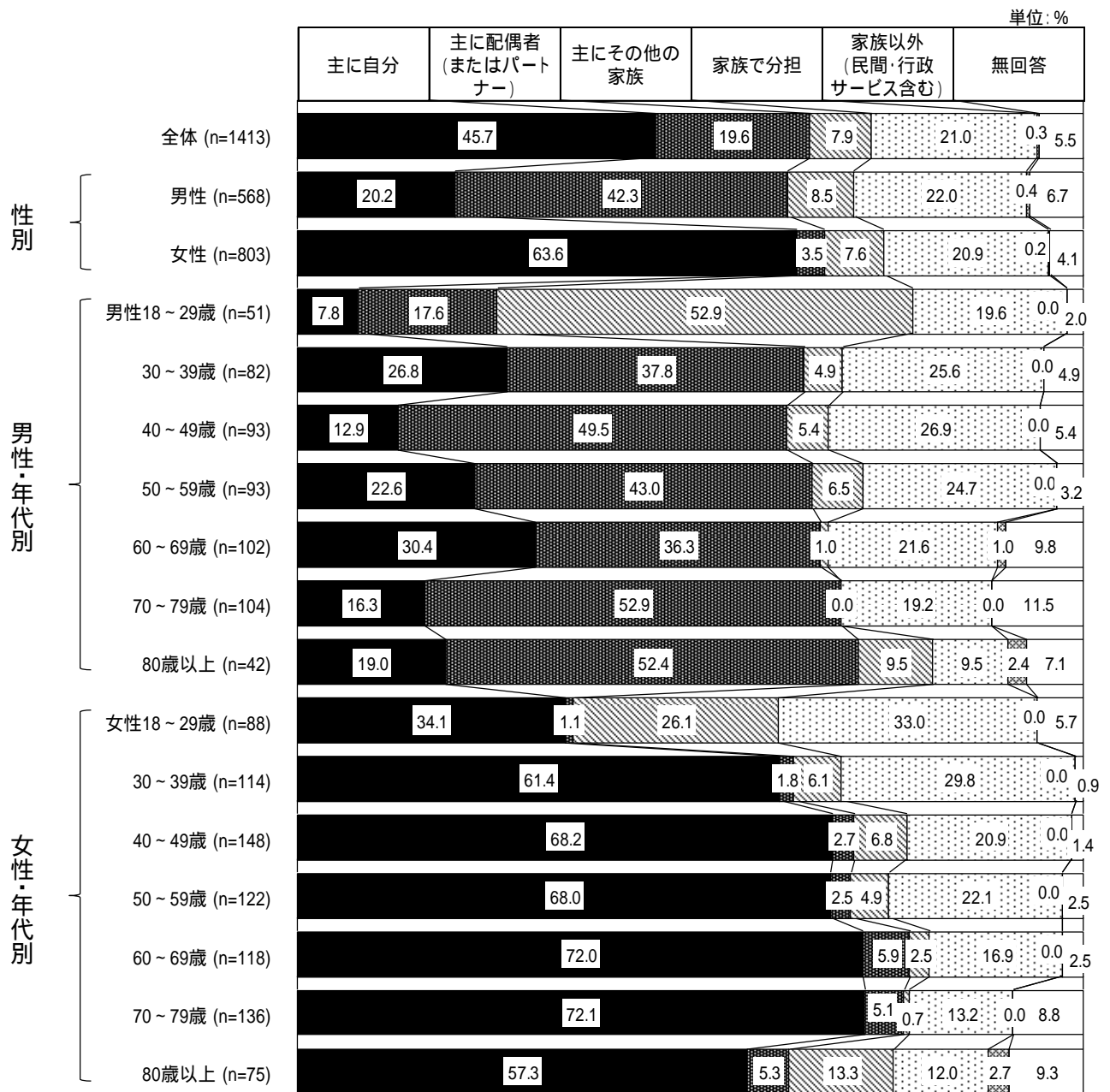
(5) 家庭内における役割分担意識

家事（炊事・洗濯・掃除など）は「主に自分」が4割半ば

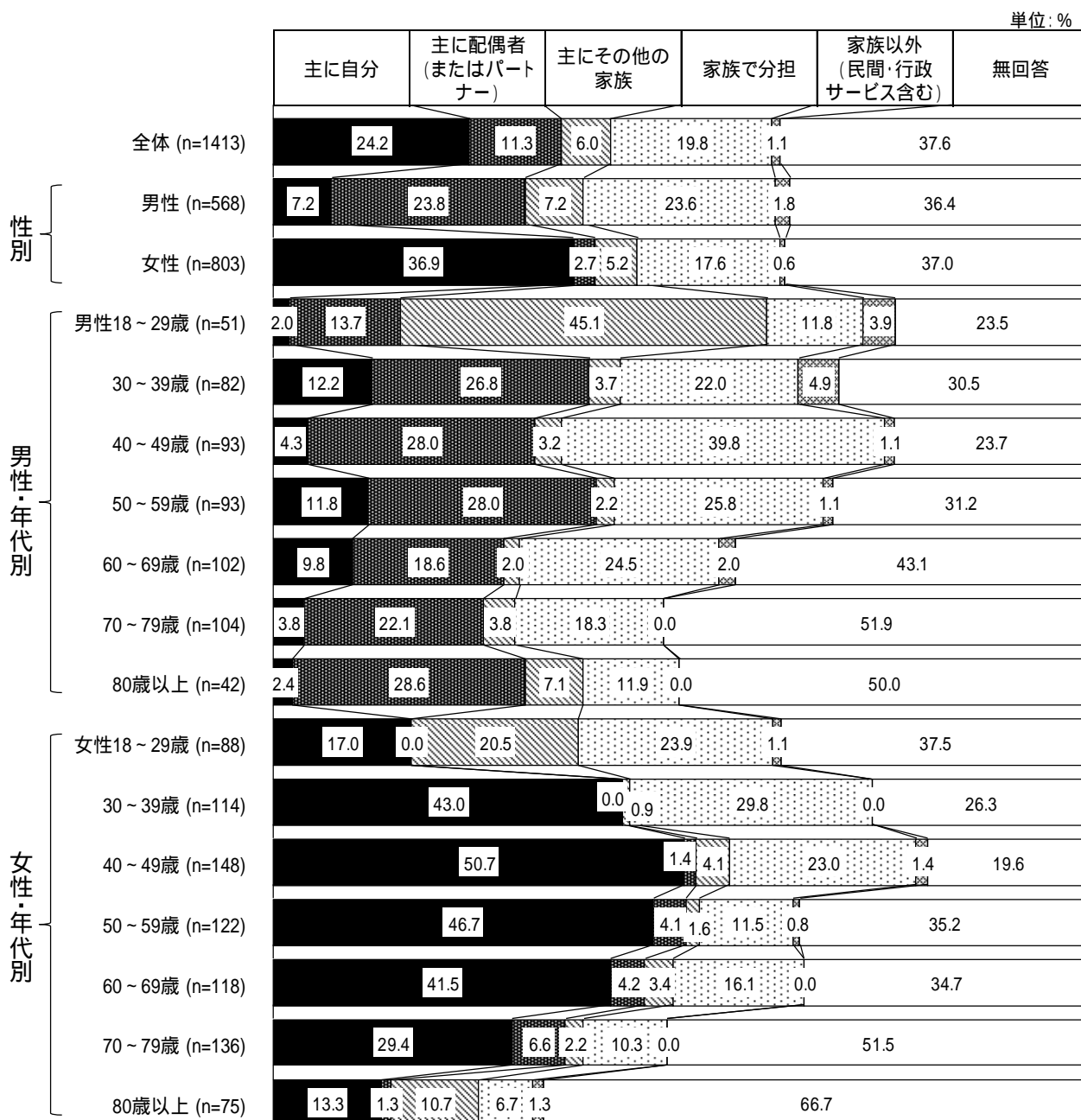


家庭内における役割分担について聞いたところ、「主に自分」は「家事（炊事・洗濯・掃除など）」（45.7%）が4割半ばで最も高く、次いで「町会などの地域行事への参加」（28.3%）、「PTA活動など、学校行事への参加」（25.1%）、「子育て（子どもの世話、しつけ、教育など）」（24.2%）と続いている。

< 家庭内における役割分担意識 (家事 (炊事・洗濯・掃除など)) >

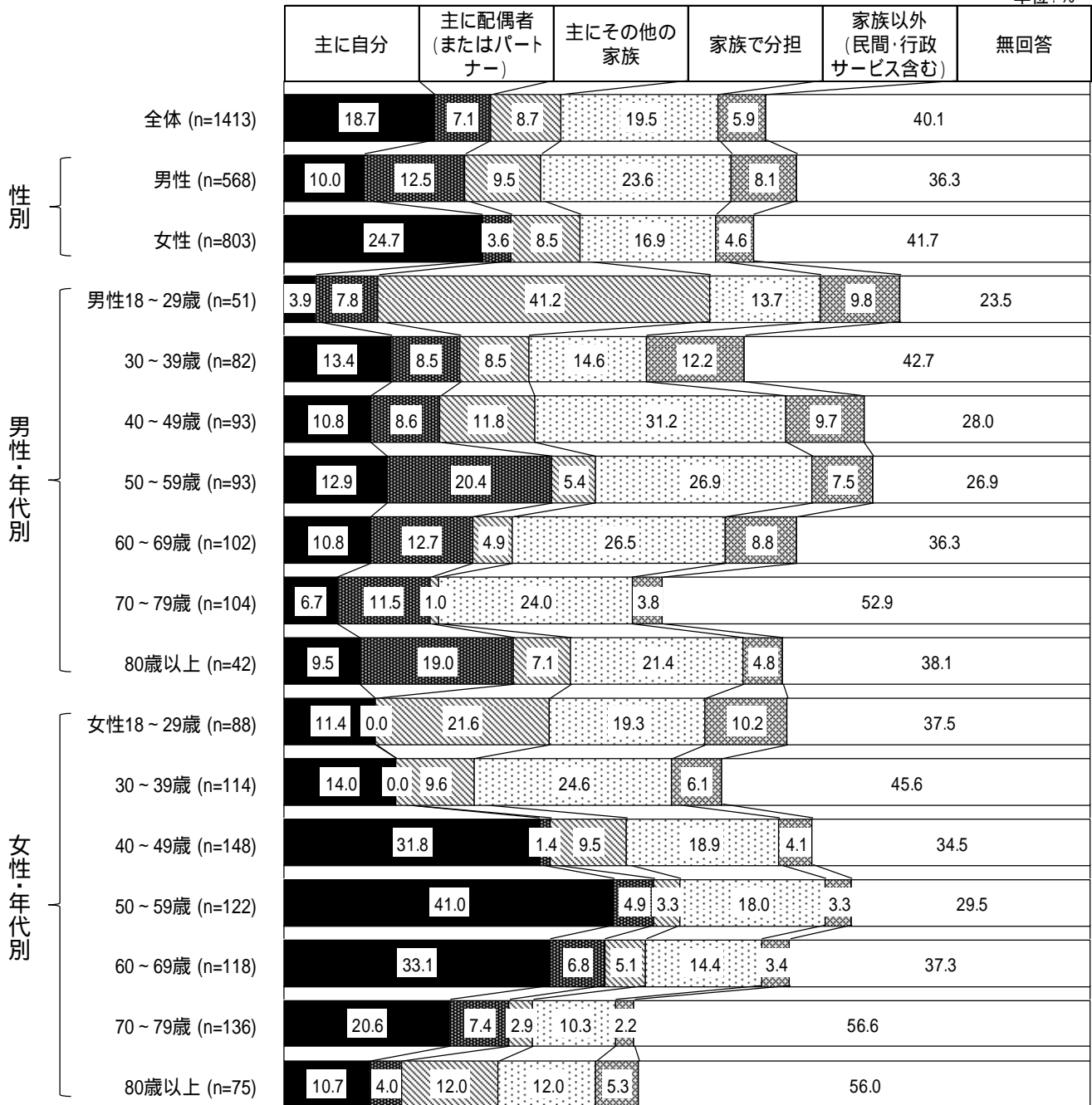


< 家庭内における役割分担意識 (子育て (子どもの世話、しつけ、教育など)) >



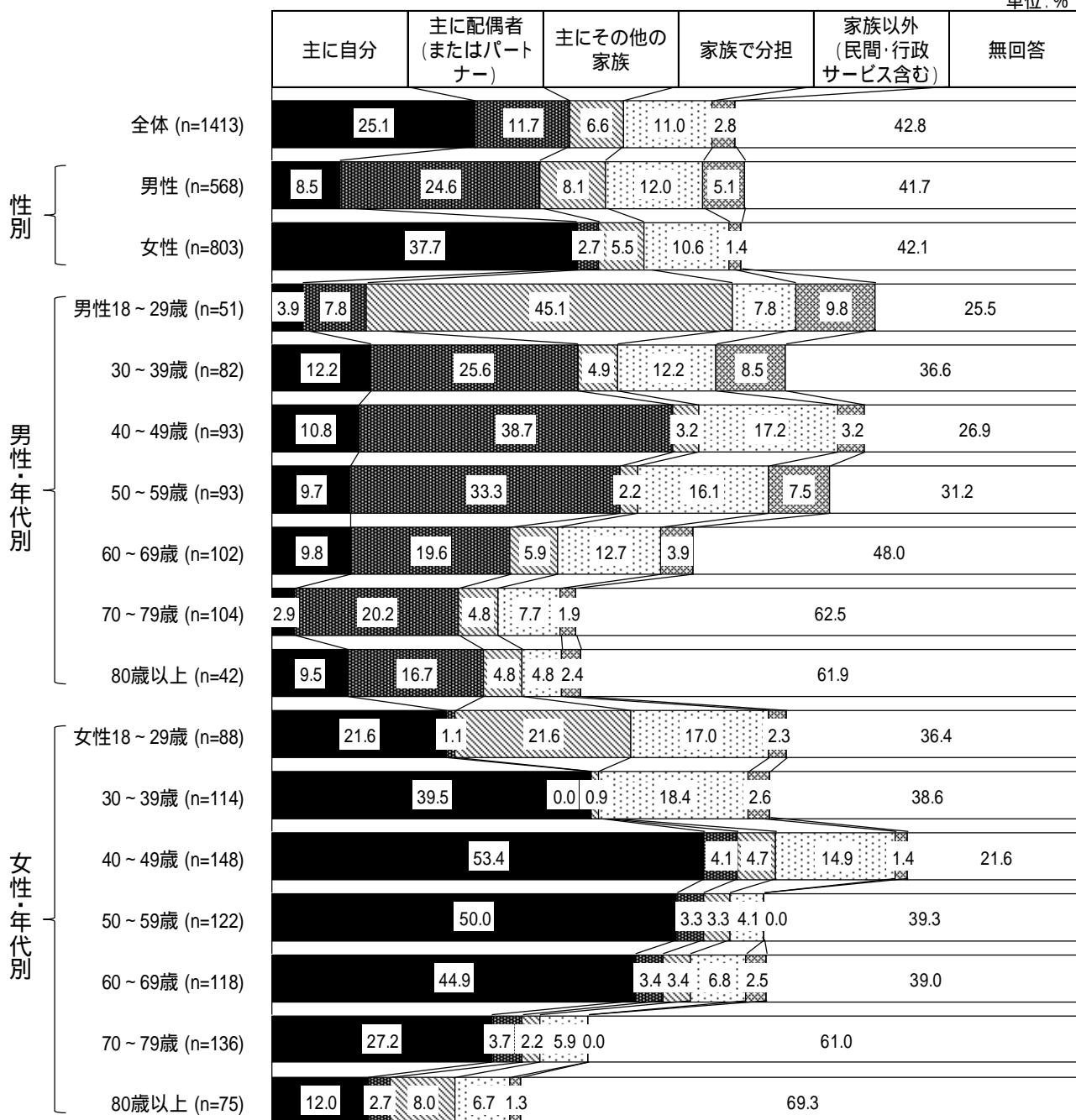
< 家庭内における役割分担意識 (介護 (介護が必要な親の世話、病人の看護など)) >

単位: %



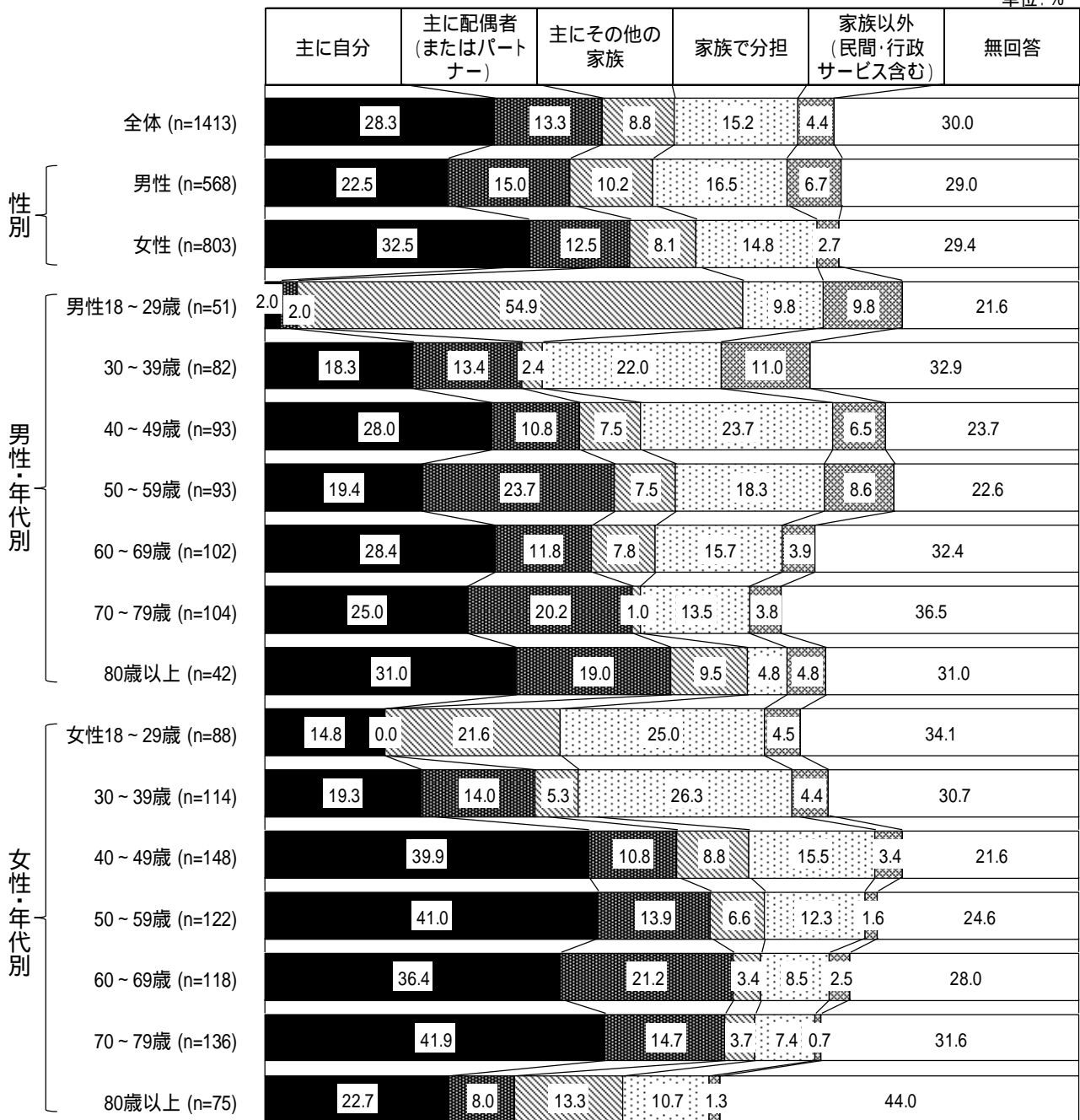
< 家庭内における役割分担意識 (P T A活動など、学校行事への参加) >

単位: %



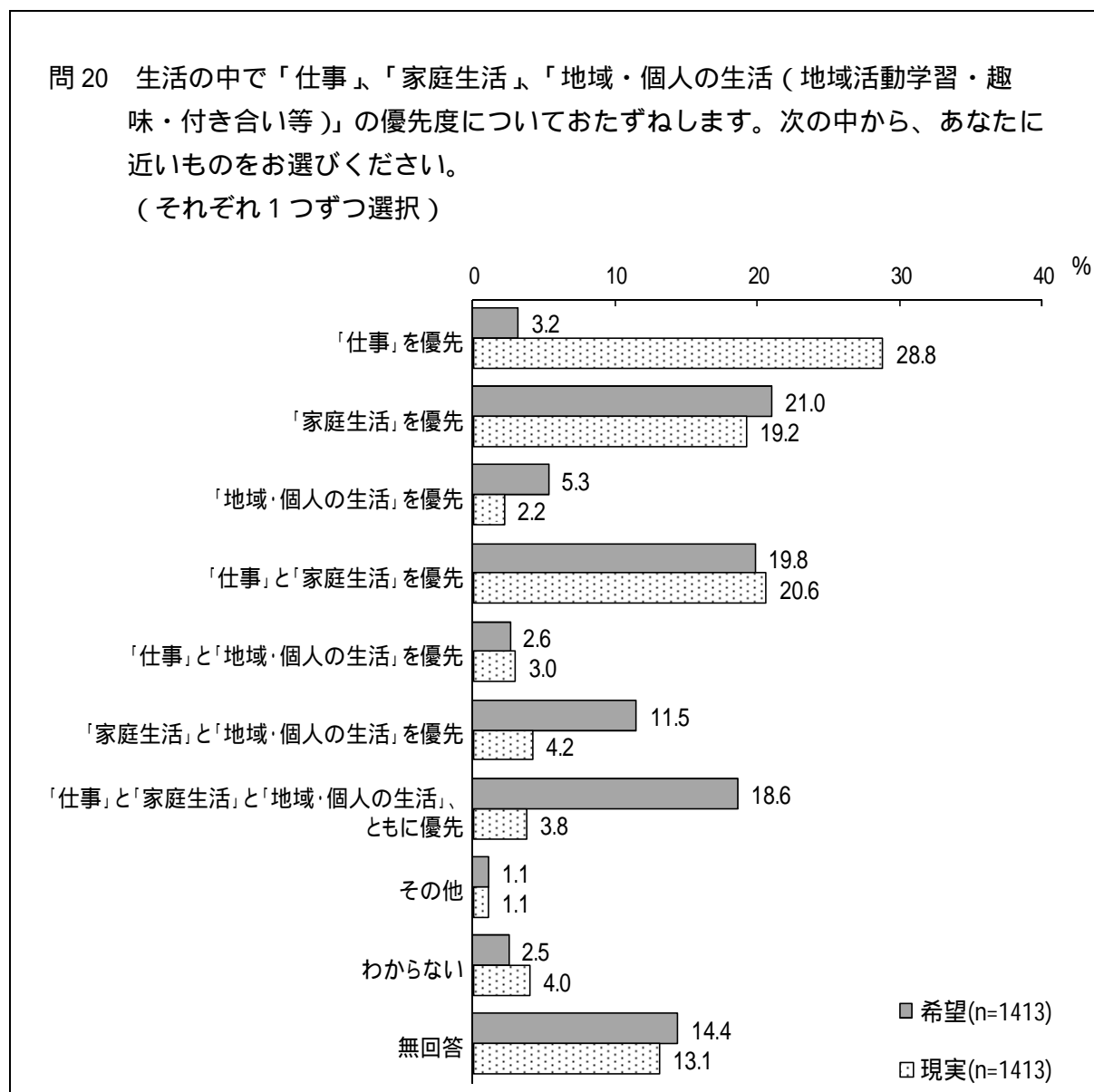
< 家庭内における役割分担意識 (町会などの地域行事への参加) >

単位: %



(6) ワーク・ライフ・バランス

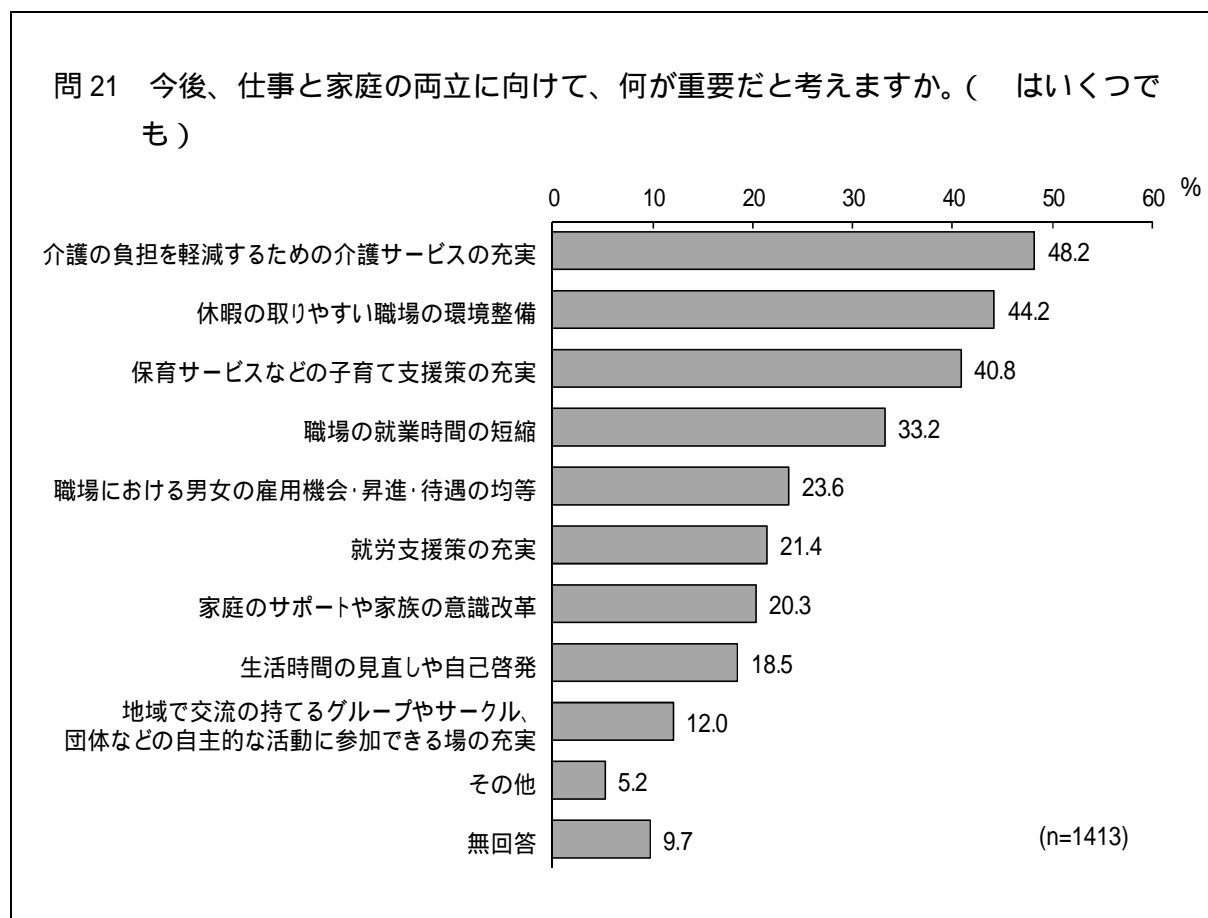
希望は「家庭生活を優先」、現実には「仕事を優先」が最多



生活の中での優先度について聞いたところ、希望では「「家庭生活」を優先」(21.0%)が2割強で最も高く、次いで、「「仕事」と「家庭生活」を優先」(19.8%)と続いている。一方、現実では「「仕事」を優先」(28.8%)が3割近くで最も高く、次いで、「「仕事」と「家庭生活」を優先」(20.6%)と続いている。

(7) ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策

「介護の負担を軽減するための介護サービスの充実」が5割近く



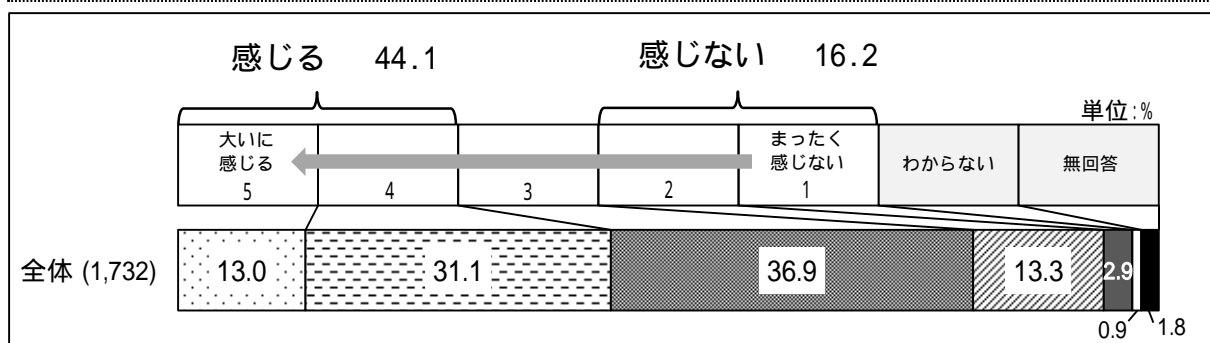
ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた施策について聞いたところ、「介護の負担を軽減するための介護サービスの充実」(48.2%)が5割近くで最も高く、次いで「休暇の取りやすい職場の環境整備」(44.2%)、「保育サービスなどの子育て支援策の充実」(40.8%)、「職場の就業時間の短縮」(33.2%)と続いている。

令和元年度荒川区民総幸福度（GAH）に関する区民アンケート調査 （抜粋）

- （調査区域）荒川区全域
- （調査対象）荒川区在住の満18歳以上の男女（住民基本台帳による）
- （標本数）4,000
- （抽出方法）層化2段無作為抽出
- （調査期間）令和元年10月1日～令和元年11月1日
- （調査方法）郵送配布 / 郵送又は電子申請による回収
- （有効回答）1,732

健康の実感

問1(9) 心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じますか？

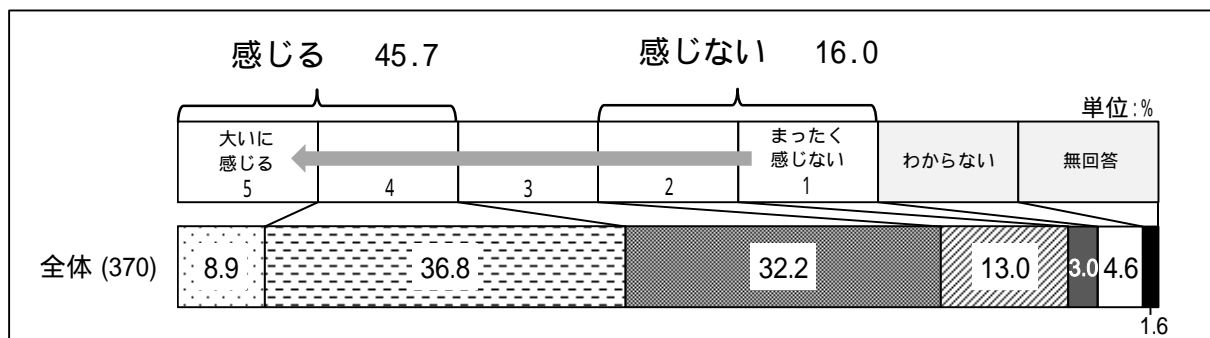


心身ともに健康的な生活を送ることができていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた 感じる は44.1%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた 感じない の16.2%を上回る。

望む子育てができる環境の充実

問3(7) 自分が望む子育てができるような環境があると感じますか？

ここでの環境には、子育てに関する家族や地域、会社のサポート、社会制度などを含みます。

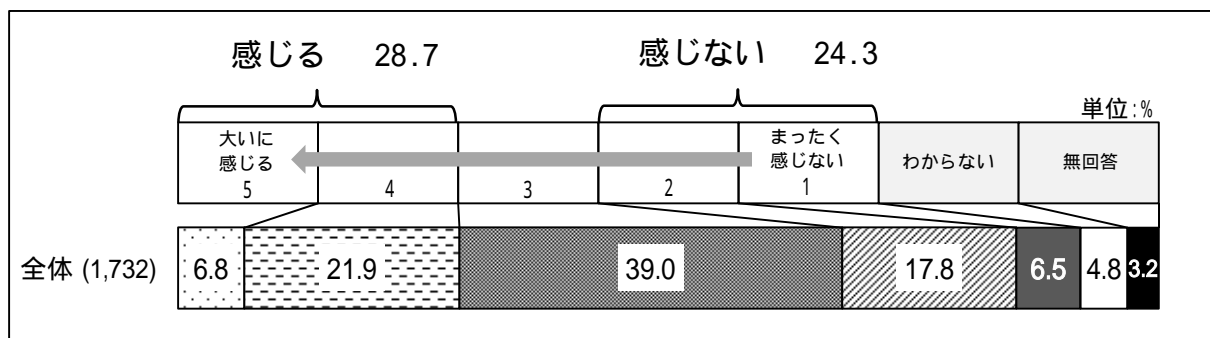


自分が望む子育てができるような環境があると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた 感じる は45.7%と4割台半ばを占め、「1」と「2」を合わせた 感じない の16.0%を上回る。

ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

問5(2) 仕事と生活とのバランスが取れていると感じますか？

専業の主婦・主夫の方は、家事等を仕事と考えてご回答ください。



仕事と生活とのバランスが取れていると感じるか尋ねたところ、「5」と「4」を合わせた感じる が28.7%と約3割を占め、「1」と「2」を合わせた 感じない の24.3%を上回る。

男女共同参画社会基本法

平成 11 年 6 月 23 日法律第 78 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条 - 第 12 条）

第 2 章 男女共同参画社会の形成の促進 に関する基本的施策（第 13 条 - 第 20 条）

第 3 章 男女共同参画会議（第 21 条 - 第 28 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成についての基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊か

で活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 男女共同参画社会の形成 男女が、社会の対等な構成員として、自らの意思によって社会のあらゆる分野における活動に参画する機会が確保され、もって男女が均等に政治的、経済的、社会的及び文化的利益を享受することができ、かつ、共に責任を担うべき社会を形成することをいう。

(2) 積極的改善措置 前号に規定する機会に係る男女間の格差を改善するため必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、当該機会を積極的に提供することをいう。

（男女の人権の尊重）

第 3 条 男女共同参画社会の形成は、男女の個人としての尊厳が重んぜられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと、男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されることを旨として、行われなければならない。

（社会における制度又は慣行についての配慮）

第 4 条 男女共同参画社会の形成に当たっては、社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の選択に対して中立でない影響を及ぼすことにより、男女共同参画社会の形成を阻害する要因となるおそれがあることにかんがみ、社会における制度又は慣行

が男女の社会における活動の選択に対して及ぼす影響をできる限り中立なものとするように配慮されなければならない。

(政策等の立案及び決定への共同参画)

第5条 男女共同参画社会の形成は、男女が、社会の対等な構成員として、国若しくは地方公共団体における政策又は民間の団体における方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されることを旨として、行われなければならない。

(家庭生活における活動と他の活動の両立)

第6条 男女共同参画社会の形成は、家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子の養育、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるようにすることを旨として、行われなければならない。

(国際的協調)

第7条 男女共同参画社会の形成の促進が国際社会における取組と密接な関係を有していることにかんがみ、男女共同参画社会の形成は、国際的協調の下に行われなければならない。

(国の責務)

第8条 国は、第3条から前条までに定める男女共同参画社会の形成についての基本理念(以下「基本理念」という。)にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策(積極的改善措置を含む。以下同じ。)を総合的に策定し、及び実施する責務を有する。

(地方公共団体の責務)

第9条 地方公共団体は、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成の促進に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の特性に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。

(国民の責務)

第10条 国民は、職域、学校、地域、家庭その他の社会のあらゆる分野において、基本理念にのっとり、男女共同参画社会の形成に寄

与するように努めなければならない。

(法制上の措置等)

第11条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講じなければならない。

(年次報告等)

第12条 政府は、毎年、国会に、男女共同参画社会の形成の状況及び政府が講じた男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての報告を提出しなければならない。

2 政府は、毎年、前項の報告に係る男女共同参画社会の形成の状況を考慮して講じようとする男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を明らかにした文書を作成し、これを国会に提出しなければならない。

第2章 男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的施策

(男女共同参画基本計画)

第13条 政府は、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な計画(以下「男女共同参画基本計画」という。)を定めなければならない。

2 男女共同参画基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱
- (2) 前号に掲げるもののほか、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、男女共同参画会議の意見を聴いて、男女共同参画基本計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、男女共同参画基本計画を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、男女共同参画基本計画の

変更について準用する。

(都道府県男女共同参画計画等)

第 14 条 都道府県は、男女共同参画基本計画を勘案して、当該都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「都道府県男女共同参画計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県男女共同参画計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

(1) 都道府県の区域において総合的かつ長期的に講ずべき男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の大綱

(2) 前号に掲げるもののほか、都道府県の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 市町村は、男女共同参画基本計画及び都道府県男女共同参画計画を勘案して、当該市町村の区域における男女共同参画社会の形成の促進に関する施策についての基本的な計画(以下「市町村男女共同参画計画」という。)を定めるように努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県男女共同参画計画又は市町村男女共同参画計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(施策の策定等に当たっての配慮)

第 15 条 国及び地方公共団体は、男女共同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策を策定し、及び実施するに当たっては、男女共同参画社会の形成に配慮しなければならない。

(国民の理解を深めるための措置)

第 16 条 国及び地方公共団体は、広報活動等を通じて、基本理念に関する国民の理解を深めるよう適切な措置を講じなければならない。

(苦情の処理等)

第 17 条 国は、政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策又は男女共

同参画社会の形成に影響を及ぼすと認められる施策についての苦情の処理のために必要な措置及び性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成を阻害する要因によって人権が侵害された場合における被害者の救済を図るために必要な措置を講じなければならない。

(調査研究)

第 18 条 国は、社会における制度又は慣行が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響に関する調査研究その他の男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の策定に必要な調査研究を推進するように努めるものとする。

(国際的協調のための措置)

第 19 条 国は、男女共同参画社会の形成を国際的協調の下に促進するため、外国政府又は国際機関との情報の交換その他男女共同参画社会の形成に関する国際的な相互協力の円滑な推進を図るために必要な措置を講ずるように努めるものとする。

(地方公共団体及び民間の団体に対する支援)

第 20 条 国は、地方公共団体が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策及び民間の団体が男女共同参画社会の形成の促進に関して行う活動を支援するため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

第 3 章 男女共同参画会議

(設置)

第 21 条 内閣府に、男女共同参画会議(以下「会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第 22 条 会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

(1) 男女共同参画基本計画に関し、第 13 条第 3 項に規定する事項を処理すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、内閣総理大臣又は関係各大臣の諮問に応じ、男女共同参画社会の形成の促進に関する基本的な方針、基本的な政策及び重要事項を調査審

議すること。

(3) 前2号に規定する事項に関し、調査審議し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(4) 政府が実施する男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の実施状況を監視し、及び政府の施策が男女共同参画社会の形成に及ぼす影響を調査し、必要があると認めるときは、内閣総理大臣及び関係各大臣に対し、意見を述べること。

(組織)

第23条 会議は、議長及び議員24人以内をもって組織する。

(議長)

第24条 議長は、内閣官房長官をもって充てる。

2 議長は、会務を総理する。

(議員)

第25条 議員は、次に掲げる者をもって充てる。

(1) 内閣官房長官以外の国务大臣のうちから、内閣総理大臣が指定する者

(2) 男女共同参画社会の形成に関し優れた識見を有する者のうちから、内閣総理大臣が任命する者

2 前項第2号の議員の数は、同項に規定する議員の総数の10分の5未満であってはならない。

3 第1項第2号の議員のうち、男女のいずれか一方の議員の数は、同号に規定する議員の総数の10分の4未満であってはならない。

4 第1項第2号の議員は、非常勤とする。

(議員の任期)

第26条 前条第1項第2号の議員の任期は、2年とする。ただし、補欠の議員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前条第1項第2号の議員は、再任されることができる。

(資料提出の要求等)

第27条 会議は、その所掌事務を遂行するた

めに必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、監視又は調査に必要な資料その他の資料の提出、意見の開陳、説明その他必要な協力を求めることができる。

2 会議は、その所掌事務を遂行するために特に必要があると認めるときは、前項に規定する者以外の者に対しても、必要な協力を依頼することができる。

(政令への委任)

第28条 この章に定めるもののほか、会議の組織及び議員その他の職員その他会議に関し必要な事項は、政令で定める。

附則(平成11年6月23日法律第78号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から施行する。

(男女共同参画審議会設置法の廃止)

第2条 男女共同参画審議会設置法(平成9年法律第7号)は、廃止する。

附則(平成11年7月16日法律第102号) 抄

(施行期日)

第1条 この法律は、内閣法の一部を改正する法律(平成11年法律第88号)の施行の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 附則第10条第1項及び第5項、第14条第3項、第23条、第28条並びに第30条の規定 公布の日

(委員等の任期に関する経過措置)

第28条 この法律の施行の日の前日において次に掲げる従前の審議会その他の機関の会長、委員その他の職員である者(任期の定めのない者を除く。)の任期は、当該会長、委員その他の職員の任期を定めたそれぞれの法律の規定にかかわらず、その日に満了する。

(1)から(10)まで 略

(11) 男女共同参画審議会

(別に定める経過措置)

第30条 第2条から前条までに規定するもの

のほか、この法律の施行に伴い必要となる経過措置は、別に法律で定める。

附則(平成 11 年 12 月 22 日法律第 160 号)
抄

(施行期日)

第 1 条 この法律(第 2 条及び第 3 条を除く。)
は、平成 13 年 1 月 6 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

平成 13 年 4 月 13 日法律第 31 号

目次

前文

第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等（第 2 条の 2・第 2 条の 3）

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等（第 3 条 - 第 5 条）

第 3 章 被害者の保護（第 6 条 - 第 9 条の 2）

第 4 章 保護命令（第 10 条 - 第 22 条）

第 5 章 雑則（第 23 条 - 第 28 条）

第 5 章の 2 補則（第 28 条の 2）

第 6 章 罰則（第 29 条・第 30 条）

附則

我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、人権の擁護と男女平等の実現に向けた取組が行われている。

ところが、配偶者からの暴力は、犯罪となる行為をも含む重大な人権侵害であるにもかかわらず、被害者の救済が必ずしも十分に行われてこなかった。また、配偶者からの暴力の被害者は、多くの場合女性であり、経済的自立が困難である女性に対して配偶者が暴力を加えることは、個人の尊厳を害し、男女平等の実現の妨げとなっている。

このような状況を改善し、人権の擁護と男女平等の実現を図るためには、配偶者からの暴力を防止し、被害者を保護するための施策を講ずることが必要である。このことは、女性に対する暴力を根絶しようとしている国際社会における取組にも沿うものである。

ここに、配偶者からの暴力に係る通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備することにより、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るため、この法律を制定する。

第 1 章 総則

（定義）

第 1 条 この法律において「配偶者からの暴力」とは、配偶者からの身体に対する暴力（身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものをいう。以下同じ。）又はこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす言動（以下この項及び第 28 条の 2 において「身体に対する暴力等」と総称する。）をいい、配偶者からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含むものとする。

2 この法律において「被害者」とは、配偶者からの暴力を受けた者をいう。

3 この法律にいう「配偶者」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含み、「離婚」には、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にあった者が、事実上離婚したと同様の事情に入ることを含むものとする。

（国及び地方公共団体の責務）

第 2 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力を防止するとともに、被害者の自立を支援することを含め、その適切な保護を図る責務を有する。

第 1 章の 2 基本方針及び都道府県基本計画等

（基本方針）

第 2 条の 2 内閣総理大臣、国家公安委員会、法務大臣及び厚生労働大臣（以下この条及び次条第 5 項において「主務大臣」という。）は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策に関する基本的な方針（以下この条並びに次条第 1 項及び第 3 項において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項につき、次条第 1 項の都道府県基本計画及び同条

第 3 項の市町村基本計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な事項

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長に協議しなければならない。

4 主務大臣は、基本方針を定め、又はこれを変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(都道府県基本計画等)

第 2 条の 3 都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「都道府県基本計画」という。)を定めなければならない。

2 都道府県基本計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本的な方針

(2) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施内容に関する事項

(3) その他配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する重要事項

3 市町村(特別区を含む。以下同じ。)は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画(以下この条において「市町村基本計画」という。)を定めるよう努めなければならない。

4 都道府県又は市町村は、都道府県基本計画又は市町村基本計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければなら

ない。

5 主務大臣は、都道府県又は市町村に対し、都道府県基本計画又は市町村基本計画の作成のために必要な助言その他の援助を行うよう努めなければならない。

第 2 章 配偶者暴力相談支援センター等

(配偶者暴力相談支援センター)

第 3 条 都道府県は、当該都道府県が設置する婦人相談所その他の適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするものとする。

2 市町村は、当該市町村が設置する適切な施設において、当該各施設が配偶者暴力相談支援センターとしての機能を果たすようにするよう努めるものとする。

3 配偶者暴力相談支援センターは、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のため、次に掲げる業務を行うものとする。

(1) 被害者に関する各般の問題について、相談に応ずること又は婦人相談員若しくは相談を行う機関を紹介すること。

(2) 被害者の心身の健康を回復させるため、医学的又は心理学的な指導その他の必要な指導を行うこと。

(3) 被害者(被害者とその家族を同伴する場合にあっては、被害者及びその同伴する家族。次号、第 6 号、第 5 条、第 8 条の 3 及び第 9 条において同じ。)の緊急時における安全の確保及び一時保護を行うこと。

(4) 被害者が自立して生活することを促進するため、就業の促進、住宅の確保、援護等に関する制度の利用等について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

(5) 第 4 章に定める保護命令の制度の利用について、情報の提供、助言、関係機関への連絡その他の援助を行うこと。

(6) 被害者を居住させ保護する施設の利用について、情報の提供、助言、関係機関との連絡調整その他の援助を行うこと。

4 前項第3号の一時保護は、婦人相談所が、自ら行い、又は厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行うものとする。

5 配偶者暴力相談支援センターは、その業務を行うに当たっては、必要に応じ、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体との連携に努めるものとする。

(婦人相談員による相談等)

第4条 婦人相談員は、被害者の相談に応じ、必要な指導を行うことができる。

(婦人保護施設における保護)

第5条 都道府県は、婦人保護施設において被害者の保護を行うことができる。

第3章 被害者の保護

(配偶者からの暴力の発見者による通報等)

第6条 配偶者からの暴力(配偶者又は配偶者であった者からの身体に対する暴力に限る。以下この章において同じ。)を受けている者を発見した者は、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報するよう努めなければならない。

2 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その旨を配偶者暴力相談支援センター又は警察官に通報することができる。この場合において、その者の意思を尊重するよう努めるものとする。

3 刑法(明治40年法律第45号)の秘密漏示罪の規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、前2項の規定により通報することを妨げるものと解釈してはならない。

4 医師その他の医療関係者は、その業務を行うに当たり、配偶者からの暴力によって負傷し又は疾病にかかったと認められる者を発見したときは、その者に対し、配偶者暴力相談支援センター等の利用について、その有する情報を提供するよう努めなければならない。

(配偶者暴力相談支援センターによる保護についての説明等)

第7条 配偶者暴力相談支援センターは、被害者に関する通報又は相談を受けた場合には、必要に応じ、被害者に対し、第3条第3項の規定により配偶者暴力相談支援センターが行う業務の内容について説明及び助言を行うとともに、必要な保護を受けることを勧奨するものとする。

(警察官による被害の防止)

第8条 警察官は、通報等により配偶者からの暴力が行われていると認めるときは、警察法(昭和29年法律第162号)警察官職務執行法(昭和23年法律第136号)その他の法令の定めるところにより、暴力の制止、被害者の保護その他の配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(警察本部長等の援助)

第8条の2 警視總監若しくは道府県警察本部長(道警察本部の所在地を包括する方面を除く方面については、方面本部長。第15条第3項において同じ。)又は警察署長は、配偶者からの暴力を受けている者から、配偶者からの暴力による被害を自ら防止するための援助を受けたい旨の申出があり、その申出を相当と認めるときは、当該配偶者からの暴力を受けている者に対し、国家公安委員会規則で定めるところにより、当該被害を自ら防止するための措置の教示その他配偶者からの暴力による被害の発生を防止するために必要な援助を行うものとする。

(福祉事務所による自立支援)

第8条の3 社会福祉法(昭和26年法律第45号)に定める福祉に関する事務所(次条において「福祉事務所」という。)は、生活保護法(昭和25年法律第144号)、児童福祉法(昭和22年法律第164号)、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)その他の法令の定めるところにより、被害者の自立を支援するために必要な措置を講ず

るよう努めなければならない。

(被害者の保護のための関係機関の連携協力)

第9条 配偶者暴力相談支援センター、都道府県警察、福祉事務所、児童相談所その他の都道府県又は市町村の関係機関その他の関係機関は、被害者の保護を行うに当たっては、その適切な保護が行われるよう、相互に連携を図りながら協力するよう努めるものとする。

(苦情の適切かつ迅速な処理)

第9条の2 前条の関係機関は、被害者の保護に係る職員の職務の執行に関して被害者から苦情の申出を受けたときは、適切かつ迅速にこれを処理するよう努めるものとする。

第4章 保護命令

(保護命令)

第10条 被害者(配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫(被害者の生命又は身体に対し害を加える旨を告知してする脅迫をいう。以下この章において同じ。))を受けた者に限る。以下この章において同じ。)が、配偶者からの身体に対する暴力を受けた者である場合にあっては配偶者からの更なる身体に対する暴力(配偶者からの身体に対する暴力を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。第12条第1項第2号において同じ。)により、配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた者である場合にあっては配偶者から受ける身体に対する暴力(配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者から引き続き受ける身体に対する暴力。同号において同じ。)により、その生命又は身体に重大な危害を受けるおそれが大きいときは、裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者(配偶者か

らの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた後に、被害者が離婚をし、又はその婚姻が取り消された場合にあっては、当該配偶者であった者。以下この条、同項第3号及び第4号並びに第18条第1項において同じ。)に対し、次の各号に掲げる事項を命ずるものとする。ただし、第2号に掲げる事項については、申立ての時ににおいて被害者及び当該配偶者が生活の本拠を共にする場合に限る。

- (1) 命令の効力が生じた日から起算して6月間、被害者の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この号において同じ。)その他の場所において被害者の身辺につきまとい、又は被害者の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないこと。
 - (2) 命令の効力が生じた日から起算して2月間、被害者と共に生活の本拠としている住居から退去すること及び当該住居の付近をはいかいしてはならないこと。
- 2 前項本文に規定する場合において、同項第1号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して6月を経過する日までの間、被害者に対して次の各号に掲げるいずれの行為もしてはならないことを命ずるものとする。
- (1) 面会を要求すること。
 - (2) その行動を監視していると思わせるような事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
 - (3) 著しく粗野又は乱暴な言動をすること。
 - (4) 電話をかけて何も告げず、又は緊急やむを得ない場合を除き、連続して、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、若しくは電子メールを送信すること。
 - (5) 緊急やむを得ない場合を除き、午後10

- 時から午前 6 時までの間に、電話をかけ、ファクシミリ装置を用いて送信し、又は電子メールを送信すること。
- (6) 汚物、動物の死体その他の著しく不快又は嫌悪の情を催させるような物を送付し、又はその知り得る状態に置くこと。
- (7) その名誉を害する事項を告げ、又はその知り得る状態に置くこと。
- (8) その性的羞恥心を害する事項を告げ、若しくはその知り得る状態に置き、又はその性的羞恥心を害する文書、図画その他の物を送付し、若しくはその知り得る状態に置くこと。
- 3 第 1 項本文に規定する場合において、被害者がその成年に達しない子(以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 3 号において単に「子」という。)と同居しているときであって、配偶者が幼年の子を連れ戻すと疑うに足りる言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該子の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)就学する学校その他の場所において当該子の身辺につきまとい、又は当該子の住居、就学する学校その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。ただし、当該子が 15 歳以上であるときは、その同意がある場合に限る。
- 4 第 1 項本文に規定する場合において、配偶者が被害者の親族その他被害者と社会生活において密接な関係を有する者(被害者と同居している子及び配偶者と同居している者

を除く。以下この項及び次項並びに第 12 条第 1 項第 4 号において「親族等」という。)の住居に押し掛けて著しく粗野又は乱暴な言動を行っていることその他の事情があることから被害者がその親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため必要があると認めるときは、第 1 項第 1 号の規定による命令を発する裁判所又は発した裁判所は、被害者の申立てにより、その生命又は身体に危害が加えられることを防止するため、当該配偶者に対し、命令の効力が生じた日以後、同号の規定による命令の効力が生じた日から起算して 6 月を経過する日までの間、当該親族等の住居(当該配偶者と共に生活の本拠としている住居を除く。以下この項において同じ。)その他の場所において当該親族等の身辺につきまとい、又は当該親族等の住居、勤務先その他その通常所在する場所の付近をはいかいしてはならないことを命ずるものとする。

- 5 前項の申立ては、当該親族等(被害者の 15 歳未満の子を除く。以下この項において同じ。)の同意(当該親族等が 15 歳未満の者又は成年被後見人である場合にあっては、その法定代理人の同意)がある場合に限り、することができる。

(管轄裁判所)

第 11 条 前条第 1 項の規定による命令の申立てに係る事件は、相手方の住所(日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは居所)の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属する。

- 2 前条第 1 項の規定による命令の申立ては、次の各号に掲げる地を管轄する地方裁判所にもすることができる。

- (1) 申立人の住所又は居所の所在地
- (2) 当該申立てに係る配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫が行われた地

(保護命令の申立て)

第 12 条 第 10 条第 1 項から第 4 項までの規

定による命令（以下「保護命令」という。）の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でしなければならない。

(1) 配偶者からの身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫を受けた状況

(2) 配偶者からの更なる身体に対する暴力又は配偶者からの生命等に対する脅迫を受けた後の配偶者から受ける身体に対する暴力により、生命又は身体に重大な危害を受けるおそれ大きいと認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(3) 第 10 条第 3 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該同居している子に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(4) 第 10 条第 4 項の規定による命令の申立てをする場合にあっては、被害者が当該親族等に関して配偶者と面会することを余儀なくされることを防止するため当該命令を発する必要があると認めるに足りる申立ての時ににおける事情

(5) 配偶者暴力相談支援センターの職員又は警察職員に対し、前各号に掲げる事項について相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実の有無及びその事実があるときは、次に掲げる事項

イ 当該配偶者暴力相談支援センター又は当該警察職員の所属官署の名称

ロ 相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時及び場所

ハ 相談又は求めた援助若しくは保護の内容

ニ 相談又は申立人の求めに対して執られた措置の内容

2 前項の書面（以下「申立書」という。）に同項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がない場合には、申立書には、同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項についての申立人の供述を記載した書面で公証人法（明治

41 年法律第 53 号）第 58 条ノ 2 第 1 項の認証を受けたものを添付しなければならない。

（迅速な裁判）

第 13 条 裁判所は、保護命令の申立てに係る事件については、速やかに裁判をするものとする。

（保護命令事件の審理の方法）

第 14 条 保護命令は、口頭弁論又は相手方が立ち会うことができる審尋の期日を経なければ、これを発することができない。ただし、その期日を経ることにより保護命令の申立ての目的を達することができない事情があるときは、この限りでない。

2 申立書に第 12 条第 1 項第 5 号イから二までに掲げる事項の記載がある場合には、裁判所は、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長に対し、申立人が相談し又は援助若しくは保護を求めた際の状況及びこれに対して執られた措置の内容を記載した書面の提出を求めるものとする。この場合において、当該配偶者暴力相談支援センター又は当該所属官署の長は、これに速やかに応ずるものとする。

3 裁判所は、必要があると認める場合には、前項の配偶者暴力相談支援センター若しくは所属官署の長又は申立人から相談を受け、若しくは援助若しくは保護を求められた職員に対し、同項の規定により書面の提出を求めた事項に関して更に説明を求めることができる。

（保護命令の申立てについての決定等）

第 15 条 保護命令の申立てについての決定には、理由を付さなければならない。ただし、口頭弁論を経ないで決定をする場合には、理由の要旨を示せば足りる。

2 保護命令は、相手方に対する決定書の送達又は相手方が出頭した口頭弁論若しくは審尋の期日における言渡しによって、その効力を生ずる。

3 保護命令を発したときは、裁判所書記官は、速やかにその旨及びその内容を申立人の住

所又は居所を管轄する警視總監又は道府県警察本部長に通知するものとする。

4 保護命令を発した場合において、申立人が配偶者暴力相談支援センターの職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた事実があり、かつ、申立書に当該事実に係る第12条第1項第5号イからニまでに掲げる事項の記載があるときは、裁判所書記官は、速やかに、保護命令を発した旨及びその内容を、当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センター(当該申立書に名称が記載された配偶者暴力相談支援センターが2以上ある場合にあっては、申立人がその職員に対し相談し、又は援助若しくは保護を求めた日時が最も遅い配偶者暴力相談支援センター)の長に通知するものとする。

5 保護命令は、執行力を有しない。
(即時抗告)

第16条 保護命令の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができる。

2 前項の即時抗告は、保護命令の効力に影響を及ぼさない。

3 即時抗告があった場合において、保護命令の取消しの原因となることが明らかな事情があることにつき疎明があったときに限り、抗告裁判所は、申立てにより、即時抗告についての裁判が効力を生ずるまでの間、保護命令の効力の停止を命ずることができる。事件の記録が原裁判所に存する間は、原裁判所も、この処分を命ずることができる。

4 前項の規定により第10条第1項第1号の規定による命令の効力の停止を命ずる場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せられているときは、裁判所は、当該命令の効力の停止をも命じなければならない。

5 前2項の規定による裁判に対しては、不服を申し立てることができない。

6 抗告裁判所が第10条第1項第1号の規定による命令を取り消す場合において、同条第2項から第4項までの規定による命令が発せ

られているときは、抗告裁判所は、当該命令をも取り消さなければならない。

7 前条第4項の規定による通知がされている保護命令について、第3項若しくは第4項の規定によりその効力の停止を命じたとき又は抗告裁判所がこれを取り消したときは、裁判所書記官は、速やかに、その旨及びその内容を当該通知をした配偶者暴力相談支援センターの長に通知するものとする。

8 前条第3項の規定は、第3項及び第4項の場合並びに抗告裁判所が保護命令を取り消した場合について準用する。

(保護命令の取消し)

第17条 保護命令を発した裁判所は、当該保護命令の申立てをした者の申立てがあった場合には、当該保護命令を取り消さなければならない。第10条第1項第1号又は第2項から第4項までの規定による命令にあっては同号の規定による命令が効力を生じた日から起算して3月を経過した後において、同条第1項第2号の規定による命令にあっては当該命令が効力を生じた日から起算して2週間を経過した後において、これらの命令を受けた者が申し立て、当該裁判所がこれらの命令の申立てをした者に異議がないことを確認したときも、同様とする。

2 前条第6項の規定は、第10条第1項第1号の規定による命令を発した裁判所が前項の規定により当該命令を取り消す場合について準用する。

3 第15条第3項及び前条第7項の規定は、前2項の場合について準用する。

(第10条第1項第2号の規定による命令の再度の申立て)

第18条 第10条第1項第2号の規定による命令が発せられた後に当該発せられた命令の申立ての理由となった身体に対する暴力又は生命等に対する脅迫と同一の事実を理由とする同号の規定による命令の再度の申立てがあったときは、裁判所は、配偶者と共に生活の本拠としている住居から転居しよ

うとする被害者がその責めに帰することのできない事由により当該発せられた命令の効力が生ずる日から起算して 2 月を経過する日までに当該住居からの転居を完了することができないことその他の同号の規定による命令を再度発する必要があると認めべき事情があるときに限り、当該命令を発するものとする。ただし、当該命令を発することにより当該配偶者の生活に特に著しい支障を生ずると認めるときは、当該命令を発しないことができる。

- 2 前項の申立てをする場合における第 12 条の規定の適用については、同条第 1 項各号列記以外の部分中「次に掲げる事項」とあるのは「第 1 号、第 2 号及び第 5 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同項第 5 号中「前各号に掲げる事項」とあるのは「第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」と、同条第 2 項中「同項第 1 号から第 4 号までに掲げる事項」とあるのは「同項第 1 号及び第 2 号に掲げる事項並びに第 18 条第 1 項本文の事情」とする。

(事件の記録の閲覧等)

- 第 19 条 保護命令に関する手続について、当事者は、裁判所書記官に対し、事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は事件に関する事項の証明書の交付を請求することができる。ただし、相手方にあつては、保護命令の申立てに関し口頭弁論若しくは相手方を呼び出す審尋の期日の指定があり、又は相手方に対する保護命令の送達があるまでの間は、この限りでない。

(法務事務官による宣誓認証)

- 第 20 条 法務局若しくは地方法務局又はその支局の管轄区域内に公証人がいない場合又は公証人がその職務を行うことができない場合には、法務大臣は、当該法務局若しくは地方法務局又はその支局に勤務する法務事務官に第 12 条第 2 項(第 18 条第 2 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)

の認証を行わせることができる。

(民事訴訟法の準用)

- 第 21 条 この法律に特別の定めがある場合を除き、保護命令に関する手続に関しては、その性質に反しない限り、民事訴訟法(平成 8 年法律第 109 号)の規定を準用する。

(最高裁判所規則)

- 第 22 条 この法律に定めるもののほか、保護命令に関する手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定める。

第 5 章 雑則

(職務関係者による配慮等)

- 第 23 条 配偶者からの暴力に係る被害者の保護、捜査、裁判等に職務上関係のある者(次項において「職務関係者」という。)は、その職務を行うに当たり、被害者の心身の状況、その置かれている環境等を踏まえ、被害者の国籍、障害の有無等を問わずその人権を尊重するとともに、その安全の確保及び秘密の保持に十分な配慮をしなければならない。

- 2 国及び地方公共団体は、職務関係者に対し、被害者の人権、配偶者からの暴力の特性等に関する理解を深めるために必要な研修及び啓発を行うものとする。

(教育及び啓発)

- 第 24 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止に関する国民の理解を深めるための教育及び啓発に努めるものとする。

(調査研究の推進等)

- 第 25 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に資するため、加害者の更生のための指導の方法、被害者の心身の健康を回復させるための方法等に関する調査研究の推進並びに被害者の保護に係る人材の養成及び資質の向上に努めるものとする。

(民間の団体に対する援助)

- 第 26 条 国及び地方公共団体は、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護を図るための活動を行う民間の団体に対し、必要な援助

を行うよう努めるものとする。

(都道府県及び市の支弁)

第 27 条 都道府県は、次の各号に掲げる費用を支弁しなければならない。

(1) 第 3 条第 3 項の規定に基づき同項に掲げる業務を行う婦人相談所の運営に要する費用(次号に掲げる費用を除く。)

(2) 第 3 条第 3 項第 3 号の規定に基づき婦人相談所が行う一時保護(同条第 4 項に規定する厚生労働大臣が定める基準を満たす者に委託して行う場合を含む。)に要する費用

(3) 第 4 条の規定に基づき都道府県知事の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用

(4) 第 5 条の規定に基づき都道府県が行う保護(市町村、社会福祉法人その他適当と認める者に委託して行う場合を含む。)及びこれに伴い必要な事務に要する費用

2 市は、第 4 条の規定に基づきその長の委嘱する婦人相談員が行う業務に要する費用を支弁しなければならない。

(国の負担及び補助)

第 28 条 国は、政令の定めるところにより、都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 1 号及び第 2 号に掲げるものについては、その 10 分の 5 を負担するものとする。

2 国は、予算の範囲内において、次の各号に掲げる費用の 10 分の 5 以内を補助することができる。

(1) 都道府県が前条第 1 項の規定により支弁した費用のうち、同項第 3 号及び第 4 号に掲げるもの

(2) 市が前条第 2 項の規定により支弁した費用

第 5 章の 2 補則

(この法律の準用)

第 28 条の 2 第 2 条及び第 1 章の 2 から前章までの規定は、生活の本拠を共にする交際

(婚姻関係における共同生活に類する共同生活を営んでいないものを除く。)をする関係にある相手からの暴力(当該関係にある相手からの身体に対する暴力等をいい、当該関係にある相手からの身体に対する暴力等を受けた後に、その者が当該関係を解消した場合にあっては、当該関係にあった者から引き続き受ける身体に対する暴力等を含む。)及び当該暴力を受けた者について準用する。この場合において、これらの規定中「配偶者からの暴力」とあるのは「第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力」と読み替えるほか、次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。

第 2 条	被害者	被害者(第 28 条の 2 に規定する関係にある相手からの暴力を受けた者をいう。以下同じ。)
第 6 条第 1 項	配偶者 又は配偶者 であった者	同条に規定する関係にある相手又は同条に規定する関係にある相手であった者
第 10 条第 1 項から第 4 項まで、第 11 条第 2 項第 2 号、第 12 条第 1 項第 1 号から第 4 号まで及び第 18 条第 1 項	配偶者	第 28 条の 2 に規定する関係にある相手
第 10 条第 1 項	離婚をし、又はその婚姻が取	第 28 条の 2 に規定する関係を解消した場合

	り消された場合	
--	---------	--

第6章 罰則

第29条 保護命令（前条において読み替えて運用する第10条第1項から第4項までの規定によるものを含む。次条において同じ。）に違反した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第30条 第12条第1項（第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）又は第28条の2において読み替えて準用する第12条第1項（第28条の2において準用する第18条第2項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定により記載すべき事項について虚偽の記載のある申立書により保護命令の申立てをした者は、10万円以下の過料に処する。

附則 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。ただし、第2章、第6条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第7条、第9条（配偶者暴力相談支援センターに係る部分に限る。）、第27条及び第28条の規定は、平成14年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 平成14年3月31日までに婦人相談所に対し被害者が配偶者からの身体に対する暴力に関して相談し、又は援助若しくは保護を求めた場合における当該被害者からの保護命令の申立てに係る事件に関する第12条第1項第4号並びに第14条第2項及び第3項の規定の適用については、これらの規定中「配偶者暴力相談支援センター」とあるのは、「婦人相談所」とする。

（検討）

第3条 この法律の規定については、この法律

の施行後3年を目途として、この法律の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則〔平成16年6月2日法律第64号〕

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（次項において「旧法」という。）第10条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

2 旧法第10条第2号の規定による命令が発せられた後に当該命令の申立ての理由となった身体に対する不法な攻撃であって生命又は身体に危害を及ぼすものと同一の事実を理由とするこの法律による改正後の配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律（以下「新法」という。）第10条第1項第2号の規定による命令の申立て（この法律の施行後最初にされるものに限る。）があった場合における新法第18条第1項の規定の適用については、同項中「2月」とあるのは、「2週間」とする。

（検討）

第3条 新法の規定については、この法律の施行後3年を目途として、新法の施行状況等を勘案し、検討が加えられ、その結果に基づいて必要な措置が講ぜられるものとする。

附則(平成19年7月11日法律第113号) 抄

（施行期日）

第1条 この法律は、公布の日から起算して6月を経過した日から施行する。

（経過措置）

第2条 この法律の施行前にしたこの法律による改正前の配偶者からの暴力の防止及び

被害者の保護に関する法律第 10 条の規定による命令の申立てに係る同条の規定による命令に関する事件については、なお従前の例による。

附則(平成 25 年 7 月 3 日法律第 72 号) 抄
(施行期日)

1 この法律は、公布の日から起算して 6 月を経過した日から施行する。

附則(平成 26 年 4 月 23 日法律第 28 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 略

(2) 第 2 条並びに附則第 3 条、第 7 条から第 10 条まで、第 12 条及び第 15 条から第 18 条までの規定 平成 26 年 10 月 1 日

附則(令和元年 6 月 26 日法律第 46 号) 抄
(施行期日)

第 1 条 この法律は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条の規定 公布の日

(その他の経過措置の政令への委任)

第 4 条 前 2 条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討等)

第 8 条 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 6 条第 1 項及び第 2 項の通報の対象となる同条第 1 項に規定する配偶者からの暴力の形態並びに同法第 10 条第 1 項から第 4 項までの規定による命令の申立てをすることができる同条第 1 項に規定する被害者の範囲の拡大について検討を加え、その結果に基づい

て必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、附則第 1 条第 1 号に掲げる規定の施行後 3 年を目途に、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第 1 条第 1 項に規定する配偶者からの暴力に係る加害者の地域社会における更生のための指導及び支援の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

女性の職業生活における活躍の推進に関する法律

平成 27 年 9 月 4 日法律第 64 号

目次

- 第 1 章 総則（第 1 条 - 第 4 条）
- 第 2 章 基本方針等（第 5 条・第 6 条）
- 第 3 章 事業主行動計画等
 - 第 1 節 事業主行動計画策定指針（第 7 条）
 - 第 2 節 一般事業主行動計画等（第 8 条 - 第 18 条）
 - 第 3 節 特定事業主行動計画（第 19 条）
 - 第 4 節 女性の職業選択に資する情報の公表（第 20 条・第 21 条）
- 第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置（第 22 条 - 第 29 条）
- 第 5 章 雑則（第 30 条 - 第 33 条）
- 第 6 章 罰則（第 34 条 - 第 39 条）
- 附則

第 1 章 総則

（目的）

第 1 条 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること（以下「女性の職業生活における活躍」という。）が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法（平成 11 年法律第 78 号）の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

（基本原則）

第 2 条 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活における活躍に係る男女間の格差の実情を踏まえ、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性に対する採用、教育訓練、昇進、職種及び雇用形態の変更その他の職業生活に関する機会の積極的な提供及びその活用を通じ、かつ、性別による固定的な役割分担等を反映した職場における慣行が女性の職業生活における活躍に対して及ぼす影響に配慮して、その個性と能力が十分に発揮できるようにすることを旨として、行われなければならない。

2 女性の職業生活における活躍の推進は、職業生活を営む女性が結婚、妊娠、出産、育児、介護その他の家庭生活に関する事由によりやむを得ず退職することが多いことその他の家庭生活に関する事由が職業生活に与える影響を踏まえ、家族を構成する男女が、男女の別を問わず、相互の協力と社会の支援の下に、育児、介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たしつつ職業生活における活動を行うために必要な環境の整備等により、男女の職業生活と家庭生活との円滑かつ継続的な両立が可能となることを旨として、行われなければならない。

3 女性の職業生活における活躍の推進に当たっては、女性の職業生活と家庭生活との両立に関し、本人の意思が尊重されるべきものであることに留意されなければならない。

（国及び地方公共団体の責務）

第 3 条 国及び地方公共団体は、前条に定める女性の職業生活における活躍の推進についての基本原則（次条及び第 5 条第 1 項において「基本原則」という。）にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関して必要な施策を策定し、及びこれを実施しなければならない。

（事業主の責務）

第 4 条 事業主は、基本原則にのっとり、その

雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の積極的な提供、雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備その他の女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を自ら実施するよう努めるとともに、国又は地方公共団体が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に協力しなければならない。

第2章 基本方針等

(基本方針)

第5条 政府は、基本原則にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進に関する施策を総合的かつ一体的に実施するため、女性の職業生活における活躍の推進に関する基本方針(以下「基本方針」という。)を定めなければならない。

2 基本方針においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 女性の職業生活における活躍の推進に関する基本的な方向

(2) 事業主が実施すべき女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する基本的な事項

(3) 女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する次に掲げる事項

イ 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置に関する事項

ロ 職業生活と家庭生活との両立を図るために必要な環境の整備に関する事項

ハ その他女性の職業生活における活躍の推進に関する施策に関する重要事項

四 前3号に掲げるもののほか、女性の職業生活における活躍を推進するために必要な事項

3 内閣総理大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

5 前2項の規定は、基本方針の変更について準用する。

(都道府県推進計画等)

第6条 都道府県は、基本方針を勘案して、当該都道府県の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(以下この条において「都道府県推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

2 市町村は、基本方針(都道府県推進計画が定められているときは、基本方針及び都道府県推進計画)を勘案して、当該市町村の区域内における女性の職業生活における活躍の推進に関する施策についての計画(次項において「市町村推進計画」という。)を定めるよう努めるものとする。

3 都道府県又は市町村は、都道府県推進計画又は市町村推進計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第3章 事業主行動計画等

第1節 事業主行動計画策定指針

第7条 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主が女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を総合的かつ効果的に実施することができるよう、基本方針に即して、次条第1項に規定する一般事業主行動計画及び第19条第1項に規定する特定事業主行動計画(次項において「事業主行動計画」と総称する。)の策定に関する指針(以下「事業主行動計画策定指針」という。)を定めなければならない。

2 事業主行動計画策定指針においては、次に掲げる事項につき、事業主行動計画の指針となるべきものを定めるものとする。

(1) 事業主行動計画の策定に関する基本的な事項

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容に関する事項

(3) その他女性の職業生活における活躍の

推進に関する取組に関する重要事項

- 3 内閣総理大臣、厚生労働大臣及び総務大臣は、事業主行動計画策定指針を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

第2節 一般事業主行動計画等

(一般事業主行動計画の策定等)

第8条 国及び地方公共団体以外の事業主(以下「一般事業主」という。)であって、

常時雇用する労働者の数が300人を超えるものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画(一般事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下同じ。)を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出なければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 2 一般事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

- 3 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、採用した労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差異、労働時間の状況、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他のその事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する労働者に占める女性労働者の割合、男女の継続勤務年数の差

異の縮小の割合、労働時間、管理的地位にある労働者に占める女性労働者の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

- 4 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを労働者に周知させるための措置を講じなければならない。

- 5 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画を定め、又は変更したときは、厚生労働省令で定めるところにより、これを公表しなければならない。

- 6 第1項に規定する一般事業主は、一般事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、一般事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

- 7 一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が300人以下のものは、事業主行動計画策定指針に即して、一般事業主行動計画を定め、厚生労働省令で定めるところにより、厚生労働大臣に届け出るよう努めなければならない。これを変更したときも、同様とする。

- 8 第3項の規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更しようとする場合について、第4項から第6項までの規定は前項に規定する一般事業主が一般事業主行動計画を定め、又は変更した場合について、それぞれ準用する。

(基準に適合する一般事業主の認定)

- 第9条 厚生労働大臣は、前条第1項又は第7項の規定による届出をした一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該取組の実施の状況が優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(認定一般事業主の表示等)

- 第10条 前条の認定を受けた一般事業主(以

下「認定一般事業主」という。)は、商品、役務の提供の用に供する物、商品又は役務の広告又は取引に用いる書類若しくは通信その他の厚生労働省令で定めるもの(次項及び第十四条第一項において「商品等」という。)に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 何人も、前項の規定による場合を除くほか、商品等に同項の表示又はこれと紛らわしい表示を付してはならない。

(認定の取消し)

第 11 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 9 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 9 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (2) この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (3) 不正の手段により第九条の認定を受けたとき。

(基準に適合する認定一般事業主の認定)

第 12 条 厚生労働大臣は、認定一般事業主からの申請に基づき、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主について、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関し、当該事業主の策定した一般事業主行動計画に基づく取組を実施し、当該一般事業主行動計画に定められた目標を達成したこと、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和 47 年法律第 113 号)第 13 条の 2 に規定する業務を担当する者及び育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成 3 年法律第 76 号)第 29 条に規定する業務を担当する者を選任していること、当該女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が特に優良なものであることその他の厚生労働省令で定める基準に適合するものである旨の認定を行うことができる。

(特例認定一般事業主の特例等)

第 13 条 前条の認定を受けた一般事業主(以下「特例認定一般事業主」という。)については、第 8 条第 1 項及び第 7 項の規定は、適用しない。

- 2 特例認定一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、毎年少なくとも 1 回、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況を公表しなければならない。

(特例認定一般事業主の表示等)

第 14 条 特例認定一般事業主は、商品等に厚生労働大臣の定める表示を付することができる。

- 2 第 10 条第 2 項の規定は、前項の表示について準用する。

(特例認定一般事業主の認定の取消し)

第 15 条 厚生労働大臣は、特例認定一般事業主が次の各号のいずれかに該当するときは、第 12 条の認定を取り消すことができる。

- (1) 第 11 条の規定により第九条の認定を取り消すとき。
- (2) 第 12 条に規定する基準に適合しなくなったと認めるとき。
- (3) 第 13 条第 2 項の規定による公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき。
- (4) 前号に掲げる場合のほか、この法律又はこの法律に基づく命令に違反したとき。
- (5) 不正の手段により第 12 条の認定を受けたとき。

(委託募集の特例等)

第 16 条 承認中小事業主団体の構成員である中小事業主(一般事業主であって、常時雇用する労働者の数が 300 人以下のものをいう。以下この項及び次項において同じ。)が、当該承認中小事業主団体をして女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施に関し必要な労働者の募集を行わせようとする場合において、当該承認中小事業主団体が当該募集に従事しようとするときは、職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 36 条第 1 項及び第 3 項の規定は、当該構成員である

- 中小事業主については、適用しない。
- 2 この条及び次条において「承認中小事業主団体」とは、事業協同組合、協同組合連合会その他の特別の法律により設立された組合若しくはその連合会であって厚生労働省令で定めるもの又は一般社団法人で中小事業主を直接又は間接の構成員とするもの(厚生労働省令で定める要件に該当するものに限る。)のうち、その構成員である中小事業主に対して女性の職業生活における活躍の推進に関する取組を実施するための人材確保に関する相談及び援助を行うものであって、その申請に基づいて、厚生労働大臣が、当該相談及び援助を適切に行うための厚生労働省令で定める基準に適合する旨の承認を行ったものをいう。
 - 3 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体が前項に規定する基準に適合しなくなったと認めるときは、同項の承認を取り消すことができる。
 - 4 承認中小事業主団体は、第1項に規定する募集に従事しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、募集時期、募集人員、募集地域その他の労働者の募集に関する事項で厚生労働省令で定めるものを厚生労働大臣に届け出なければならない。
 - 5 職業安定法第37条第2項の規定は前項の規定による届出があった場合について、同法第5条の3第1項及び第4項、第5条の4、第39条、第41条第2項、第42条第1項、第42条の2、第48条の3第1項、第48条の4、第50条第1項及び第2項並びに第51条の規定は前項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者について、同法第40条の規定は同項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者に対する報酬の供与について、同法第50条第3項及び第4項の規定はこの項において準用する同条第2項に規定する職権を行う場合について、それぞれ準用する。この場合において、同法第37条第2項中「労働者の募集を行おうとする者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事しようとする者」と、同法第41条第2項中「当該労働者の募集の業務の廃止を命じ、又は期間」とあるのは「期間」と読み替えるものとする。
 - 6 職業安定法第36条第2項及び第42条の3の規定の適用については、同法第36条第2項中「前項の」とあるのは「被用者以外の者をして労働者の募集に従事させようとする者がその被用者以外の者に与えようとする」と、同法第42条の3中「第39条に規定する募集受託者」とあるのは「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(平成27年法律第64号)第16条第4項の規定による届出をして労働者の募集に従事する者」とする。
 - 7 厚生労働大臣は、承認中小事業主団体に対し、第2項の相談及び援助の実施状況について報告を求めることができる。
- 第17条 公共職業安定所は、前条第四項の規定による届出をして労働者の募集に従事する承認中小事業主団体に対して、雇用情報及び職業に関する調査研究の成果を提供し、かつ、これらに基づき当該募集の内容又は方法について指導することにより、当該募集の効果的かつ適切な実施を図るものとする。
- (一般事業主に対する国の援助)
- 第18条 国は、第8条第1項若しくは第7項の規定により一般事業主行動計画を策定しようとする一般事業主又はこれらの規定による届出をした一般事業主に対して、一般事業主行動計画の策定、労働者への周知若しくは公表又は一般事業主行動計画に基づく措置が円滑に実施されるように相談その他の援助の実施に努めるものとする。
- 第3節 特定事業主行動計画
- 第19条 国及び地方公共団体の機関、それらの長又はそれらの職員で政令で定めるもの(以下「特定事業主」という。)は、政令で

定めるところにより、事業主行動計画策定指針に即して、特定事業主行動計画（特定事業主が実施する女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に関する計画をいう。以下この条において同じ。）を定めなければならない。

2 特定事業主行動計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1) 計画期間

(2) 女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施により達成しようとする目標

(3) 実施しようとする女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の内容及びその実施時期

3 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更しようとするときは、内閣府令で定めるところにより、採用した職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異、勤務時間の状況、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他のその事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する状況を把握し、女性の職業生活における活躍を推進するために改善すべき事情について分析した上で、その結果を勘案して、これを定めなければならない。この場合において、前項第2号の目標については、採用する職員に占める女性職員の割合、男女の継続勤務年数の差異の縮小の割合、勤務時間、管理的地位にある職員に占める女性職員の割合その他の数値を用いて定量的に定めなければならない。

4 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを職員に周知させるための措置を講じなければならない。

5 特定事業主は、特定事業主行動計画を定め、又は変更したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

6 特定事業主は、毎年少なくとも1回、特定事業主行動計画に基づく取組の実施の状況

を公表しなければならない。

7 特定事業主は、特定事業主行動計画に基づく取組を実施するとともに、特定事業主行動計画に定められた目標を達成するよう努めなければならない。

第4節 女性の職業選択に資する情報の公表

（一般事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第20条 第8条第1項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その雇用し、又は雇用しようとする女性労働者に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その雇用する労働者の職業生活と家庭生活との両立に資する雇用環境の整備に関する実績

2 第8条第7項に規定する一般事業主は、厚生労働省令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事業における女性の職業生活における活躍に関する前項各号に掲げる情報の少なくともいずれか一方を定期的に公表するよう努めなければならない。

（特定事業主による女性の職業選択に資する情報の公表）

第21条 特定事業主は、内閣府令で定めるところにより、職業生活を営み、又は営もうとする女性の職業選択に資するよう、その事務及び事業における女性の職業生活における活躍に関する次に掲げる情報を定期的に公表しなければならない。

(1) その任用し、又は任用しようとする女性に対する職業生活に関する機会の提供に関する実績

(2) その任用する職員の職業生活と家庭生活

活との両立に資する勤務環境の整備に関する実績

第 4 章 女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置

(職業指導等の措置等)

第 22 条 国は、女性の職業生活における活躍を推進するため、職業指導、職業紹介、職業訓練、創業の支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

2 地方公共団体は、女性の職業生活における活躍を推進するため、前項の措置と相まって、職業生活を営み、又は営もうとする女性及びその家族その他の関係者からの相談に応じ、関係機関の紹介その他の情報の提供、助言その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

3 地方公共団体は、前項に規定する業務に係る事務の一部を、その事務を適切に実施することができるものとして内閣府令で定める基準に適合する者に委託することができる。

4 前項の規定による委託に係る事務に従事する者又は当該事務に従事していた者は、正当な理由なく、当該事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(財政上の措置等)

第 23 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する地方公共団体の施策を支援するために必要な財政上の措置その他の措置を講ずるよう努めるものとする。

(国等からの受注機会の増大)

第 24 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に資するため、国及び公庫等(沖縄振興開発金融公庫その他の特別の法律によって設立された法人であって政令で定めるものをいう。) の役務又は物件の調達に関し、予算の適正な使用に留意しつつ、認定一般事業主、特例認定一般事業主その他の女性の職業生活における活躍に関する状況又は女性の職業生活における活躍の推進に関する取組の実施の状況が優良な一般事業主(次項に

おいて「認定一般事業主等」という。) の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するものとする。

2 地方公共団体は、国の施策に準じて、認定一般事業主等の受注の機会の増大その他の必要な施策を実施するよう努めるものとする。

(啓発活動)

第 25 条 国及び地方公共団体は、女性の職業生活における活躍の推進について、国民の関心と理解を深め、かつ、その協力を得るとともに、必要な啓発活動を行うものとする。

(情報の収集、整理及び提供)

第 26 条 国は、女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に資するよう、国内外における女性の職業生活における活躍の状況及び当該取組に関する情報の収集、整理及び提供を行うものとする。

(協議会)

第 27 条 当該地方公共団体の区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する事務及び事業を行う国及び地方公共団体の機関(以下この条において「関係機関」という。) は、第 22 条第 1 項の規定により国が講ずる措置及び同条第 2 項の規定により地方公共団体が講ずる措置に係る事例その他の女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を活用することにより、当該区域において女性の職業生活における活躍の推進に関する取組が効果的かつ円滑に実施されるようにするため、関係機関により構成される協議会(以下「協議会」という。) を組織することができる。

2 協議会を組織する関係機関は、当該地方公共団体の区域内において第 22 条第 3 項の規定による事務の委託がされている場合には、当該委託を受けた者を協議会の構成員として加えるものとする。

3 協議会を組織する関係機関は、必要があると認めるときは、協議会に次に掲げる者を構成員として加えることができる。

- (1) 一般事業主の団体又はその連合団体
- (2) 学識経験者
- (3) その他当該関係機関が必要と認める者

4 協議会は、関係機関及び前2項の構成員(以下この項において「関係機関等」という。)が相互の連絡を図ることにより、女性の職業生活における活躍の推進に有用な情報を共有し、関係機関等の連携の緊密化を図るとともに、地域の実情に応じた女性の職業生活における活躍の推進に関する取組について協議を行うものとする。

5 協議会が組織されたときは、当該地方公共団体は、内閣府令で定めるところにより、その旨を公表しなければならない。

(秘密保持義務)

第28条 協議会の事務に従事する者又は協議会の事務に従事していた者は、正当な理由なく、協議会の事務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。

(協議会の定める事項)

第29条 前2条に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

第5章 雑則

(報告の徴収並びに助言、指導及び勧告)

第30条 厚生労働大臣は、この法律の施行に関し必要があると認めるときは、第8条第1項に規定する一般事業主又は認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である同条第7項に規定する一般事業主に対して、報告を求め、又は助言、指導若しくは勧告をすることができる。

(公表)

第31条 厚生労働大臣は、第20条第1項の規定による公表をせず、若しくは虚偽の公表をした第8条第1項に規定する一般事業主又は第20条第2項に規定する情報に関し虚偽の公表をした認定一般事業主若しくは特例認定一般事業主である第8条第7項に規定する一般事業主に対し、前条の規定による勧

告をした場合において、当該勧告を受けた者がこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

(権限の委任)

第32条 第8条、第9条、第11条、第12条、第15条、第16条、第30条及び前条に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、その一部を都道府県労働局長に委任することができる。

(政令への委任)

第33条 この法律に定めるもののほか、この法律の実施のため必要な事項は、政令で定める。

第6章 罰則

第34条 第16条第5項において準用する職業安定法第41条第2項の規定による業務の停止の命令に違反して、労働者の募集に従事した者は、1年以下の懲役又は100万円以下の罰金に処する。

第35条 次の各号のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

(1) 第22条第4項の規定に違反して秘密を漏らした者

(2) 第28条の規定に違反して秘密を漏らした者

第36条 次の各号のいずれかに該当する者は、6月以下の懲役又は30万円以下の罰金に処する。

(1) 第16条第4項の規定による届出をしないで、労働者の募集に従事した者

(2) 第16条第5項において準用する職業安定法第37条第2項の規定による指示に従わなかった者

(3) 第16条第5項において準用する職業安定法第39条又は第40条の規定に違反した者

第37条 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

(1) 第10条第2項(第14条第2項において準用する場合を含む。)の規定に違反し

た者

(2) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 1 項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者

(3) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 50 条第 2 項の規定による立入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して答弁をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

(4) 第 16 条第 5 項において準用する職業安定法第 51 条第 1 項の規定に違反して秘密を漏らした者

第 38 条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、第 34 条、第 36 条又は前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

第 39 条 第 30 条の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、20 万円以下の過料に処する。

附則 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第 3 章 (第 7 条を除く。) 第 5 章 (第 28 条を除く。) 及び第 6 章 (第 30 条を除く。) の規定並びに附則第 5 条の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(この法律の失効)

第 2 条 この法律は、平成 38 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

2 第 22 条第 3 項の規定による委託に係る事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、同条第 4 項の規定 (同項に係る罰則を含む。) は、前項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

3 協議会の事務に従事していた者の当該事務に関して知り得た秘密については、第 28 条の規定 (同条に係る罰則を含む。) は、第 1 項

の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

4 この法律の失効前にした行為に対する罰則の適用については、この法律は、第 1 項の規定にかかわらず、同項に規定する日後も、なおその効力を有する。

(政令への委任)

第 3 条 前条第 2 項から第 4 項までに規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第 4 条 政府は、この法律の施行後 3 年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

附則(平成 29 年 3 月 31 日法律第 14 号) 抄

(施行期日)

第 1 条 この法律は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第 1 条中雇用保険法第 64 条の次に 1 条を加える改正規定及び附則第 35 条の規定
公布の日

(2)・(3) 略

(4) 第 2 条中雇用保険法第 10 条の 4 第 2 項、第 58 条第 1 項、第 60 条の 2 第 4 項、第 76 条第 2 項及び第 79 条の 2 並びに附則第 11 条の 2 第 1 項の改正規定並びに同条第 3 項の改正規定 (「 100 分の 50 を 」 を 「 100 分の 80 を 」 に改める部分に限る。) 、第 4 条の規定並びに第 7 条中育児・介護休業法第 53 条第 5 項及び第 6 項並びに第 64 条の改正規定並びに附則第 5 条から第 8 条まで及び第 10 条の規定、附則第 13 条中国国家公務員退職手当法(昭和 28 年法律第 182 号)第 10 条第 10 項第 5 号の改正規定、附則第 14 条第 2 項及び第 17 条の規定、附則第 18 条(次号に掲げる規定を除く。) の規定、附則第 19 条中高年齢者等の雇用の安

定等に関する法律(昭和46年法律第68号)第38条第3項の改正規定(「第4条第8項」を「第4条第9項」に改める部分に限る。) 附則第20条中建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和51年法律第33号)第30条第1項の表第4条第8項の項、第32条の11から第32条の15まで、第32条の16第1項及び第51条の項及び第48条の3及び第48条の4第1項の項の改正規定、附則第21条、第22条、第26条から第28条まで及び第32条の規定並びに附則第33条(次号に掲げる規定を除く。)

の規定 平成30年1月1日

(罰則に関する経過措置)

第34条 この法律(附則第1条第4号に掲げる規定にあっては、当該規定)の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(その他の経過措置の政令への委任)

第35条 この附則に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附則(令和元年6月5日法律第24号) 抄
(施行期日)

第1条 この法律は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第3条中労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第4条の改正規定並びに次条及び附則第6条の規定 公布の日

(2) 第2条の規定 公布の日から起算して3年を超えない範囲内において政令で定める日

(罰則に関する経過措置)

第5条 この法律の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(政令への委任)

第6条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

(検討)

第7条 政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、この法律による改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて所要の措置を講ずるものとする。

荒川区男女共同参画社会推進計画

令和3年5月 / 登録(03)0016号

発行 荒川区総務企画部総務企画課

男女平等推進センター(アクト21)

〒116-0012 荒川区東尾久五丁目9-3

電話 03-3809-2890